大学評価シンポジウム報告書

（東京会場）

公益財団法人　大学基準協会

2015（平成 27）年 10 月 9 日

目　次

大学評価シンポジウム　プログラム　（東京会場）　…… 1

登壇者略歴　…… 3

１．開会挨拶　…… 5

２．基調講演　「大学改革の現状と認証評価の改善に向けて」　……7
　　基調講演資料

３．説明　「『内部質保証ハンドブック』の内容について」（大阪・東京共通）　……47
　　説明資料

４．パネルディスカッション　……83
　　資料　「内部質保証」の位置づけと素の意義
　　資料　評価実務担当者から見た内部質保証システム
　　　　内部質保証の現況調査」を手掛かりに
　　資料　内部質保証システムの導入～その課題、そして具体的な施策へ～
　　資料　大学職員に対する提言～「内部質保証」をどう捉え、どう取り組むか～

５．閉会挨拶　……153

平成 27 年度 総会・大学評価シンポジウム

プ ロ グ ラ ム

○　**日時**：平成 27 年 10 月９日（金）13:00～17:00（受付：12:30～）

○　**場所**：アルカディア市ヶ谷（３階「富士」）

（敬称略）

13:00－13:10	◆**開会挨拶**：永田 恭介（筑波大学長、大学基準協会会長）
13:10－14:00	◆**総　　会**：平成 26 年度事業報告・収支決算について 平成 27 年度事業計画・収支予算について
14:00－14:40	◆**基調講演**：「大学改革の現状と認証評価制度の改善に向けて」 伊藤 史恵 （文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室室長）
14:40－15:15	◆**説　　明**：「『内部質保証ハンドブック』の内容について」 原　和世（大学基準協会大学評価・研究部審査・評価系主幹）
15:15－15:30	～　休　憩　～
15:30－16:50	◆**パネルディスカッション**：「今、内部質保証を考える」 ○パネリスト：早田　幸政（中央大学 教授） 山本　幸一（明治大学 評価情報事務室） 江原　昭博（関西学院大学 准教授） 大森不二雄（首都大学東京 教授） ○モデレーター：工　藤　潤（大学基準協会事務局長）
16:50－17:00	◆**閉会挨拶**：田中 優子（法政大学総長、大学基準協会理事）
17:10－18:30	◆**懇親会**：５階「大雪」 （※参加費は無料となっております。ぜひご参加ください。）

平成 27 年度 大学評価シンポジウム

≪東京会場≫

パネリスト略歴

＜パネリスト＞　（五十音順）

江原　昭博

関西学院大学准教授

研究分野は比較教育学、高等教育。

1991 年早稲田大学商学部卒業、1999 年州立ハワイ大学人文学部卒業、2008 年早稲田大学大学院文学研究科修士課程修了、2011 年同博士課程満期退学。

同志社大学特別研究員、AIR 客員研究員を経て、2013 年より関西学院大学、現在に至る。

2013 年より大学基準協会内部質保証部会委員。

大森　不二雄

首都大学東京大学教育センター教授　Ph.D.（ロンドン大学 教育研究所）

研究分野は、高等教育、教育政策、教育社会学。

1982 年京都大学文学部哲学科社会学専攻卒業。2008 年ロンドン大学教育研究所 Ph.D.。

1983 年文部省。岐阜県教育委員会管理部長、在英国大使館一等書記官、在米国大使館参事官を含め、教育行政に従事。2002 年文部科学省高等教育局視学官（WTO 貿易交渉等を担当）。2003 年 7 月熊本大学大学教育機能開発総合研究センター教授（2004 年 4 月学長特別補佐）。2010 年 10 月より首都大学東京大学教育センター教授、現在に至る。

熊本大学大学院社会文化科学研究科客員教授。大阪市教育委員会委員長。

評価関連の著書として『混迷する評価の時代―教育評価を根底から問う』（東信堂、2010、共編著）など、論文として「教学マネジメントをめぐる日・英の政策動向―『経営』は『質保証』をもたらすか―」『高等教育研究』第 17 集（2014 年、9-30 頁）など。

早田　幸政

中央大学理工学部教授（教職課程委員長、公共政策研究科教授も兼務）

1977 年中央大学法学部法律学科卒業、1980 年同大学院法学研究科（博士前期課程）修了。

地方自治総合研究所常任研究員を経て、1985 年、大学基準協会に入局。2001 年より大学評価・研究部長。2003 年より金沢大学大学教育開発・支援センター教授。2008 年より大阪大学大学教育実践センター教授。2012 年より同大学評価・情報分析室教授。2014 年より現職。

その間、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会（設置計画履行状況等調査研究委員会）委員、中央教育審議会大学分科会（認証評価機関審査委員会）専門委員のほか、文部科学省内の各種委員会等の委員を歴任。

他に、大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会の大学評価関連の委員会の委員等を歴任。

主著に、編著『大学の質保証とは何か』（2015 年　エイデル研究所）、単著『道徳教育の理論と指導法』（2014 年　エイデル研究所）、単著『[入門]法と憲法』（2014 年　ミネルヴァ書房）、単著『アメリカ公共政策大学院の認証評価システムと評価基準』（2008 年　公人の友社）などがある。

山本　幸一

明治大学教学企画部評価情報事務室副参事。

1994 年明治大学政治経済学部卒業，2007 年明治大学大学院ガバナンス研究科修士課程修了。公共経営学，政策評価を専攻。

1994 年明治大学に入職。2007 年から教学企画部にて中長期計画および大学評価等を担当し，現職。1999 年には（社）日本私立大学連盟にて人材開発，FD，学生調査を担当。

（公財）大学基準協会大学評価分科会委員（2011 年～2014 年）。同内部質保証のあり方に関する調査研究部会員（2013 年～2015 年）。文部科学省実践型学習支援システム推進委員会委員（2009 年）等を歴任。

現在，文部科学省先導的大学改革推進委託事業「大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究」研究会委員，（公財）大学基準協会正会員資格判定委員会委員，（社）日本私立大学連盟ＰＤＣＡサイクル修得研修運営委員会委員，大学評価コンソーシアム幹事。

評価関連の論考に，「マネジメント志向 IR の開発と定着」『私学経営』467 号（2014 年），「計画と評価を連動させて改革・改善を加速する教学マネジメント」『大学マネジメント改革総合事例集Ⅰ』日本能率協会（2014 年）など。

以上

【開会挨拶】

永田　恭介
大学基準協会会長
筑波大学長

司会　それでは、ただいまより公益財団法人大学基準協会平成 27 年度総会・大学評価シンポジウムを開催いたします。

本日の司会を務めさせていただく、私、大学基準協会の嶋田と申します。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、本協会会長の永田恭介よりご挨拶を申し上げます。

永田　初めまして、今ご紹介いただきました本協会会長の永田です。

この６月に本協会理事会全役員の改選が行われまして、刷新したところですが、私自身は、７月 17 日（金）の第 497 回理事会で会長に選任されました。青天の霹靂ではありますが、大切な評価という部分に携わるということで、皆様のご協力を得て、大学基準協会の運営をやっていこうと考えております。

現在、「大学とは何か、大学の役割とは何か」ということが、盛んに問われるようになっていると思いますが、大学基準協会の立場から言えば、大学の評価はどうなのか、大学の評価の役目は何なのかと読み替えてもおかしくないわけであります。

我々がこの大学基準協会の中で大学の機能を発揮させるために、どのように認証評価を進めていけばいいのかということに腐心をしております。

詳しくは「ＪＵＡＡ」の 55 号の巻頭言のところに、大学や大学を取り巻く環境が置かれている状況というものに対する認識を書かせていただいておりますが、いくつもの大きな問題があります。

例えば、これだけグローバル化した教育、研究が進む中で、相手方の大学はどのように、その国において認証評価されているか、評価されているかということが、大変重要でありまして、もしそれが伴っている大学とのお付き合いであれば、皆様の教育、研究の活動というのは、一層楽になっていくわけであります。

そういう意味合いでは、国際的な基準の中で、日本の認証評価をこれからどうやっていくのかは、トレンドとしては大きな課題であると思います。

それから、大学の機能が益々多様化している中で、今までどおりに一律の評価基準、あるいは一律の評価のやり方で本当にいいのか。盛んに多様性を喧伝している割には、評価はそれほどでもないというのも、おかしなことであります。

やはり、評価においても、定量的な評価に加えて定性的な評価も、公平でどのように行っていけばいいのかということを、考えていかなければいけないでいうことであります。

また、実際に、大学基準協会の中で評価をする

時に問題になることの一つとしては、文部科学省が設置が認可された大学を、フォローアップし、ちゃんと申請時の大学の姿を反映して機能を果たしているかを、一応見てはいますが、その後、数年たってから評価が行われるわけです。

そのときに、このように十分やっていらっしゃいますとか、もう少しこの部分に気をつけられたらどうかとかいうコメントは、大学基準協会から出ていくわけですが、設置とフォローアップ、それから、実行機関があって、評価をするという間に、実は、何も法的な縛りはありません。

このような順番で行うという基準はありますが、例えば、認証評価で出てきたものはどこにフィードバックしていくかという問題を考えると、現在は、決して有効とは言えない状況にあります。

従って、設置のところから認証評価を経て、次の認証評価に至る過程を、ある意味では法的に結びつけていくような努力も必要ではないかと、個人的には思っております。

もちろん、法的にという部分においては、十分な議論が必要であることはわかっておりますが、大枠、そのようなことを考えていかなければならないだろうということになります。

このようなことは巻頭言に書きましたし、最近公表されているものの中にも書かれていると思いますので、これ以上詳しくは述べませんが、とにかく大学基準協会そのものも改革が必要だというのが、現在の認識であります。

さて、本日の流れについてですが、シンポジウムに至る前に、総会ということで、我々が行っている大学基準協会の活動と、それに伴う財務状況等についてのご理解をいただいて、ご承認をいただくという、若干どこにでもあるようなプロセスを踏まなければなりません。

その後のシンポジウムでは、文部科学省の高等教育局高等教育企画課、高等教育政策室室長の伊藤史恵様に、「大学改革の現状と認証評価制度の改善に向けて」というテーマで基調講演をお願いしておりますので、今申し上げたようなお話をお聞きできるのではないかと思っております。

その後、「今、内部質保証を考える」という最も重要なテーマで、４名の先生方によるパネルディスカッションを開催することになっております。

本日はこのようなプロセスを経て、大学や大学の評価ということについて、お互いにより一層深めていければと思っております。

なお、一言だけ先にご報告申し上げますと、本協会は８月 19 日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて、内閣府の公益認定等委員会の事務局による立ち入り検査が行われました。そして、「健全に運営されているので、このまま３年後の立ち入り検査まで粛々とどうぞお進めください」という、ポジティブな結果になったということでございます。

本日は 124 の会員の大学から 228 名の皆さまにご参加いただいております。今申し上げた概要のみならず、基調講演やパネルディスカッションを通じて、大学、あるいは大学の評価というものの理解が深まれば幸いだと思いますので、楽しめるかどうかは別として、ぜひとも情報交換に努めていただきたいと思います。

司会　永田会長、ありがとうございました。

基調講演

「大学改革の現状と認証評価制度の改善に向けて」

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室室長

伊 藤　史 恵

【基調講演】

大学改革の現状と認証評価制度の改善に向けて

伊藤　史恵

文部科学省
高等教育局高等教育企画課
高等教育政策室室長

司会　それでは、大変お待たせいたしました。本日２つ目のプログラム、基調講演に移らせていただきたいと思います。

本日は文部科学省から高等教育政策室室長の伊藤史恵様にお越しいただいております。「大学改革の現状と認証評価制度の改善に向けて」というテーマでご講演をいただきます。

それでは、伊藤様、よろしくお願いいたします。

伊藤　皆様、こんにちは。

ただいまご紹介にあずかりました文部科学省、高等教育政策室長の伊藤でございます。中央教育審議会で、大学分科会という、大学の教育改革の政策を審議する場の事務局の役割をあずからせていただいております。

あわせて、個別課題でいきますと、大学のその質の向上といった観点で重要な枠組みでありますこの認証評価制度の担当も担わせていただいております。

本日は大学基準協会様の大学評価、特に内部質保証の充実に向けてというキーワードでシンポジウムをされると聞いております。

折しもこの大学分科会、中央教育審議会の大学分科会のもとでは第３期の認証評価のサイクル、平成 30 年度から始まりますが、そちらに向けて認証評価制度の改善についてご審議いただいているところであります。

ですので、私のほうからは本日その中央教育審議会における審議の状況とともに、この認証評価制度の前提というのは、自律的な視点でもって、大学は社会の変化に対応していく、そのための教育改革活動の展開を、第三者の評価機関が後押ししていくという制度であることをご説明いたします。

そういった意味で、その前提となる大学が今向き合わざるを得ない課題もあわせてご説明しながら、今後の認証評価制度の改善の必要性と方向性について、あわせてご説明したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【大学をめぐる現状】

では、この大学をめぐる現状についてでありますが、今向き合わなければならない、我が国の現状と、今、それを取り巻く社会の現状ということで言いかえさせていただければと思いますが、皆様ご存じのとおり、少子化、高齢化の進展というところで、我が国の社会システムを持続的に運営していくためには何よりも経済成長が重要なファクターであります。

その我が国の皆が、幸福な生活を営むのに必要

な社会システムが、持続的に可能であるということ、そして個人一人一人が豊かな人生を送るということ、この２つの観点からしても、この持続可能な成長というのは大切なわけですが、今それが課題に直面しつつあるというところであります。

現状というところでご紹介しますと、この 20 年間で我が国の１人当たりのＧＤＰは世界第２位から 10 位というような状況です（スライド 4）。

そして、この持続可能な成長の構成要素、例えば一人一人の生産性と、そして量としての労働力人口の積ということで考えたときに、この一人一人の生産性は、我が国の労働生産性でありますが、労働者１人当たりの１時間当たりのＧＤＰでみると、Ｇ７の中で最下位という状況であります。

さらに、量としての労働力人口でございますが、現在は生産年齢人口８千万人でありますが、その中でも我が国の労働力率に関しては、米国と比べても低いという状況であります。

これがさらに約 45 年後、半世紀後というところでありますが、まずその量としての労働力人口の基盤であります生産年齢人口を見てみますと、こちら、約８千万人から４千万人ということで、半減していく予測です。

それに伴って、当然このＧＤＰに関しましても、現在、日本では世界第 10 位というところで、約６％を占めているところでございますが、それが半減していく。世界の中に占める日本の存在感という意味においては、この３％になってしまう状況がございます。

そういった問題意識を基に、今後をどう考えていくかでございますが、先ほどの量と、そして１人当たりの生産性の向上というところであります。

この労働力、生産性の向上というのは、各国とも非常に問題意識を持って、特に高度化、複雑化する社会への対応ということで、そのためには高等教育人口をまず充実していこうと、各国とも高等教育政策の充実という政策を打ち出しています。

これはお手元の資料（スライド 5）のほうが見やすいかもしれません。各国の高等教育政策への姿勢というところでありますが、例えば米国を見ていただきますと、オバマ政権で、これは 2020 年までに大学卒業者比率を世界一にしていくという目標のもとに、高等教育人口を大幅増加するという施策を打っています。

そういった施策を始めとして、各国、高等教育人口を増やしていくという政策を打っているところでございますし、またここ、幾何級数的に高等教育人口がふえていますが、ここ 10 年間の中でもこの高等教育人口が倍増しているという世界の状況があります。

そして、現状において、世界全体の高等教育人口における日本の存在感を見ていただきますと、全体で１億５千万人の中にいる中で、日本の高等教育人口に関しましては 280 万というところです。

ですから、現状においても既に２％を切る存在感というところでありますが、より一層他国がこういう形でふえていくという中においての日本の存在感というところも、今後の課題として考えていかなければならないということです。

そのとき高等教育機関で学んでいるシェアを増やしていくという意味においては、大学進学率が重要な指標になるわけですが、日本の現状を見ていただきますと、ＯＥＣＤ平均が 58％ということに対して、これは大学、４年制大学の比率であり

ます。日本については52%という状況で、ＯＥＣＤ平均よりも低いという状況であります。

こちらは先進諸国とその大学進学率の伸びと経年比較という部分でありますが、赤点線が日本であります。その他の先進諸国について、これは特にふえているのはオーストラリアですが、こういったところで見ていただきますと、日本はずっと増えてはいるものの、その伸びに関しては緩やかという状況です。

戻りまして、ここの部分です。ＯＥＣＤ平均に照らして、日本についてはその進学率が低いということを申し上げましたが、実は18歳人口というところで考えてみたときには、ＯＥＣＤ平均を少し超えるような状況が今の日本の状況です。

では、なぜここが減っているのかということでありますが、要因は２つであります。１つは留学生の状況です。留学生の学生に占める割合は、日本についてはこういう状況（スライド 6）で、上が大学型、こちらは主に博士課程で、博士課程に関しては平均値に近いところまで来ていますが、学部まで含めると、日本についてはまだ引き続き留学生の割合は低いということが要因の一つであります。

もう１つ大きな要因は、25歳以上の学生の在籍割合です。ここはＯＥＣＤ平均が 18%に対して、日本は２%というような状況です。

先ほどより知的基盤社会、高度化、多様化していく社会に対応していくため、各国学び直しを前提とした施策、高等教育人口を増やす施策を打っていると紹介しましたが、日本もこの学び直しに関しは力を入れてきているところではありますが、依然として実績に関してはまだまだ課題があるということです。

またもう１つ、一人一人の生産性を上げていくといったときに、高度な教育機関で学ぶ際に、それぞれの知的胆力といいますか、知的訓練を受けていくという意味で、学修の量と質が重要になってくるわけです。

その学修の量の課題を見てみますと、これは今大学で皆さん学務課や経営本部で携わられていて実感があろうかと思いますが、学生の学修量に関する日米の比較データであります（スライド8)。

昨今の学生というのは大分勉強するようになってきたということは、実際問題あると思いますが、まだ現状といたしまして授業を受ける以外の授業の準備にかかる１日に占める時間は、１時間程度というところ、そしてそれを１週間当たりとして見たときの日米比較というところであります。

日本はこの１週間の値で、授業準備ですね。この授業に関する学修というところに関しては、５時間以下が半数以上を占める状況でありますが、一方、米国に関しては11時間以上が半数を超えるといった状況でして、まだまだそういう意味での学修の量には課題があるというところであります。

【国民は大学教育について現在の状況に満足していない】

また、そういったことも起因して、国民における大学に関する世論でございますが、世界に通用する人材、また社会等が求める人材を育てることができていると思うかということについての世論調査の結果については、大変厳しい意見が出ているという状況であります（スライド9)。

その１つの要因というところで、この経団連が

行った調査でありますが、ご紹介したいと思います。

【人材育成面での企業の期待と大学・大学院の取組について】

人材育成面で企業の期待と、そして大学が重きを置いている取り組みについてというところでありますが、まず文系の部分でございます（スライド10)。

若干ここ、集計が、大学と学部を合算してのそれぞれ期待値であったりとか、大学側の何に特に注力しているかというアンケート集計なので、大学院レベルの学生に期待することと学部レベルに期待することは当然違うと思います。

そこの点がちょっとごちゃ混ぜになっているところに関してはご容赦いただきつつ見てみますと、例えば知識や情報を集めて、自らの考え方を訓練する、鍛練するという部分に関しましては、それぞれ大学も力を入れている、企業も重要視しているというところでは一致しております。

ただ一方で、例えば文系等の大学に関しましては専門的な知識について身につけさせるというところに重きを置いているのに対して、それよりも企業については、例えば理論に加えて実社会とのつながりを意識した教育というところを重視するということで求めたりしています。

その他にも､重きの置き方については差があり、チームで特定の課題に取り組むという経験をさせるということについての期待値と、そして大学の実態に差が見られます。

また一方、これ（スライド11）は理系でありますが、理系に関してはこの専門的知識をしっかり身につけさせるというところは、期待と大学の力点は一致しております。しかし、例えば同じように理論に加えて実社会とのつながりというようなところ、また実務重視の役立つ教育を行うというところについては差があるというような状況であります。

【高等教育の全体的方向性】

こういった社会からの期待を踏まえまして、現在、教育改革の全体の方向性として取り組んでいるものについて、全体図とでご紹介申し上げたいと思います（スライド13、14)。

先ほどから申し上げていますように、成長を１人当たりの生産性と労働力人口の積という形で考えたときに、まず生産性の向上という部分でありますが、付加価値の高い人材の育成、イノベーション創出、グローバル化を担う人材の育成という大きな柱のもとに、例えば前段の観点ではあらゆる段階で、自分で主体的、またチームとなって協働的な学びと成果を出せるような経験を積ませていく。

今特にアクティブラーニングというキーワードで教育の手法論について語られておりますが、そういったものを大学だけにとどまらず、あらゆる教育段階で展開していく。

そして、施策の方向性それぞれとして、高大接続一体改革であるとか、また幼小中高の学習指導要領の抜本的改革といった取り組みを、施策として今進めようとしております。

またもう１つの観点、社会、経済の変化に対応するニーズに対応した人材育成といった観点では、職業教育を担う新たな高等教育機関の制度化の議

論を始め､学び直しの充実といった施策を通じて、個人個人の能力を伸ばし、職業意識、技術を身につけた人材の育成に、今後施策を注力していくという方向で今取り組んでいるところであります。

もう１つのキーワードであります労働力人口、安倍総理が１億総参加者型社会というキーワードでおっしゃっていますが、こういった生涯現役、全員参加型社会の転換による労働力率の向上といった観点で見てみます。

先ほどちょっとご紹介した労働力率、生産年齢人口に占める今の被雇用者及び失業者、就業を希望している者というものの足し算が分子でありますが、その労働力率を見ても米国と比べて低いということをご紹介しましたが、他国と比較しても非常に低いところであります。

ですので、こういったところから見たときに施策の方向性としては、先ほどのところとも重なりますが、学び直しの充実という観点とともに、女性、高齢者の活躍の推進ができるような施策の充実ということということがあります。

そして、もう１つの柱として生産年齢人口の維持と、アンケート調査等によっても家計の教育費負担ということが少子化の大きな要因であるということもかんがみまして、こういった学ぶ環境の改善に資する奨学金の充実、授業料減免の充実等々を始めとした学ぶ環境の充実の施策を充実させていくという方向で進めているところでございます。

とりわけ高等教育に焦点を当ててまとめましたのがこのような体系図(スライド 15)でありますが、高等教育の課題、高等教育に期待される方向性というところであります。

国の発展基盤として、この高等教育を重視するという方向、そして先ほど来繰り返し申し上げています個々人の能力や生産性の向上ということ、また、そもそもその経済の高度化といったことを鑑みまして、大卒者の養成の充実ということ、また大学が機関としてその地域に果たす役割としての大学の地域貢献等々の方向性であります。

こういった方向性に沿って、以下それぞれの取り組みの柱ごとにこれから施策を検討し、そして充実していくという方向で臨んでいるところであります。

【認証評価制度改革の審議動向】

では、この認証評価制度はこういった大学改革の動向と照らして今後どうあるべきかというところであります。中央教育審議会での審議動向を次にご紹介したいと思います。

まず、審議動向のご紹介に入る前に、そもそもとしての大学評価制度について改めて確認的に申し上げたいと思います(スライド 18)。

平成 15 年の質保証に関する制度改正に関し､中央教育審議会の答申が平成 14 年にまとまっておりますが、そこにおきまして国の事前規制である設置認可のあり方の見直し、弾力化、届け出事項を充実させたりするというような観点がございます。

それとともに、主眼は大学が自らの判断で社会の変化に対応する、これをより可能にすることができるような改革をしていくということです。

その改革の後押しをしていくという意味で、この大学の教育研究活動の質の維持、向上をより促進するといった観点から、この自己点検・評価を

踏まえた第三者評価制度として導入されたわけです。国の認定を受けた認証評価機関が定期的に大学を評価していくというところであります。

これを概念図で整理しているものがこちらでございますが（スライド 19)、大学は設置認可をする際にもピアレビューとして設置審議会の審議を経て、大学は設置されるわけですが、原則、完成年度、例えば４年制の大学であれば４年間という完成年度の間はその設置のときに課題として指摘されたこと、また設置計画が適切に履行されたかというところに関しましてフォローアップを受けていきます。

この完成年度以降は恒常的な質の保証として、その大学の自己点検･評価を基盤､駆動輪として、自己改善を大学が図っていく。そしてこのシステムを後押しする役割として第三者評価、認証評価機関が定期的に評価を行う。またその評価の結果を社会へ情報公表していく。

社会にこの大学の評価を公表していくことによって、社会によって評価を受けるということによって、大学が自己改善に生かしていくというところが、この公表の趣旨として導入されたわけでございます。

【認証評価制度の改革に関する諸提言】

では、そういった認証評価制度に関しまして、これまでどういった改善が求められているのかという点について、昨今の各種提言をご紹介を申し上げたいと思います。

１つは平成 25 年の経済同友会の提言であります。この提言がまとめられた時の委員長は、現在中央教育審議会の会長であります北山禎介さんです。

北山さんがまず前提としておっしゃっていたのが、そもそも企業の経営者の方が集まるのがこの経済同友会ですが、この大学評価の改善の議論をしたときに、大学評価の評価書であるとか、どういう観点で評価が行われているのか、またその評価結果が公表されているという状況を、ほとんどの方々は知らなかったというところが議論の原点としてあったそうです。

企業であれば当然どういう企業活動が行われているのか、財務状況だけではなく、製品の観点も含めて積極的に情報提供して、それを社会に提供するとともに、ステークホルダーとしての購入者を初めとして積極的に情報提供していくということであります。

一方、大学においてはどういう形で情報が公開されているのかというところから関心を持って、この調査研究をされ、提言をまとめられたということを聞いております。

やはりこの大学教育改革に資する大学評価制度の前提として考えたときに、そもそも大学によって公表されている情報というのが非常に少ないというのが、まずこの経済同友会でいろいろ調べたときの実感であったということであります。

情報公開をもっと積極的に各大学が発表するとともに、さらに大学の自己改革として、その情報をきちんと、ＩＲ（インスティテューショナルリサーチ)とありますが､それをきちんと整理して、大学改革のサイクル、内部質保証に生かしているかといったところについて、まだまだこの大学評価制度で評価した結果の評価書を見ても、そういった意味での内部質保証を、情報をきちんと基盤

とした形で活用しているというような状況は、まだまだ見えてきていないというのが、この指摘の背景にあるそうです。

そういった意味で、情報公開と大学評価制度というのがもっと有機的に関連し合うシステムで今後改善されていくべきだということ、そして大学評価制度というのはこの法令適合性等最低基準の確認というところから、もっと大学が掲げたビジョンに向けての改革サイクルとしてのＰＤＣＡが、着実に実行しているかを評価していくという、その質の評価に軸足を置くべきだというような指摘がされております。

同様な指摘が先般まとまりました高大接続改革における会議の中間まとめでもされているところであります（スライド23)。

大学として求められる最低限の質の確認のみならず、大学教育改革や大学入学者選抜改革、さらには改革後の大学の教育研究機能の高度化により積極的な役割を果たすものとするのが、認証評価制度への期待である。

こういった、認証評価機関と連携して、高大接続改革の目的が具現化されるような適切な評価の実施というための方策を、政府には期待するというように中間まとめもまとまっているところであります。

また、ちょっと違う観点でありますが、大学院の今後の改革について先般取りまとめられました大学分化会の審議まとめ（スライド24）におきましても、この認証評価制度において、大学院修了者の進路状況が評価されるような促進策を検討するというようなことも、検討課題として指摘されております。

また、大学設置を審議する審議会においても指摘がされておりまして（スライド 25)、設置認可というのは大学の出発点である。その設置計画を履行するに当たって留意すべき事項を設置者に対して求めたといった場合、その設置者に対して求めた改善事項やその対応状況というのを確実に追跡するような形にする必要があり、認証評価制度との連携で継続的に改善が図れるようなシステムの構築が必要とご指摘をいただいているところであります。

【大学教育部会での検討状況】

こういった課題そして期待を踏まえまして、現在大学分科会下の大学教育部会におきまして、今後の認証評価制度の改善に向けてご審議いただいているところでございます。

平成 30 年度から始まります認証評価の第３サイクルに向けて、今年度中の審議とりまとめに向けご審議をいただいているところでございます。

ただ、今ちょうど審議についた緒のところでありますので、審議の途中経過報告ということになりますことをご了解いただければと思います。

まず論点の１点目でございますが、こちらは、大学教育の質的転換を始めとした高大接続改革と大学改革を推進するための評価のあり方でございます（スライド27)。

先ほどから出てきております最低限の質の確認のみならず、大学教育の質的転換とか、こういった大学改革を促進するための評価のあり方ということで、検討課題については、例えば学修成果や内部質保証を重視した評価への発展、移行ということや、また各大学が掲げる目的、水準に対する

達成度評価などの課題が示されて、今ご審議いただいているところでございます。

この課題の背景についてデータをご紹介申し上げたいと思いますが、大学基準協会における第２期の現状ですね（スライド 28)。今第２期の評価サイクルに入っていただいておりますが、そこの中で指摘、内部質保証に何らかの問題点を指摘された大学の割合というのは、受審大学の実に３割を超える状況です。

また、大学改革状況調査というものを文部科学省でも定期的にさせていただいておりますが、その調査項目への回答状況では、内部質保証の出発点で、基盤である自己点検・評価について、いまだ課題があるというところが見てとれます。

ご紹介申し上げますと、その自己点検・評価のスケジュール別大学数というところを見ていただきますと、定期的な実施状況を設定しているところは大学の８割ぐらいありますが、不定期な周期設定又は、周期を設定していないというところ、この 87 足す 69、合算すると 156 ですね。約２割に達するという状況であります。

また、この定期的にその周期を設定しているという大学にどれぐらいの周期で設定していますかとお聞きした集計がこちらですが、５年以上ごとというところがまだ実にその回答のうちの６分の１を占めるというような状況です。

そういう意味で、常に新陳代謝としての自己点検・評価は、その内部質保証という観点で、その活動の基盤のところにまだまだ十分ではないのではないかと思われるデータがここで見てとれます。

もう１つ、この大学全体で定める人材育成目的と学位授与方針、そしてカリキュラムの整合性というところを考慮している大学の割合という部分でありますが（スライド 29)、ここも実態調査、大学改革状況調査で、平成 24 年、25 年では改善しているという部分であります。

ただ、依然として平成２５年でも約３割弱の大学がその考慮というところまでは十分至っていないというような回答になっておりますし、また学生の学修時間、そして学修行動の把握を行っているかという回答に対しては、改善しているものの半分をいまだ切っているという状況であります。そういった観点から、中央教育審議会でのご審議では現在この３つのポリシーの策定とそれに基づく取り組み状況を、これは非常に重要なので重点的に評価すべきというような方針をお示しいただいていたり、また法令等の評価は簡略化し、達成状況の評価に重点を置くべきではないかというようなご指摘がございます。

内部質保証が機能しているといったときに、そもそもとして大学が達成すべき、大学ごとにその達成すべき目標というのは明確に大学内で共有化され示されているということが必要で、そこをしっかり促していく必要があるのではないかということです。

また、学習成果の評価という部分に関しましては、学内でしっかり学生の学習成果を評価する手法の共有、そして可視化という取り組みが進んでいくことが必要なのではないか。

このような内容が、現状としてご審議いただいているところです。

次の論点、２点目、評価結果を活用した改善の促進という部分でございます。

法令上の現行制度におきましては大学等には評

価を受けることのみが課せられており、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。

これは当然何のために評価を受けるのかというところで、評価結果を踏まえた改善というのは自明であるという部分もあってではありますが、課題としてこの評価結果のフォローアップの仕組みの整備であるとか、また評価結果の各種取り組みへの活用というところが検討課題となっております（スライド32)。

現状という部分で見ていただきますと（スライド33)、機関別評価をされている４団体の状況と平成16年から25年の評価結果の実施状況というところを見てみますと、この期限つき適合というところ、また不適合というところについても、全体の１割に満たないという状況ではあります。

また、期限つき適合というところで、例えば再評価という形で評価制度を持っていらっしゃるところもありますが、必ずしも持っていらっしゃらないところもあるということです（スライド34)。

また実際に不適合と受けたところですね。評価機関さんによっては、この不適合に対する追評価の機会というのを設けておりますが、この枠組みはあるけれども実績はないというような状況もあって、本来不適合というところに関してはその機関こそがしっかり追評価を受けて、さらに改善につなげていくということが必要かと思いますが、こういったところから見たら、まだ課題があるというところです。

また、その改善の指摘を受けて、その改善報告書というところをまとめられているところもありますが、それを公表しているというところに関しましては一部に限られている。

せっかく改善に取り組み、それを改善につなげているといった形の報告書をまとめても、それがしっかり先ほどの評価書を社会に公表する、それによって社会から評価を受けて、また大学の自己改善に生かしていくという意味においては、この改善の報告書の公表というのも必要なのではないかというところも課題になっております。

ちょっと時間も押しておりますので、ここは割愛させていただきますが、実際に指摘をそれぞれ受けて、改善につながっている事例というのもたくさんあります。

そういった意味で、大学が指摘を受けるのをきっかけとして、より改善して高みに上っているという状況は、積極的にもっと社会に発信していくべきではないかなど、今論点に挙げられているところでございます。

また、評価機関同士の質の向上も議題となっておりまして、例えばメタ評価であるとか評価機関の定期的レビューだったり、また複数の機関が連携した取り組みの促進というのも課題になっております。

あと、先ほど社会との関係を申し上げました。評価結果の公表だけではなく、評価結果のプロセスの中においても、大学教員を中心としたピアレビューといった評価形式に加えて、ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施も、先ほどから申し上げているこの評価を通じて把握した大学の特色を社会へ効果的に情報発信していくためにも必要ではないのかということも、検討課題になっています。

実際これは大学評価・学位授与機構が受審校に

アンケートをとられたものでありますが（スライド 40)、この質の保証、改善、社会からの理解・支持という評価の３つの目的、これについて実際に評価活動を体験してみて、それが達成できているかというところについての回答状況であります。

こちらを見ていただきますと、「強くそう思う」というところ、この前二者に関しましては８割以上に上るようなところ、一方、社会からの理解と支持というところに関しましては、「そう思わない」、「全くそう思わない」というところが依然として大きいというところもあります。

こういった社会との接点、先ほどの経済同友会の事例を挙げるまでもなく、より大学の取り組みを理解していただいて、建設的な意見も言っていただく取り組みが必要との観点から、今後この、例えばステークホルダーを評価へ参画させる仕組み、また評価結果の効果的な発信ということで、様式の見直し、発信方策というところも、検討すべき課題に挙がっております（スライド 41)。

また、評価人材の育成に関しましても課題となっておりまして（スライド 42)、こちらについても引き続き研修であるとか、またこの評価員のインセンティブを高める方策も含めまして、審議の課題になっております。

あと、評価の効率化でございますが(スライド 43)、ここも評価疲れということは繰り返しこの第１期、第２期のサイクルの中でも指摘を受けて、評価機関において非常にご工夫いただいているところでもあります。

より一層改善していくために、公表資料や既存資料の活用、そして大学ポートレートのデータの活用とか、また他の評価制度との連携した評価業務の効率化といったものも、より一層進めていくべきというご意見をいただき、今検討課題になっております。

この大学ポートレートでございますが、今９月時点で、これについて大学関係者の皆様ですので、ご案内で、多くはご参加いただいていると思います（スライド 45)。

この３月から本格稼働しました国公私立の大学情報の積極的発信です。趣旨としてはこの基礎的な情報についての共通的な公表の仕組みを整備することによって、よく聞かれるような各種調査の項目については、もうこの既存の公表情報を見てほしというような対応ができることによって、大学の負担の軽減であるとか、また国内外に大学の状況をわかりやすく発信していくというところが趣旨でございます。

そういう意味で、大学単位で公表する情報、そして学部・研究科単位で公表する情報をこのような枠組みで進めておりますが、こういったものを評価の中でも活用していくということを検討課題にしておりますが、現状におきまして、審議会の議論の中では認証評価で活用できるというところまで、その掲載情報が十分ではないという厳しいご指摘もございます。

また、こういった枠組みの充実ということだけでなく、既存の延長線でできる取り組みとして、提出資料の電子データ化の徹底とか、またその評価実施期間の短縮ということも検討してはどうかというのもご意見としていただいております。

さらに、検討すべき事項として、大学ポートレートの情報項目の充実と拡充ということを初めとして、以下の検討課題が挙げられているところで

ございます(スライド46)。

その他といたしまして(スライド47)、先ほどの改革の提言の中にもございましたＡＣ、設置履行計画状況調査における指摘事項を認証評価においての重点的な評価項目とすることについてや、大学の取り組みをしっかり比較可能な客観的な情報でもって、エビデンスベースでもっと充実して評価していくべきではないかということ、また諸外国の評価制度の現状も踏まえた制度改善も、より視点として入れていくべきというご指摘もいただいているところでございます。

【特に優れた取組として評価された事例】

そして最後に、特に優れた取り組みについてということであります。

社会への発信という意味も含めまして、やはりあとそのベンチマーキング的に、そのご自身の大学とよく似た、置かれた状況であるとか課題を踏まえて、どういう取り組みをされているのか、より優れた事例を同様な大学の取り組みの事例として着目しながら取り入れて学内改革に生かしていくという意味で、大学の個々の改革にも非常に資すると思います(スライド49)。

何よりこの特に優れた事例というところを効果的に発信すれば、大学がこういう形で自己改革しているということを理解していただけるということで、この認証評価機関の連絡協議会のほうでまとめられて、この特に優れた取り組みというのを発表されているということです。

私はこれを非常にいい取り組み、効果的な取り組みたと思っています。ただ、優れた取り組みで、実際に発表されている資料はこんなに厚いのです。そうすると、それはとても個別の観点としては、大学個々のベンチマーキング的な改善にはとてもいいと思いますが、大学のより効果的な優れた、これこそとてもいい取り組みだということを社会に発信していくという意味では、もう少しスペシファイしていく必要があるのかなと思いますので、そこはまた評価機関のほうでもご工夫いただければなと思っています。

本日は、内部質保証の関係ということですので、特に最後にこの２つについて言及して終わりたいと思います（スライド49)。

実際いずれも大学基準協会で評価された事例でありまして、前者は小規模の大学、こちらは本当にいわゆる総合大学で、それぞれ非常に効果的に自己点検・評価委員会がそのＰＤＣＡサイクルの中に取り入れて、全学的な取り組みに生かされているという事例であります。

少し読み上げさせていただきますと、前者のほうに関しましては、内部質保証の方針をまずは明確に定めるといった上で、システムとして駆動する責任体制として、常設的な自己評価委員会を設置されているということ。

そしてその小規模大学のメリットを生かして全員が活動に参加する仕組みということで、各教職員の目標設定にも連動させるということ。

あとＰＤＣＡで次のＰに向けての将来構想の検討を全員参加型プロジェクトでされているといった形で、全員がこの大学改革の中に責任を持って参加していくというような取り組みを、自己評価委員会が中心となって全学的にされているという事例でございます。

また、後者について、総合大学のほうの事例に

おきましても、この教育理念というのを掲げて、「10 年後の将来像を掲げて」とありますが、同じように自己点検･評価全学委員会をトップとして、自己点検・評価システムを位置づけている。このグランドデザインとして全学的な指針である学長方針を明確にして、その上で各学部、研究科の年度計画を策定する。その年度計画の年度ごとの点検・評価を各学部、研究科でされて、その全体を統括するのがこの自己点検全学評価委員会。その評価結果というのは次年度の予算に連動されていくというようなシステムでＰＤＣＡを回されている。

その取り組みをしっかり外部評価、海外の外部評価機関にも検証いただいて、より国際的な視点で改善、充実していくような取り組みに現在されているということであります。

自明でありますが、評価活動というのは評価作業のための評価活動ではなくて、自らの大学の教育を充実、改善していくための課題を掘り当て、いいところ、強みを見つけ、それを伸ばし、課題は改善していくといった自己改善のための取り組みということで、この２つはまさにそういった視点でお取り組みいただいているところであります。

本日のシンポジウムのテーマは、内部質保証の充実ということであります。皆様がその内部質保証でどういった観点で学内でお取り組みを充実していただくかを、こういうシンポジウム等を通じて意見交換を行い、そして持ち帰っていただくという機会は、本当に大切だと思っております。

また中央教育審議会におきましても、まさにそういった観点の視点も取り入れながら、今認証評価制度の充実に向けて、各専門家のお力添えをいただきながら検討しているところでございます。本日の講演会がご参加の皆様方の大学の内部質保証の充実に資するようになりますよう祈念いたしまして、まずは導入として、内部質保証等に関連します認証評価制度の改善についてお話し申し上げました。ご清聴どうもありがとうございました（拍手)。

司会　伊藤様、大変貴重なお話、どうもありがとうございました。

会場の皆様からご意見をいただきたいところではございますが、伊藤様のほうもこの後のご予定があるように伺っておりますので、何かございましたら後日基準協会のほうにいただくような形でお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

それはもう一度、伊藤様のほうに盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございます。

大学改革の現状と
認証評価制度の改善に向けて

平成27年10月9日
文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室室長
伊 藤　史 恵

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目　次

1. 大学をめぐる現状
（1）我が国の現状
（2）個別課題
2. 高等教育の全体的方向性
3. 認証評価制度改革の審議動向
（1）認証評価制度改革に関する諸提言
（2）認証評価制度の概要
（3）大学教育部会での検討状況
（4）特に優れた取組として評価された事例

1. 大学をめぐる現状

（1）我が国の現状

今、向き合わなければならない我が国の状況

少子化・高齢化の進展及びそれに伴う経済成長の鈍化等により、社会保障制度の存続が困難となり、結果、格差が更に拡大するなど、「成長し続け、安全で安心して暮らせる社会」　「一人一人の豊かな人生」のいずれも実現しないおそれ。

成長（生産）　＝　一人一人の生産性　×　労働力人口

（我が国の一人当たりＧＤＰ）
世界第２位→第１０位
（1993）　（2012）

（我が国の労働生産性）
Ｇ７の中で最下位　（2012）

（生産年齢人口予測）
約８千万人→約４千万人
（2013）　（2060）

（我が国の労働力率）
59.3%　（米国　64.1%）
（2011）

＜現在＞　→　＜予測される2060年の姿＞

人口構造（2013）

	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	1億2,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人
割合	－	12.9%	62.1%	25.1%

全世界GDPに占める各国GDP（2011）

日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
6.7%	22.7%	17.1%	18.2%	17.0%	6.6%	11.7%

人口構造（2060）

	総数	15～64歳	65歳以上
人口	8,674万人	4,418万人	3,464万人
割合	－	50.9%	39.9%

全世界GDPに占める各国GDP（2060）

日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
3.2%	16.3%	8.8%	14.0%	27.8%	18.2%	11.7%

出典：人口構造（２０１３）　総務省統計局統計調査部「人口推計」（2014）、　人口構造（２０６０）　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（２０１２）
全世界ＧＤＰに占める各国ＧＤＰ　OECD「Looking to 2060」（２０１２）

大学等を取り巻く諸状況

○世界の学生数の推移

世界の学生数は約10年間で倍増

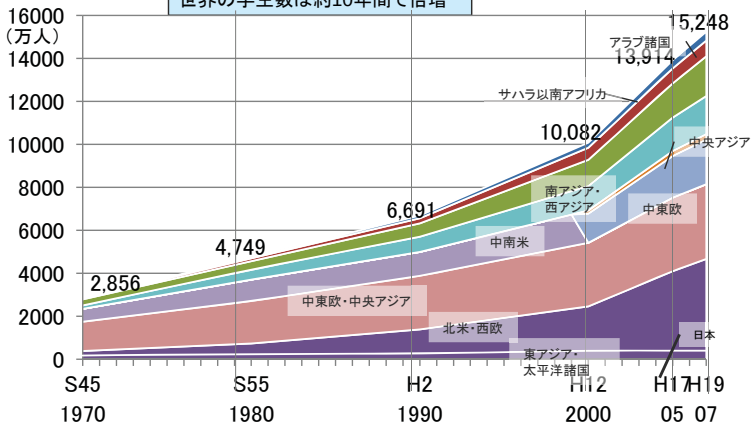

UNESCO「Global Education Digest 2009」を基に作成

○各国の高等教育への姿勢

先進国や経済成長を遂げている国は、高等教育を重視

米国
○オバマ政権は「2020年までに大学卒業者比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業者を500万人増加する計画を2011年から開始。

欧州
○2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。

中国
教育事業の第12次5カ年計画（2011～2015年）
○5年間で、高等教育在学者数の増を目指す（2,922万人→3,080万人）。大学院在学者数についても増（154万人→170万人）。
○公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。

韓国
○朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出（0.6%（2010年））をOECD平均（1.0%）まで拡大することを掲げる。

ASEAN
○シンガポール：「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998～2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27%（2012年）から40%に高めるとの方針を2012年に発表。
○マレーシア：第10次マレーシア計画（2011-2015）等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。
○タイ：第10次経済社会開発計画等で、R&D（研究開発）人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

○各国の大学進学率

日本の進学率は上昇してきたが、OECD平均には達していない

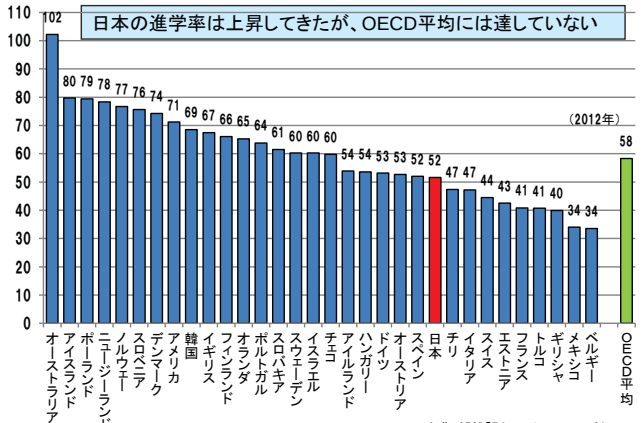

注：このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
出典：OECD「Education at a Glance 2014」

○各国の大学進学率

先進諸国の多くが、大学進学率を上昇させる中で、日本の伸びは低位

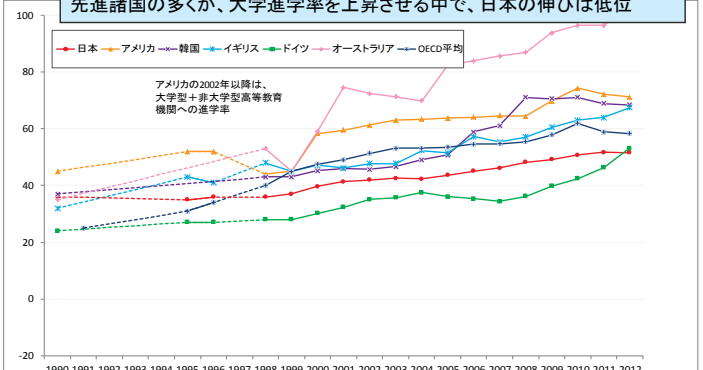

OECD「Education at a Glance」を基に作成。ただし1990年のデータについては、日本、アメリカ、イギリス、ドイツについては文部科学省調べ。韓国、オーストラリアについては、UNESCO「 Global Education Digest 」

各国の学生に占める留学生の割合と25歳以上の学士課程への入学者の割合

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は８．１%であるのに対して、日本は３．１%にとどまる。
博士課程については，OECD平均は23.0%であるのに対して，日本は19.2%。イギリスの40.7%，アメリカの29.2%等に比較して少ない。

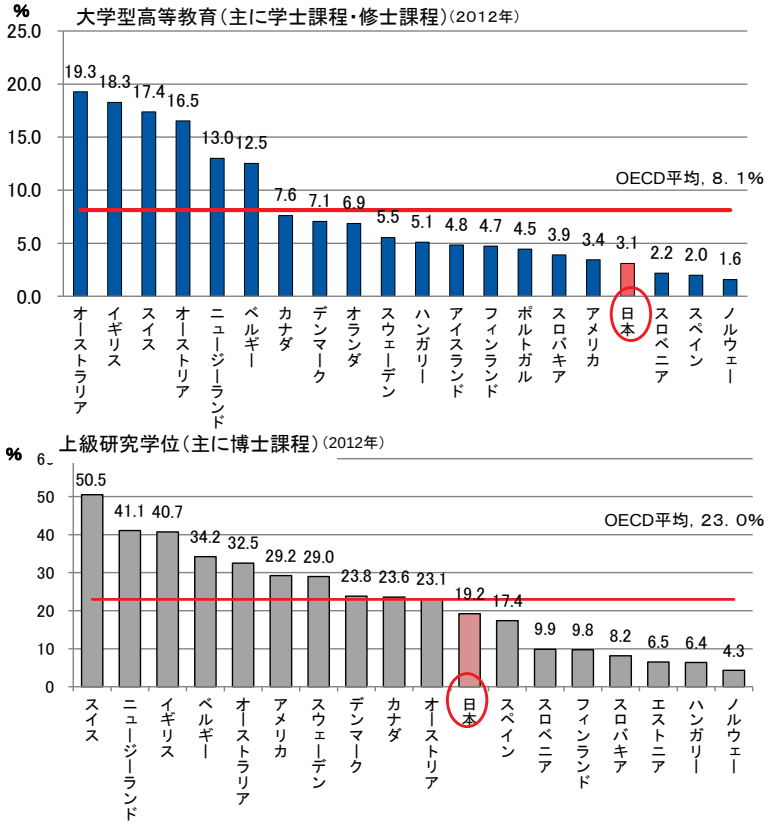

出典：OECD,「Education at a Glance 2014」

諸外国は25歳以上の入学者の割合は平均約２割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約２%であり、大きな差があると推定される。

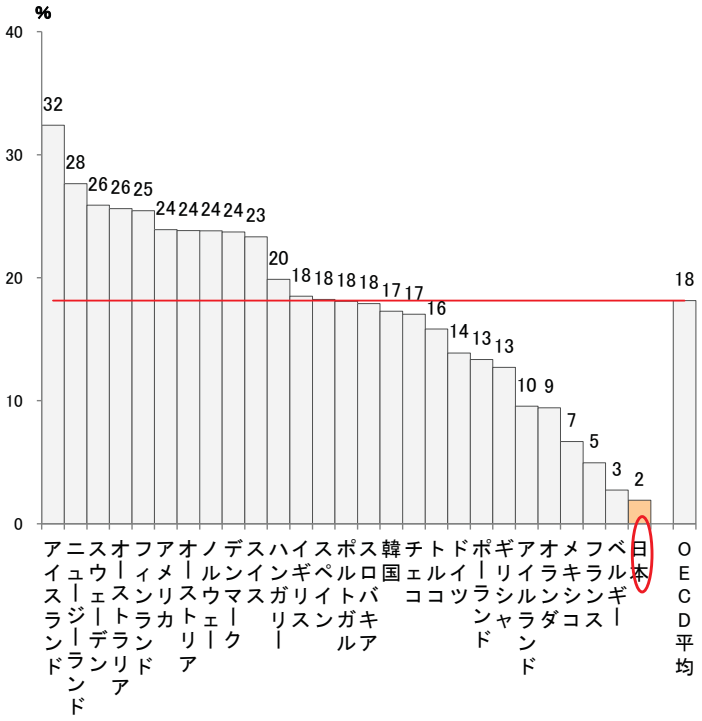

出典：OECD Stat Extracts（2012）。ただし、日本の数値については、「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

6

(2) 個別課題

学生の学修時間の現状

我が国の学生の学修時間（授業、授業関連の学修、卒論）は一日４．６時間とのデータもある。これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ない。

学生の一日の活動時間の分布
（計　8.2時間）

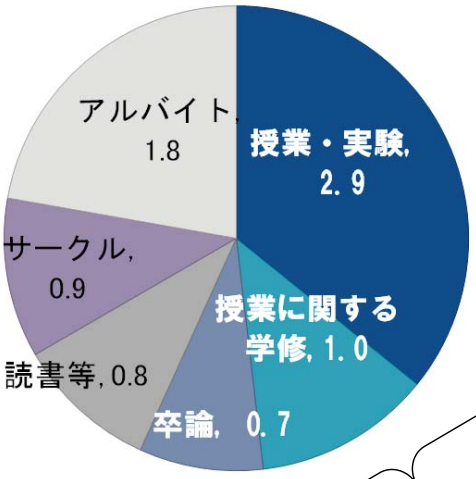

授業、
授業関連の学修、
卒論
４．６時間

授業に関連する学修の時間（１週間当たり）
日米の大学の一年生の比較

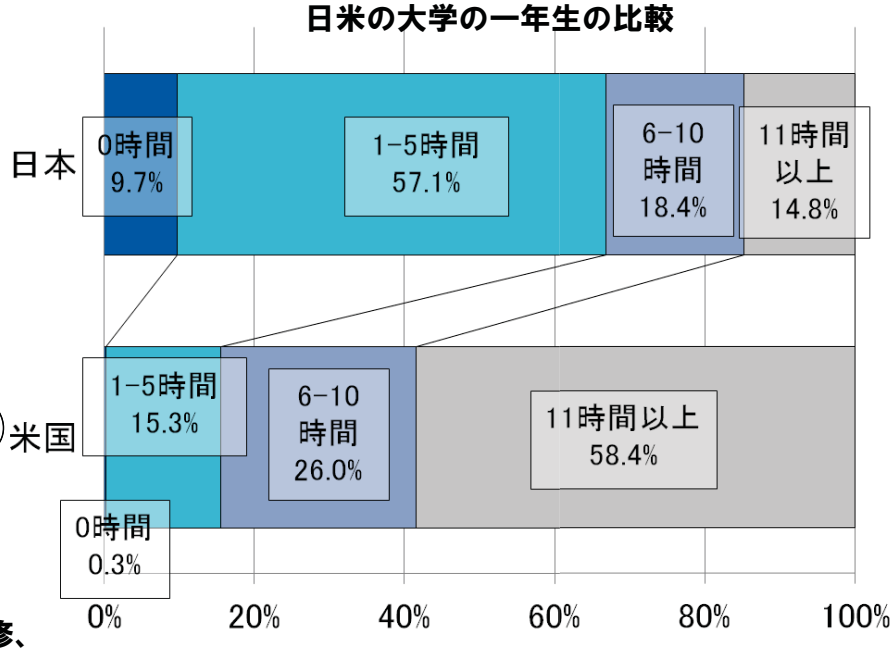

出典：東京大学　大学経営政策研究センター（CRUMP）『全国大学生調査』2007年、
『全国大学生調査　第1次報告書』
NSSE（The National Survey of Student Engagement）

国民は、大学教育について現在の状況に満足していない。

新聞社の世論調査では、日本の大学が、世界に通用する人材や企業、社会が求める人材を育てているかとの質問に６割を越える国民が否定的な回答

○ 世界に通用する人材を育てることができていると思うか

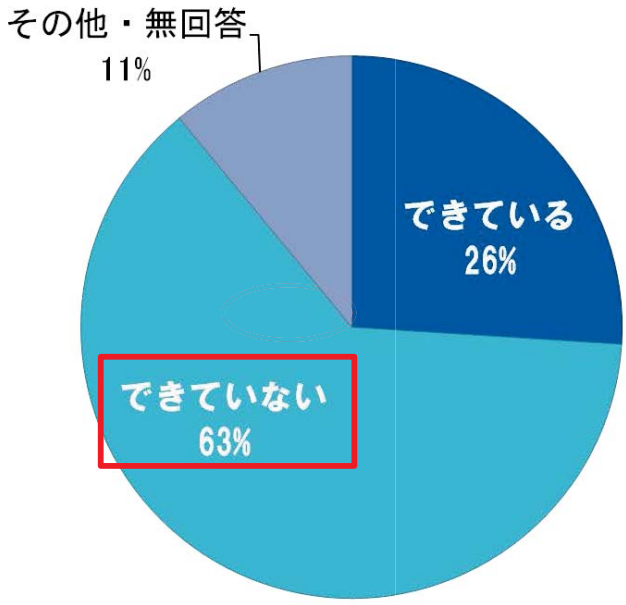

○ 企業や社会が求める人材を育てることができていると思うか

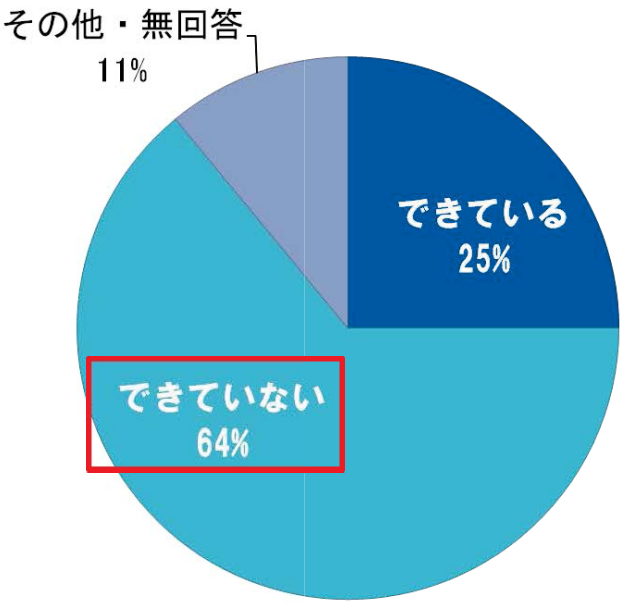

出典：朝日新聞社「教育」をテーマにした25全国世論調査」（2011.1.1【18面】）

人材育成面での企業の期待と大学・大学院の取組について（1）

経済団体の調査によれば、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とでは、特に「チームで特定の課題に取り組む経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などにおいてギャップがある。

企業の大学・大学院（文系）への期待

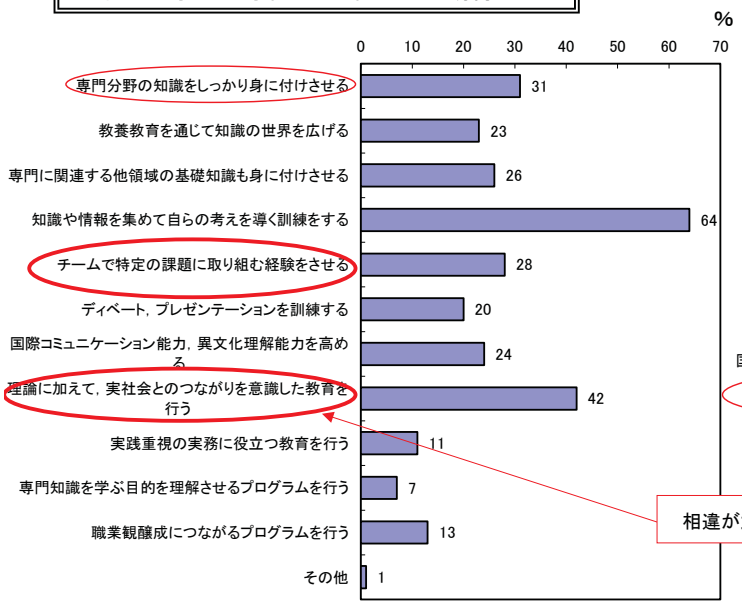

事務系人材を採用する立場から、大学・大学院（文系学部、学科、専攻）に対して人材育成の点で何を期待するか、684社に質問（三つまで選択）。　684社に占める割合

大学・大学院（文系）が教育面で特に注力している点

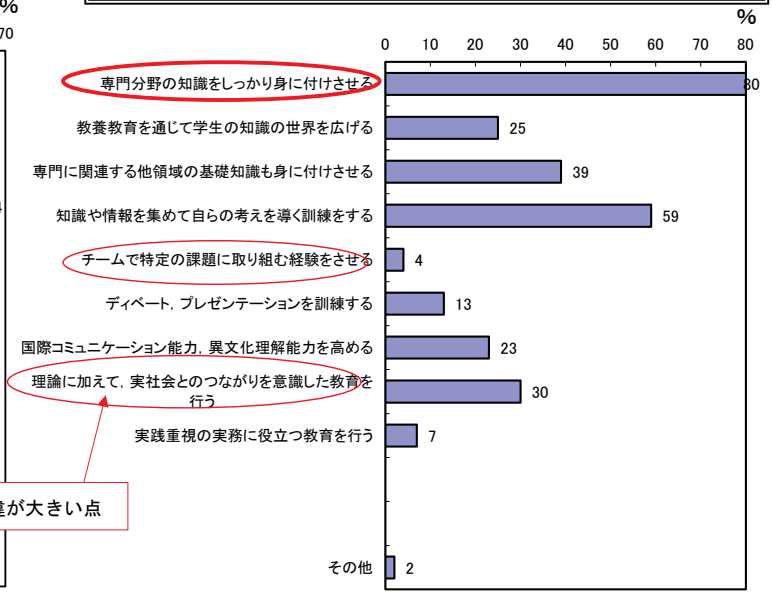

学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、三つまで選択。
全国20大学のうち、回答のあった16大学の文系48学部と49研究科の合計に占める割合

【平成１６年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】

人材育成面での企業の期待と大学・大学院の取組について（2）

企業の大学・大学院（理系）への期待

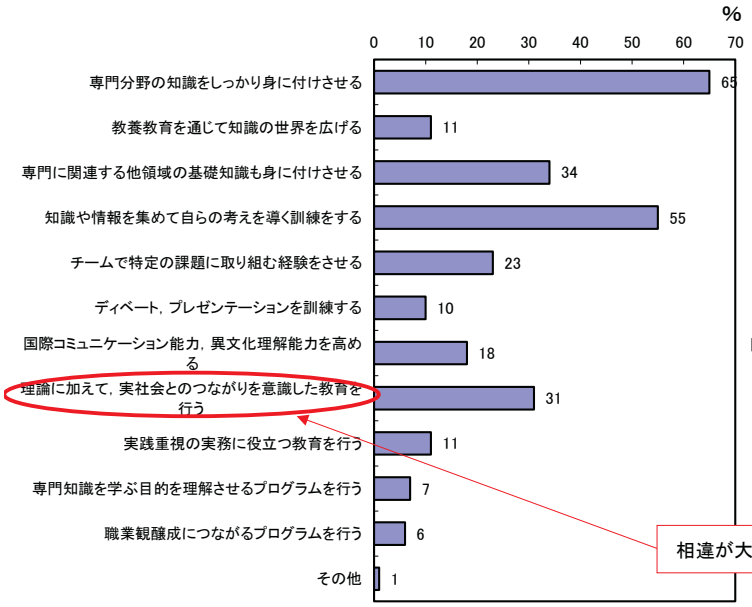

技術系人材を採用する立場から、大学・大学院（理系学部、学科、専攻）に対して人材育成の点で何を期待するか、520社に質問（三つまで選択）。
520社に占める割合

大学・大学院（理系）が教育面で特に注力している点

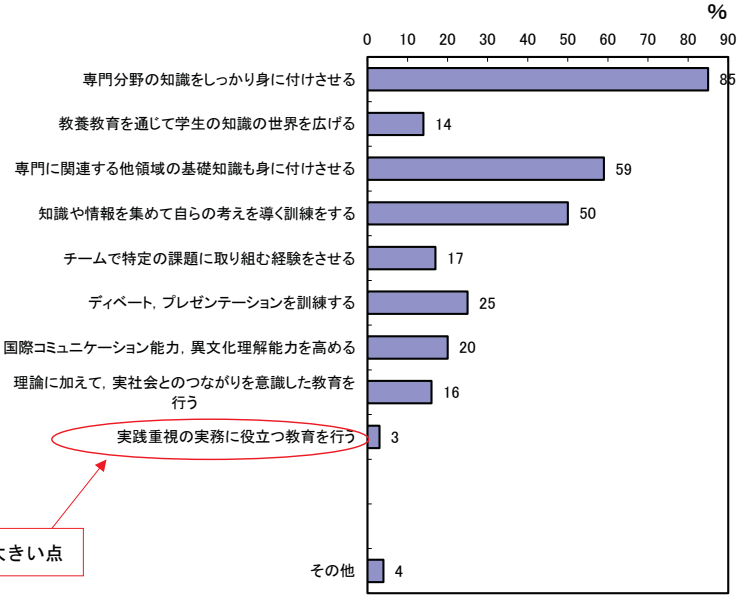

学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、三つまで選択。
全国20大学のうち、回答のあった16大学の理系39学部と37研究科の合計に占める割合

【平成１６年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】

2. 高等教育の全体的方向性

教育再生による経済成長

成長（生産）＝ 一人一人の生産性 × 労働力人口

付加価値の高い人材の育成

産業界から求められている人材

	教育に期待されるもの
他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けた人材	● 論理的思考力や課題解決能力 ● チームを組んで特定の課題に取り組む経験　など
社会・経済の変化に伴うニーズに対応した人材	● 専門分野の知識 ● 実社会や職業とのつながりを理解させるプログラム　など

経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート」（2011年）において、「大学生に期待するもの」の上位と挙げられた項目

「今後10～20年程度で、アメリカの総雇用者の約47%の仕事が自動化されるリスクが高い」
（マイケル・A・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授））

「2011年度にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」
（キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学教授）の予測）

具体的な施策

- 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革
- 学習指導要領の抜本的改革
- ICTを活用した授業革新

あらゆる段階で「アクティブ・ラーニング」（課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習）を充実

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
- 各学校種における職業教育の充実（産学官の連携強化など）
- 体系的なキャリア教育の推進
- 学び直しの充実（※後述）

個人個人の目的意識を伸ばし、職業意識と技術を身につけた人材（プロフェッショナル人材）の育成

我が国のイノベーション創出やグローバル化を担う人材の育成

- 外国人留学生数：13万6千人（2013年）
- 日本人留学生数：5万7千人（2011年）

【出典】受入れ（各年5月1日現在）：文部科学省、日本学生支援機構調べ
派遣：OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ

外国人留学生は横ばい
日本人の海外留学者は減少傾向

具体的な施策

- 小・中・高等学校における英語教育の強化
- 海外トップクラスの大学との連携、大学の国際化促進
- 日本人の海外留学の促進と、外国人留学生の戦略的受入れ
- 理工系人材の育成

成長（生産）＝ 一人一人の生産性 × 労働力人口

生涯現役・全員参加型社会への転換による、労働力率の向上

- 職種転換を円滑に進めるために新たな技術や知識を身につける学び直しが必要
- 再就職や地域活動への参画など、若者・女性・高齢者の一層の活躍に資する学び直しが必要

労働力率の国際比較

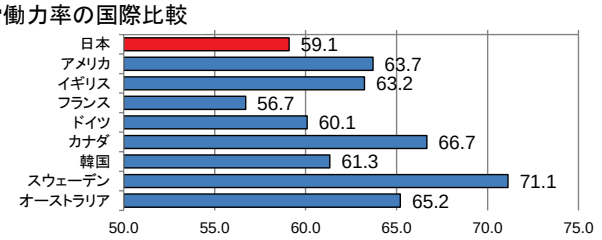

※男女合計値　（データブック国際労働比較2014）

具体的な施策

● 学び直しの充実

- 人材ニーズに対応する教育プログラムの充実
  （産業界と連携したオーダーメード型プログラムの開発・実施等）
- 学びやすい環境の整備（大学における社会人受け入れの推進等）
- 経済的支援の充実（教育訓練給付金制度（厚労省）との連携等）

● 女性・高齢者の活躍推進

- 放課後子ども総合プランの推進
- 女性研究者の活躍促進
- 高齢者の地域の社会・経済における活躍支援

少子化の要因の一つである「家計の教育費負担」の軽減による、生産年齢人口の維持

● **理想の子供数を持たない理由**（平成22年　国立社会保障・人口問題研究所）

1	子育てや教育にお金がかかりすぎる	60.4%
2	高年齢で生むのはいやだ	35.1%
3	欲しいけれどもできない	19.3%

具体的な施策

- 幼児教育の段階的無償化
- 高校生への修学支援の充実
- 大学生等に対する授業料減免・奨学金等の充実

これらの施策を実行に移し、少子高齢化など我が国が抱える深刻な諸課題を乗り越え、持続可能な社会を実現するためには、「教育投資の充実」が必要

14

高等教育の課題と取組の方向性

高等教育の課題等

○ 知識基盤社会の到来により、国の発展基盤として高等教育を重視することが重要
○ 急速な少子高齢化及び労働人口の減少を踏まえ、個々人の能力や生産性の向上が不可欠
○ 就業構造の変化に伴う人材需要の高度化によって大卒者等の養成の充実が必要
○ 地域間格差が拡大する中で、大学の地域貢献による地方活性化が重要
○ グローバル化の進展を踏まえた、大学の国際化への対応が急務

取組の方向性

高大接続改革

- 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革
- 多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換
- 新たなテスト（「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」）の創設

大学の教育研究機能の強化

- 主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換
- 大学評価の改善（学修成果に重点を置いた評価等）
- 成長を牽引するトップ人材の育成（大学院教育の抜本的改革）
- 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進、新たな高等教育機関の制度化に向けた検討

大学の国際化の推進

- 教育環境・教育内容の国際化の推進
  （スーパーグローバル大学創成支援等）
- 双方向の留学生交流の戦略的推進
  （トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム等）

地域社会の中核としての大学の機能強化

- 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進
  （地方公共団体と地元産業界が協力した基金の創設等）
- COC（Center of Community）構想の推進

国立大学の機能強化

- 各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学の実現
- 第3期（平成28年度～）の運営費交付金や評価の在り方を検討
- 学長のリーダーシップに基づく組織再編・学内資源再配分の促進

大学のガバナンス改革

- 学長のリーダーシップの確立（学長を補佐する全学的な体制の整備等）
- 学内組織の運営・連携体制の整備（教授会の役割の明確化等）

私立大学の振興

- 人口減少の克服に向けた私立大学への支援
- 少子化による経営環境の悪化を踏まえた学校法人に対する経営指導・支援の充実

奨学金事業

- 大学等奨学金事業の充実・推移
- より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

3. 認証評価制度改革の審議動向

(1)認証評価制度の概要

平成15年の質保証に関する制度改正の概要

【規制改革の動き】

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第１次答申」（平成１３年１２月）
高等教育における自由な競争環境の整備
・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
・第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成１４年８月　答申）
「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し
・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入
・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置
・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

①設置認可の見直し　（平成１５年度審査（平成１６年度開設）より適用）
○届出制度の導入　（学校教育法の改正）
・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
○抑制方針の撤廃　（審議会内規の廃止）
・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
○設置審査の準則化　（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
・審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

②認証評価制度の導入　（平成１６年度より適用）　（学校教育法の改正）
・全ての大学が７年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
・認証評価機関は評価結果を公表する。

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入　（平成１５年度より適用）（学校教育法の改正）
・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

18

我が国の大学の質保証のイメージ図

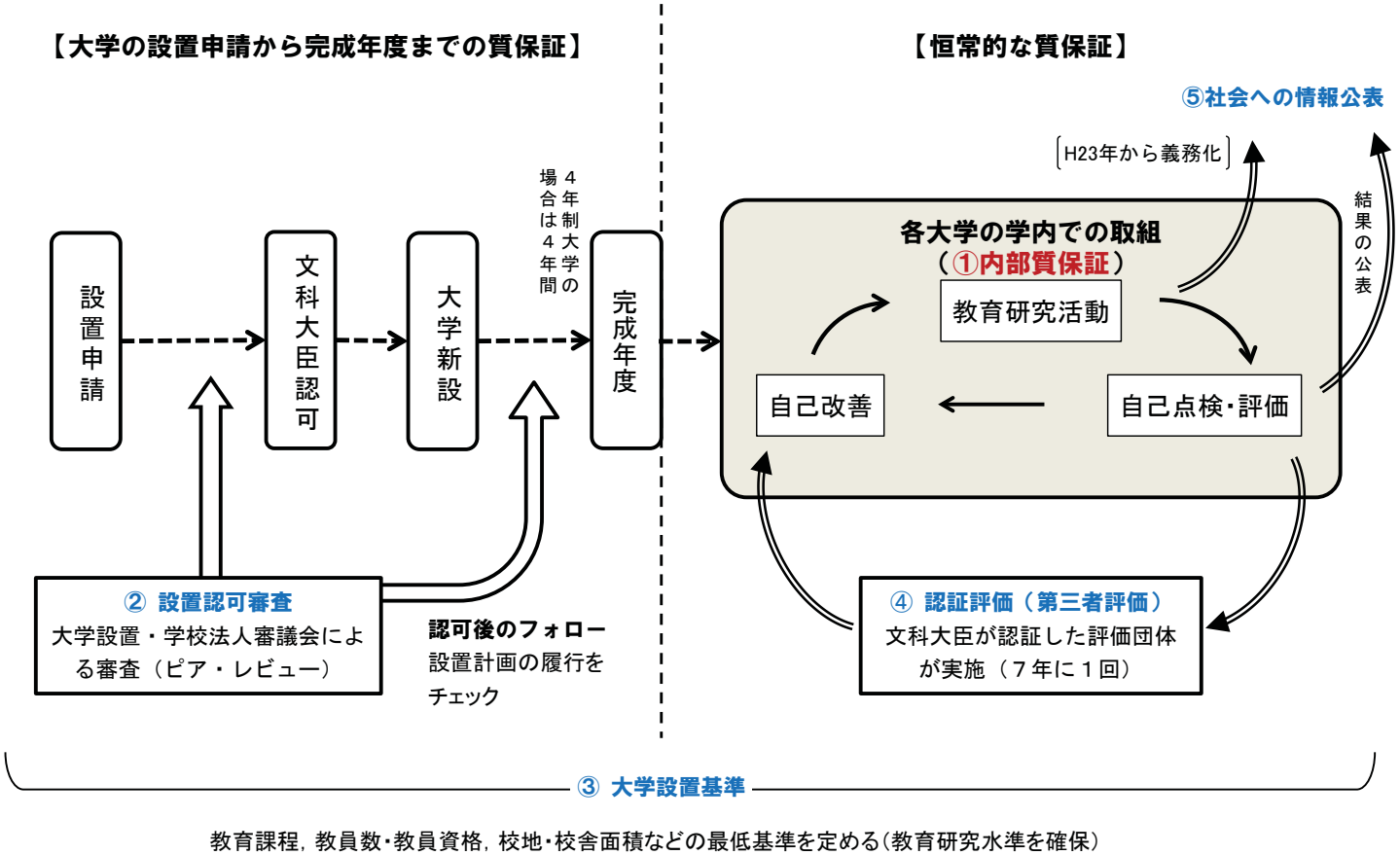

30

19

認証評価制度の概要

【概要】
・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

【目的】
・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】
① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（※）（7年以内ごと）
② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）
・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

（※）各認証評価機関が評価すべき事項として定めなければならない項目
・教育研究上の基本となる組織に関すること
・教員組織に関すること
・教育課程に関すること
・施設及び設備に関すること
・事務組織に関すること
・教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
・財務に関すること

(2) 認証評価制度改革に関する諸提言

認証評価制度改革に関する各種提言等について①

「大学評価制度の新段階」（平成25年4月3日経済同友会）より該当箇所抜粋

2. 大学評価制度のあり方
（2）大学評価制度のあり方
○ 社会の急激な変化に伴い、大学に求められる教育内容も多様化し、機能の再構築をする必要に迫られており、大学が機能別に分化することが想定される中、画一的なランキングでは、多様な教育の成果を評価することはできない。（略）
○ 大学教育改革に資する大学評価制度は、情報公開と大学評価制度が、有機的に関連し補完しあう複合的なシステムの中で実現される。
（略）
○ 大学評価制度は、法令適合性等最低基準の確認等から、各大学が掲げたビジョン（将来像）に向けて改革サイクル（PDCA）を着実に実行しているかを評価する方向に軸足を移すべきである。

認証評価制度改革に関する各種提言等について②

「高大接続システム改革会議「中間まとめ」」
（平成27年9月15日高大接続システム改革会議）より該当箇所抜粋

2. 大学教育改革
（3）認証評価制度の改革
○ 現在の認証評価制度では、大学は、法令適合性等の観点からの大学設置基準等に基づく教育研究環境（教員組織、教育課程、施設設備等）の確認・評価と、認証評価機関が定める基準に沿った評価を受けることとなっている。認証評価については、今後は、大学として求められる最低限の質の確認のみならず、大学教育改革や大学入学者選抜改革、さらには改革後の大学の教育研究機能の高度化に、より積極的な役割を果たすものとすることが重要である。あわせて、大学についての情報を社会に明確に伝え、その実態に即した適正な社会的評価の確立にも資するものとすることが重要である。
（略）
○ 中央教育審議会における認証評価制度改革に関する審議を踏まえ、国は、認証評価に関する法令について平成27年度中を目途に必要な改正を行うとともに、認証評価機関と連携して、高大接続システム改革の目的、内容が具体化されるように、適切な評価を実施するための方策に取り組む必要がある。

認証評価制度改革に関する各種提言等について③

「未来を牽引する大学院教育改革」
（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会審議まとめ）より該当箇所抜粋

3．大学院教育の改革の具体的方策
（4）大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進
（大学院修了者の活躍状況の可視化と評価）
〇大学院修了者の進路状況や、その後の社会での活躍状況を適切に把握することは、教育機関として求められる責務であるだけでなく、これらの情報は大学院の教育課程等の見直しや学生の大学院進学の判断材料として生かすことができる貴重な情報である。大学院修了者の進路は、専門分野によっても大きく異なっているため、その分野や課程ごとに学生が正確な情報を入手できることが望まれる。
このため、各大学院においては、課程・専攻別に入学者数・修了者数を公表するとともに、修了者の進路やその後の活躍状況等に関する情報も適切に把握して、学生や社会に広く公表することが求められる。また、国としても、認証評価制度において大学院修了者の進路状況が評価されるように促進策を検討することや、博士課程修了者の進路状況を全国的に把握するための調査を継続的に実施するとともに、博士課程教育リーディングプログラムの成果を含め、大学院修了者の活躍状況を社会に分かりやすく広報することが必要である。

認証評価制度改革に関する各種提言等について④

「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告」（平成27年8月27日）
より該当箇所抜粋

3　認可を可とされた大学等においては、設置認可は出発点であるとの認識に立って、設置計画を円滑かつ確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことが期待される。なお、設置計画を履行するに当たって留意すべき事項（「留意事項」）を付されたものについては、完成年度までは「設置計画履行状況等調査」において継続的にフォローアップが図られることとなるが、教育研究活動の水準向上の取組は完成年度以降も不断に行われるべきものであり、その取組を実効性のあるものにするためには、第三者の視点による評価の充実を図ることが重要である。そのため、文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

(3)大学教育部会での検討状況

論点・検討課題①
【高大接続改革（大学教育の質的転換、大学入学選抜改革）等を推進するための評価の在り方】

（論点）

現在の認証評価制度では、法令適合性等の観点からの設置基準等に基づく教育研究環境（教員組織、教育課程、施設設備等）の確認・評価を行うとともに、認証評価機関が定める基準に沿って一律同様の評価を受けることとなっているが、最低限の質の確認のみならず、評価を通じて、大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革をはじめとした、高大接続改革を促進することが求められる。

（検討課題）

- ○　各大学の大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取組を適切に評価し、更なる取組の充実につなげるための評価の在り方
- ○　学修成果や内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善等）を重視した評価への発展・移行
- ○　高大接続改革の方向性を踏まえた各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進
- ○　特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い（簡素化等）など、大学の多様性に対応した評価の推進
- ○　各大学が掲げる目的・水準等に対する評価（達成度評価）など、各大学の改革を支援するための評価の推進
- ○　各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化（優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等）
- ○　関係団体の取組（JABEE等）の発展も含めた、分野別評価の推進

論点・検討課題①
【高大接続改革（大学教育の質的転換、大学入学選抜改革）等を推進するための評価の在り方】

○大学基準協会における第２期の４年間（2011～2014年度）の評価結果

内部質保証に何らかの問題点（努力課題または改善勧告）を指摘された大学は、151大学中50大学（受審大学の約33%）。

○定期的な自己点検・評価の周期の有無（2014年度実績）

自己点検・評価のスケジュール別大学数

	国立	公立	私立	計
定期的な実施周期を設定	78	72	451	601
不定期な実施周期を設定	6	1	80	87
設定していない	2	7	60	69

自己点検・評価を期的に実施している大学の自己点検・評価スケジュール別大学数

	国立	公立	私立	計
１年毎	58 (67.4 %)	45 (54.9 %)	221 (37.0 %)	324 (42.3 %)
２年毎	2 (2.3 %)	1 (1.2 %)	40 (6.7 %)	43 (5.6 %)
３年毎	0 (0.0 %)	5 (6.1 %)	58 (9.7 %)	63 (8.2 %)
４年毎	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	22 (3.7 %)	22 (2.9 %)
５年以上毎	17 (19.8 %)	19 (23.2 %)	93 (15.6 %)	129 (16.8 %)
無回答・その他	1 (1.2 %)	2 (2.4 %)	17 (2.8 %)	20 (2.6 %)

文部科学省調べ

論点・検討課題①
【高大接続改革（大学教育の質的転換、大学入学選抜改革）等を推進するための評価の在り方】

○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合

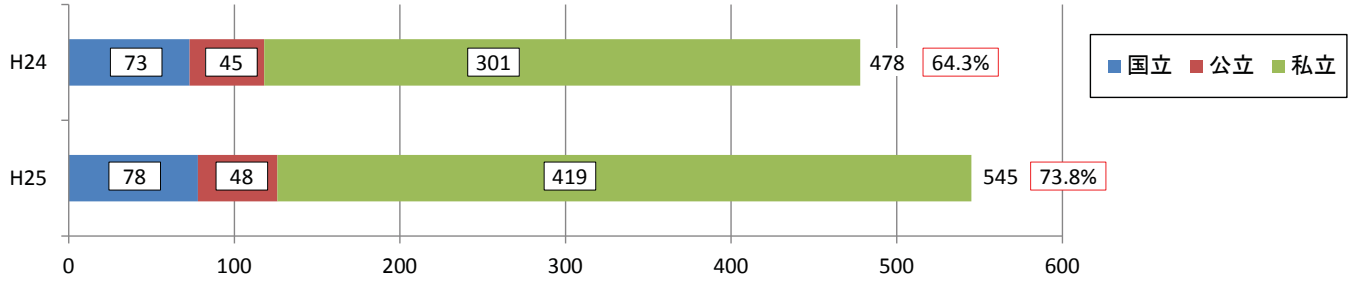

○学生の学修時間・学修行動の把握を行っている大学の割合

文部科学省調べ
回答数　国公私立の大学762校（学部段階は、大学院大学を除き738校）

論点・検討課題①
【高大接続改革（大学教育の質的転換、大学入学選抜改革）等を推進するための評価の在り方】

【これまでの議論】

○　三つのポリシーの策定とそれに基づく取組状況の評価は今後も重要であり、重点的に評価すべきではないか。
○　多様な大学の特性も踏まえ、大学の機能強化を促進させるための評価を行うべきではないか。
○　法令等の評価と達成度の評価を明確に区分した上で、法令等の評価は簡略化し、達成状況の評価に重点を置いた評価を行うべきではないか。
○　法令要件に関わる事項についてはデータの提出のみとしてはどうか。その際、法令遵守に努めており、過去に指摘がない大学かどうかを分けて考える必要があるのではないか。
○　内部質保証を実質化させるため、内部質保証が定着しているかについて重点的に評価すべきではないか。
○　内部質保証システムが機能しているかどうかは、達成すべき目標やレベルが明確に示されていることが必要であり、かつそれらが適切に設定されているかを評価する必要がある。
○　学修成果の評価については、各大学の学位授与方針を踏まえ、課程修了時に修得が期待される能力を身に付けさせているかを重点的に評価すべきではないか。また、各大学が学生の学修成果を評価する手法の可視化が必要ではないか。
○　日本の教育が入学のレベルで評価されるのではなく、卒業時の学生の成果が広く社会に知られ、評価されるようになるべきではないか。
○　日本の高等教育の質保証の観点から、各大学のミッション等の目的準拠型の内部質保証を確認することで十分とは言えないのではないか。
○　評価結果に応じた次回結果の弾力化については、慎重な検討が必要ではないか。
○　分野別評価については、人員の養成・確保がすぐには困難なことから、導入にあっては慎重な検討が必要ではないか。

論点・検討課題①
【高大接続改革（大学教育の質的転換、大学入学選抜改革）等を推進するための評価の在り方】

【更に検討すべき事項】

- 高大接続改革の観点からも重要なアドミッション・ポリシーをはじめとする三つのポリシーの一体的な策定の有無、三つのポリシーに基づく大学入学者選抜、教育課程、卒業認定・学位授与の実施状況等を評価項目に加えることについて
- 大学教育の質的転換や各大学が掲げる水準に対する評価など、各大学の改革を推進するための評価の在り方について
- 評価において重視すべき事項を新たに設定することについて
- 法令遵守事項に係る評価方法の簡略化について
- 適合等の判断をより厳格に評価することについて
- 分野別評価の推進等の在り方について

論点・検討課題②
【評価結果を活用した改善の促進】

（論点）
現在の認証評価制度では、大学等には評価を受けることのみが課せられており（※）、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。大学教育の質的転換をはじめ、評価を通じた質の向上の促進を図るためには、評価結果を各大学の具体的な教育研究活動の改善につなげるための仕組みの整備が必要。

※法科大学院については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年十二月六日法律第百三十九号）」により、適合・不適合の判定を行うこととなっている。

（検討課題）
- ○　法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備
- ○　評価結果のフォローアップの仕組みの整備（不適合判定に対する再度の評価等）
- ○　評価結果の各種取組への活用（各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等）
- ○　各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化（優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等）【再掲】

評価結果と再評価の実施状況（平成16年度～平成25年度）

	結果の種類	評価結果		再評価後（※3）
大学基準協会	適合	３９６		４１１
	（※1）期限付適合	２４	15	3
	不適合	3	6	9
大学評価・学位授与機構	大学評価基準を満たしている	１５６		１５６
	大学評価基準を満たしていない	1		1
日本高等教育評価機構	認定	３０５		３２３
	（※2）保留	２１	18	2
	不認定	2	1	3
短期大学基準協会	適格	３９１		３９５
	（※4）保留	１２	4	8
	不適格	0		0

（※1）大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。

（※2）日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の受審を課す。（平成23年度評価分までは、原則3年以内）

（※3）「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが（2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。）、実績はない。

（※4）短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留とする。（1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。）

各評価機関における評価の分類と結果のフォローアップの仕組み

	判定方法	評価の分類と定義	フォローアップの内容	改善報告書の公表
大学基準協会	大学評価基準（大学評価及び財務評価の２つに分類されている）の項目ごとに評定項目を整理した「達成度並びに水準に関する評定事項」について、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施。大学基準に適合している場合は「適合」と認定。重大な問題と考えられる事項が相当数存在する場合、その事項に関する改善計画の改善生等を考慮して「期限付適合」又は「不適合」と認定。	【適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定する。 【期限付適合】 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、「再評価」の受審を課す。(※) 【不適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定しない。 ※再評価を受審しない場合は、適合の期限(3年)を終了した時点で、不適合の扱いとなる。	【適合】 指定期日までに「努力課題」「改善勧告」に対して改善報告書を提出。 【期限付適合】 ３年以内に「再評価」。再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合。 【不適合】 「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限り「追評価」を受けることができる。	無
日本高等教育評価機構	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、４つの基準すべてを満たしている場合は「適合」。満たしていない基準が１つ以上あり、一定期間内（原則１年以内）に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」。満たしていない基準が１つ以上あり、また、評価の過程において重大な虚偽報告や社会倫理に反する行為が行われていると、判定委員会が判断した場合は「不適合」とする。	【適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。 【保留】※保留期間は原則１年間 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。 【不適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。	【適合】 ３年以内に「改善を要する点」について改善報告書を提出。 【保留】 保留期間内に「再評価」。保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」。 【不適合】 追評価等の対応なし（次回の本評価へ）	有
大学評価・学位授与機構	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、１０の基準全てを満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める。	【大学評価基準を満たしている】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。 【大学評価基準を満たしていない】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。	【大学評価基準を満たしている】 (「改善を要する点」についての報告書等は求めていない。) 【大学評価基準を満たしていない】 評価実施年度の翌々年までに「追評価」を受けることができる。	無
短期大学基準協会	短期大学評価基準の４の基準ごとに合否を判定し、４基準すべてが合である場合は「適格」。基準を満たさず教育に重大な支障を及ぼす恐れがある場合や重大な法令違反がある場合等においては「不適格」。適格、不適格の判定に至らない場合は「保留」。	【適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから適格と認める。 （条件を付した適格） 本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから適格と認める。ただし、一部に問題が認められるため、その改善を条件とする。 【保留】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。 【不適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たすことが困難と認められるので不適格とする。	【適格】 適格で条件が付された事項について、指定する期日までに改善報告書を提出。期日までに改善されていない場合、又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取消し不適格。 （期日は指摘内容により設定） 【保留】 指定した期日までに再評価。再評価を受審しない場合は「不適格」。（期日は別途設定） 【不適格】 追評価等の対応なし（次回の本評価へ）	無

認証評価における主な指摘と改善状況の例（平成16年度～平成25年度）

※1:「改善を要する点」や「勧告」として、評価機関から改善報告を求められた事項。
※2:大学からの改善報告書の提出等により、改善が確認された事項の改善内容。

◆教学

要改善事項（※1）	改善内容（※2）
設置基準上必要な教授数、実務家教員数、専任教員数又は研究指導補助教員数が不足している。（大学設置基準第13条,大学院設置基準第9条）	入学定員を減らした結果、それに連動して大学設置基準上必要な専任教員数が変更されたことにより、現在は基準を満たしている。
FD等の教育内容等の改善のための組織的な研修等がされていない。（大学設置基準第25条の3）	FDを推進するため学長および各専攻長を含むFD委員会を組織し、2009（平成21）年度から活動を開始している。委員会は、各学期初めに会合を開き、当該学期における課題を検討し、各学期後の特別教授会において活動を報告している。
卒業試験で20%程度の学生が不合格となっており、収容定員の在学生数の比率が高くなっている。受験生の選抜方法、在学生の進級判定の見直し等原因の分析をするとともに、診療参加型臨床実習の強化を含むカリキュラムの改善、学生による授業評価の実施とその教育現場へのフィードバック、教員の教育能力の向上のための方策の策定など早急に検討する必要がある。	進級基準の見直し他新たな取り組みを実施した結果、卒業試験の不合格者数は減少しつつあり、収容定員に対する在籍学生数比率も徐々に減少している。また、モデル・コア・カリキュラムを基盤としたカリキュラムを整備し、2007（平成19）年度から臨床総合演習を設置、臨床実習期間を延長し、診療参加型臨床実習を強化した。

◆財務

要改善事項（※1）	改善内容（※2）
収入の増加と一層の支出削減を図り、早急に具体的かつ実現可能な中長期財政計画を策定し抜本的に財務状況の改善を図る必要がある。	外部資金の獲得を増やし、人件費削減や委託費（保守点検業務委託、IT関連業務委託）の見直し等により、減価償却額および資産処分差額を除く帰属収支の黒字化を実現した。
広報誌を通じて消費収支計算書の公開が、教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを広く公開されたい。	2005年度分からホームページに消費収支計算書、資金収支計算書および貸借対照表などの財務諸表を公開した。

◆ガバナンス・内部質保証

要改善事項（※1）	改善内容（※2）
学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。（学校教育法第92条）	職務権限と責任に関する規程を整備した。
自己点検・評価への恒常的な取り組みや、全学的な自己点検・評価の体制構築が不十分である。	自己点検・評価に係る規定を整備し、組織全体の自己点検・評価活動の総括機能を持たせた部署や、自己点検・評価の結果を全学的なFDに活用する体制を機能させ始めた。
学内の組織間に適正な協同が行われず、大学の機能を円滑かつ十分に発揮しえていない。（大学設置基準第42条の2）	学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、理事長の下に設置した「大学運営協議会」を常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定した。
平成20(2008)年2 月にFD 推進委員会を発足しているが、規程に基づき全学的な取組みを行うよう改善を要する。	FDについては「FD 推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成20(2008)年度から年数回のFD 講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取組んでいる。

論点・検討課題②
【評価結果を活用した改善の促進】

【これまでの議論】

○　大学評価基準を満たさなかった大学（いわゆる「不適合」「不適格」の大学）に対して、指摘内容を実現化するための法的枠組みの整理が必要ではないか。
○　より良い評価を受けるためのインセンティブとして資源配分に評価結果を活用すべきではないか。

【更に検討すべき事項】

・　自主的・自律的な大学の自己改善を促進することを目的とした評価制度において、①指摘事項の改善を義務づけること②評価結果を資源配分に活用することの位置づけについて
・　フォローアップの実施の根拠となる規定の創設について

論点・検討課題③
【認証評価機関の評価の質の向上】

（論点）
現在、文部科学大臣の認証後も、特別の事情がある場合には認証評価機関に対して国が一定の関与を行うことは可能であり（※）、また、評価の質の維持・向上の観点からの認証評価機関の取り組みについては、「認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること」が認証の要件（細目省令）となっている。今後、学修成果や内部質保証を重視した評価をはじめ、より質の高い評価を実施するための評価手法の開発・改善が求められる中で、認証評価機関の評価の質を向上するための取組の促進が必要。

※「公正かつ適確な実施が確保されないおそれ」（学教法第１１１条第１項の報告等の徴収の要件）などに該当する場合にのみ国の関与あり。

（検討課題）
○　認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）
○　認証評価機関における評価の質の向上の取組（複数の機関が連携した取組等の促進、法令上の位置づけ等）
○　先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進

論点・検討課題③
【認証評価機関の評価の質の向上】

【これまでの議論】

○　認証評価機関に対する評価の在り方については、評価機関の自主性・独立性の観点から慎重な検討が必要ではないか。
○　評価機関も自ら自己点検をしなければならないのではないか。
○　評価機関同士での競争原理が担保されているような制度とすべきではないか。

【更に検討すべき事項】

・　評価機関の評価の質の向上に向けた、評価機関の評価の定期的な確認等の必要性について
・　評価機関の自己点検等の義務化について

論点・検討課題④
【評価における社会との関係の強化】

（論点）
現在の認証評価制度では、大学教員を中心としたピアレビューによる評価形式が取られ、教育研究活動に対する評価に必要な専門性は担保されているが、大学進学率の上昇や新規卒業者の多くを大学卒業者が占める状況において、大学に対する評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが求められ、また、併せて認証評価の取組を社会に十分に周知することが必要。

（検討課題）
○　ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施（高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等）
○　評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進

評価の効果・影響について

大学評価・学位授与機構の掲げる「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」の三つの目的の達成状況について、大学評価・学位授与機構が対象校に質問したところ、「質の保証」、「改善の促進」についての肯定的な回答は約80%と高かったが、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は約50%と前の二つに比べれば低い値となっている。

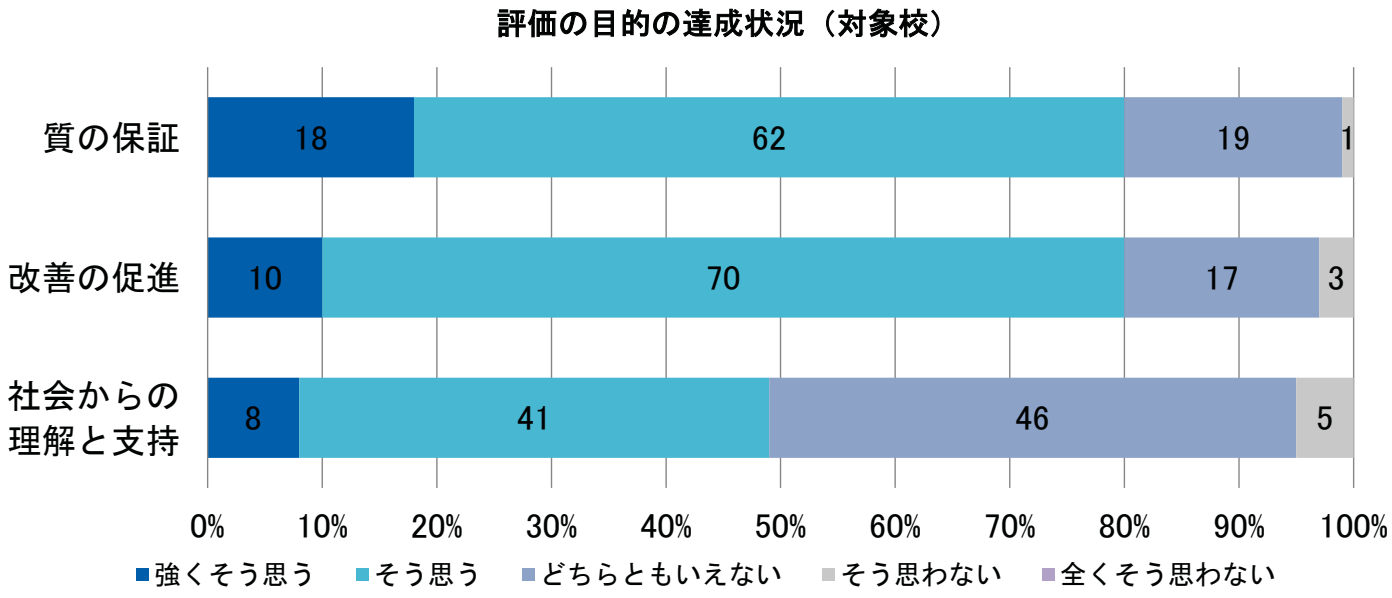

出典：「進化する大学機関別認証評価―第１サイクルの検証と第２サイクルにおける改善―」

論点・検討課題④
【評価における社会との関係の強化】

【これまでの議論】

○　ピアレビューの原則を確保した上で、評価に社会（ステークホルダー）の声を反映できる仕組みを整備する必要があるのではないか。
○　社会一般の人に対しても大学の状況をより分かりやすく伝えるため、評価結果の様式の見直しが必要ではないか。
○　評価制度や評価結果について高等学校や産業界への一層の周知が必要ではないか。

【更に検討すべき事項】

- ステークホルダーを評価へ参画させる仕組みについて
- 評価結果の様式を見直す場合の観点について
- 評価制度や評価結果（優れた取組を含む）の周知、発信方策について

41

論点・検討課題⑤
【評価人材の育成】

（論点）
認証評価制度の導入も相まって、大学に対する評価は根付きつつあるものの、評価制度の安定的な運用とさらなる発展のためには評価人材の育成が必要。

（検討課題）
○　複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進

【これまでの議論】

○　設置基準等の法令に関する専門的知識の共通的な理解を深めるため、全評価機関の評価員を対象としたセミナーなどの実施が必要ではないか。
○　評価員のインセンティブを高める方策や、評価員を拠出する機関（主に大学）の負担軽減が必要ではないか。
○　大学側の評価人材の育成も必要ではないか。
○　認証評価機関に対する支援として、評価員の育成に対する助成が必要ではないか。

【更に検討すべき事項】

- 各認証評価機関共通のセミナー等の実施の促進について
- 大学側の評価人材の育成について
- 評価員拠出機関への負担軽減策について

論点・検討課題⑥
【評価の効率化】

（論点）
大学等は複数の評価等への対応が求められており、大学等の「評価疲れ」も指摘されている中、認証評価制度をさらに発展させていくためにも、評価を受ける大学等の作業を効率化するための取組が必要。

（検討課題）
○　大学ポートレートのデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進
○　他の評価制度（国立大学法人評価等）と連携した評価業務の効率化
○　情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例（簡素化等）

評価作業量に関するアンケート調査について

平成25年度に大学評価・学位授与機構の評価を受審した大学に対して、同機構が行ったアンケートによると、大学においては「自己評価書の作成」に負担感を感じており、評価者においては大学の自己評価書の確認等を行う書面調査に負担感を感じている。

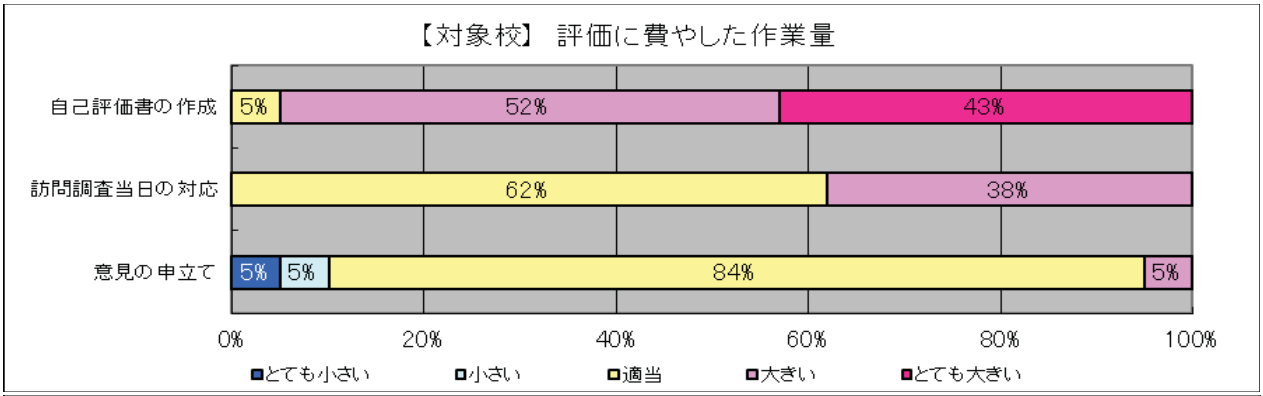

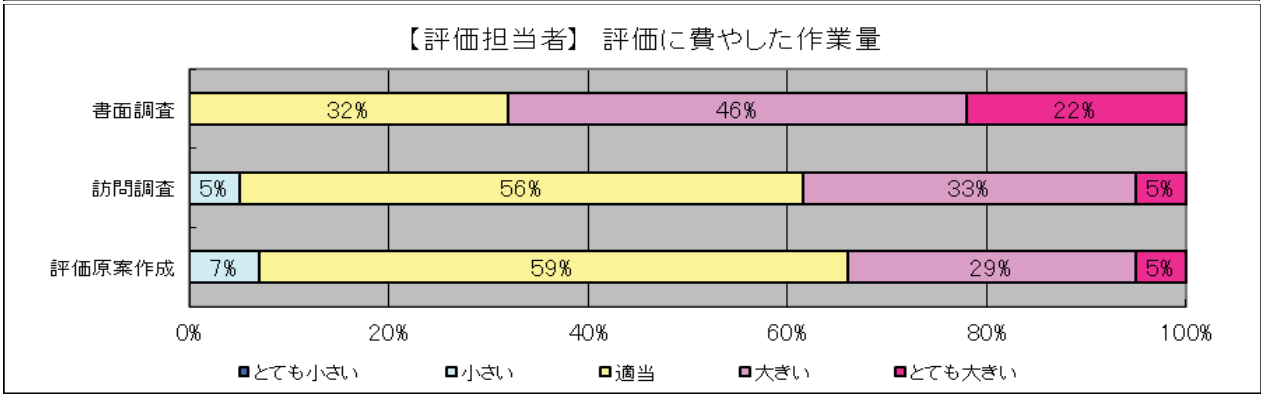

出典:『平成25年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書』(平成27年3月)より

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報(※)の発信を開始。

大学ポートレートのイメージ

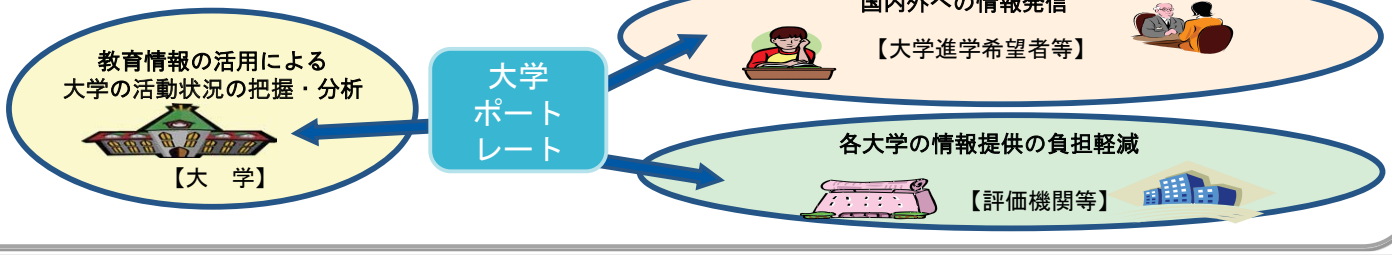

※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

【大学単位で公表する情報】
- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】
- ・教育研究上の目的や3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

論点・検討課題⑥
【評価の効率化】

【これまでの議論】

○　大学ポートレートについては、認証評価でも活用できるよう情報量の一層の充実が必要ではないか。
○　大学ポートレートの情報は各大学が入力しているものに過ぎないことから、根拠が曖昧で評価に使用するのは慎重な検討が必要ではないか。
○　大学の負担軽減のため、提出資料の電子データ化の徹底や、評価実施期間の短縮を検討してはどうか。
○　年度間の評価校数の平準化を図るための方策が必要ではないか。
○　他の評価制度との連携による評価の効率化として、例えば、国大評価との更なる連携や評価結果の相互活用などを進めてはどうか。

【更に検討すべき事項】

- 大学ポートレートの情報項目の充実・拡充について
- 年度間の評価校数平準化のための方策の是非について
- 国立大学法人評価等の他の評価における評価結果の相互活用について（評価資料、評価結果の活用の可能性について）

論点・検討課題⑦
【その他】

【これまでの議論】

○　質保証の観点から、ACでの指摘事項と認証評価制度を連携させることが必要ではないか。
○　例えば、学生の学修時間などの客観的なデータを集めて、それに基づいた評価を実施することが必要ではないか。
○　諸外国の最新の状況も参考としながら制度改善を検討すべきではないか。

【更に検討すべき事項】

- 設置計画履行状況等調査における指摘事項を認証評価において重点的な評価事項とすることについて
- 国による学修時間の全国的な把握等の調査の実施と、比較可能な客観的な調査データの認証評価への積極的な活用について
- 諸外国の評価制度の現状を踏まえた制度改善について

(4)特に優れた取組として評価された事例

認証評価において優れた取組として評価された事例について

アドミッション・ポリシー関係

○ 学士課程において、**「選考方法の趣旨」や「アドミッション・ポリシー・チェックリスト」を作成・公開**して、学科試験や小論文を課す理由、面接において確かめたい内容等を説明している。

学修成果関係

○ 科目レベルアセスメント会議において、各科目担当教員は「成績評価配分表」、「科目アセスメント」、「授業記録」を共有し学習成果の現状を常に把握している。特に**「授業記録」**は、毎回の講義の記録を残し、担当教員の負担は大きいが、**個人レベルのアセスメントとして授業改善に有効に機能**している。

内部質保証関係

○ **内部質保証の方針を明確に定め**たうえで、**常設的な「自己評価委員会」による責任体制のもと、ＰＤＣＡサイクルが確立し、主要な取り組みについては外部評価や社会への情報公開等も織り交ぜながら検証を実施**。また、小規模大学のメリットを生かし、「全員が活動に参与する仕組み」を構築するために各教職員の目標設定のみならず、**全員参加のプロジェクトとして将来構想の検討を実施**。このように常設的な検証システムと、全員が活動に参与する仕組みを組み合わせ、**恒常的に改善策が提案され、それが着実に実行に移される内部質保証システムが機能**している。

○ 教育理念を受けて、10年後の将来像を掲げ、その実現に向けて「自己点検・評価全学委員会」をトップとした**体系化された自己点検・評価システムによって、大学の活動方針を迅速に策定することができる体制を構築**している。この体制においては、グランドデザインを全学的な活動指針である「学長方針」として具体化し、各学部・研究科の「教育・研究に関する年度計画書」が作成され、それに基づき、活動の実施状況が年度ごとに点検・評価される仕組みとなっている。さらに、この仕組みは次年度予算と連動し、高い実効性を有しており、数多くの成果を上げている。また、**海外の外部評価（ＩＳＡＳ）による検証を取り入れ、国際的な教育活動に対する点検・評価活動を実施するなど、実質的な内部質保証システムを構築**している。

出典：認証評価機関連絡協議会「平成26年度平成26年度実施の認証評価結果における大学等の優れた取組について」より抜粋

ご清聴ありがとうございました

説　明

「『内部質保証ハンドブック』の内容について」

（大阪会場・東京会場は同じ内容です）

大学基準協会　大学評価・研究部　審査・評価系主幹

原　　和　世

【説明】

原　和世
大学基準協会大学評価研究部
審査・評価系主幹

司会　続きまして、本日３つ目のプログラムでございます。「説明」というタイトルとなっておりますが、本年７月に刊行いたしました、本協会の『内部質保証ハンドブック』につきまして、大学基準協会大学評価・研究部の原の方から、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

原　こんにちは、大学基準協会の原です。パネルディスカッションの前に、私からは、今回のハンドブックの刊行に至った経緯、またこの本のポイントについてご紹介させていただきます。

本日の説明内容は、スライドの通り大きく３つに分けて説明させていただきます。これから説明する中でも重要であると思うスライドを３枚用意しております。その都度ご説明いたしますので、確認していただければと思います。

【ハンドブック刊行の背景】

まず、ハンドブックの刊行の背景です。第１期の大学評価において、評価を受けること、また、報告書をまとめること自体が目的化し、自己点検・評価が大学の改善につながるものになっていなかったこと。また、認証評価が義務化されているからと、仕方なくという消極的な捉え方をされている大学が少なくなかったと考えます。

そこで、第２期の大学評価では、１点目に、大学の自己改善能力を高めるために、自己点検評価をより実質化させることを目指しました（スライド 4)。また、国際的共通理解である、大学の質の保証の第一義的責任というものは、大学自身にあるということ、その考えをもとに、大学における内部質保証体制を求め、これを本協会の大学評価システムと連動させることを目指したのが、第２期大学評価の改革の方針でした。

しかし、第２期大学評価の現状は、内部質保証に課題があると指摘した大学は、151 校がこれまで受けたのですが、その中で 50 大学、また、学位授与方針に学習成果が明示されていない、または、不十分と指摘された大学が、98 大学。さらに、学習成果の評価指標の開発に着手していない、または不十分と指摘された大学が、104 大学あります。これは、本協会が求めた大学のあり方にまだまだ届いていないと言えるのではないでしょうか（スライド 5)。

さらに、昨年度には、本協会の大学評価企画立

案委員会が、第３期に向けた大学評価の基本方針として、１点目、内部質保証の有効な機能を前提とした大学評価の一層の推進。また、アウトカムを適切に視野に入れた評価の実現。これらを含めて７つの方針を提示して、現在、この方針のもと第３期に向けて大学基準の改定を進めています（スライド6)。

このような現況の中、本協会が意図する内部質保証というものが、大学に十分に伝わっていないのではないか、また本協会自体が、内部質保証の概念や構造というものを大学に明確に示していないのではないか､こういう意見が出てきました(スライド7)。

そこで、２年前、2013 年の８月に、本協会の高等教育のあり方研究会の下に、内部質保証のあり方に関する調査研究部会を設置し、これらの課題について、何らかの形で示していくことを目指してきました｡この部会には､会員大学の教員４名、職員１名にご参加いただき、大学基準協会の職員も参画しております。

この部会において何をしてきたのか、まず、内部質保証の現況を知るために、大学に対して２回のアンケート調査を行ってきました。アンケートにご回答いただきました大学には御礼を申しあげたいと思います。

このアンケートの結果を踏まえて、いくつかの大学へヒアリング調査を実施しました。そこから、部会では、内部質保証に対する大学への理解を深めてもらいたい、また、本協会の大学評価に活用してもらいたいという思いで、今回のハンドブックの刊行に至りました。

【『内部質保証ハンドブック』の概要】

それでは、ハンドブックの概要についてご紹介いたします。実際このハンドブック、既にお読みいただいている方もいらっしゃると思いますが、まだお読みいただいていない方に、こちらを少し説明させていただきたいと思います。

ハンドブックの構成はスライドのとおりです（スライド 10)。第１章に内部質保証の意義と背景を整理させていただきました。第２章ではアンケート調査をもとに日本の大学の内部質保証の現況と取り組みを紹介しています。さらに、内部質保証に取り組むために、そのシステムの構築方法やうまく運用させていくために、学内の教職員の方に取り組んでもらいたいこととして、第３章の提言としてまとめています。

また部会では、この本を読んでいただきたいターゲットをどうするかということを最初に話し合い、最初は大学執行部を対象にしたものがいいのでは、または、評価担当の方を対象にしたらいいのではないか、ということが出ましたが、大学全ての教職員に、内部質保証について考えてもらいたいということになりました。

【「内部質保証」の現況】

では、「内部質保証」の現況についてご説明いたします。第１章に挙げている内部質保証が求められるようになった背景、特に中教審答申のまとめについては、後半のパネルディスカッションで

のご報告に委ね、私のほうからは、アンケート調査の結果を説明させていただきます。

まず、部会設置の目的であった、本協会は内部質保証の概念を明確にしていないのか、という問いに対しては、現行の大学基準がスライドのとおりになります（スライド 12)。大学がその理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。本協会の大学基準の中でこのようにうたっております。

では、この定義を大学がどう理解しているか、どう認識しているのか、という２つの問いに対しては、調査をすることが必要になりました。

そこで、第１回のアンケートを実施したところです（スライド 13)。送付先は国内の全大学７６８校を対象にし、回答方法は自由記述式、回答率は 59.5%でした。質問はこちらのスライドに挙げておりますが、「貴大学では、内部質保証をどのようなものとして捉えていますか。貴大学が考える内部質保証を具体的に説明してください。」とありました。この中で、各大学の回答からキーワードを抽出し、分析したものが次からのスライドになります。

まず、回答からですが、質を保証するということは、質をどうするものか、ということを評価機関ごとに分析したものです。本協会の評価を受審した大学では、質の改善・向上というキーワードを用いた大学が、38.5%。また、質の改善と保証という真ん中のところのキーワードを用いた大学では、35.7%であったのに対して、大学評価・学位授与機構の評価を受けた大学では、質の改善と保証のところが、53.3%という、ここの割合が高くなっております。日本高等教育評価機構の評価を受けた大学では、質の改善・向上というものを使ったのが 33.6%でした。

次にこちらのグラフ（スライド 15）では、保証する質というものを、大学は、具体的なイメージがあるのかということですが、本協会と大学評価・学位授与機構の評価を受けたところは、教育を含めた諸活動・条件の質というキーワードを使った大学が多くありました。それに対し、日本高等教育評価機構では、教育の質と捉えている大学が、それぞれ数値が高くなっています。ただし、一番右のほうになりますが、何の質かをを指定しないケースが、全体を見て３割と多かったのが、このグラフから読み取ることができます。

次に、この表はどのような方法、仕組みで内部質保証に取り組んでいるのか、ということを見るためのグラフです（スライド 16)。点検・評価やＰＤＣＡサイクルというキーワードを用いてこれらを説明した大学が､全体で８割程度ありますが、具体的な方法を記述していない大学というものが、全体で約２５％ありましたので、中には自己点検・評価そのものが内部質保証と捉えている大学も少なくありませんでした。

最後に、「何のために内部質保証をするのか」と書いた大学は、評価機関別に見ますと、本協会の評価を受けた大学は、大学の理念・目的を達成するため、または、社会的使命を果たすため、と回答した大学が他機関より多いことがわかりま

した（スライド 17)。

また、設置形態別に見ますと、私立大学では、大学の目的達成のため、公立大学では、社会的使命を果たすため、と回答した大学が多くあったことが見てとれます。

では、第 1 回のアンケートを踏まえて、本協会が示す内部質保証とは何かを、ここで改めて皆様と共有していきたいと思います。

【「内部質保証」とは】

先ほども掲げました、本協会の「大学基準における内部質保証の定義」を改めてご覧いただきたいと思います（スライド 19)。この中の、下線部がキーワードとも言えます。教育の質を保証する制度を整備する。定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表する。これがこの基準の中で読み取っていただきたいキーワードになります。

さらに、「大学基準の解説」というものがありまして、その中では、大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にある、大学は自らの質を保証するための組織を整備する、内部質保証システムに関する方針と手続きを明確にする必要がある。自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じ、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げる。これらがキーワードとも言えます。(スライド 20)

さらに、大学評価ハンドブックでは、ＰＤＣＡサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で、説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスであると言っています（スライド 21)。

先ほどの第 1 回アンケートの回答と比べても、本協会が示している内部質保証の定義は、7 割程度の大学にはご理解いただいていると、肯定的に捉えることができる一方、具体的にはどう取り組むのか、ということに関してはまだ十分に理解されていないということも見えたと思います。

また、今回、回答者を見ますと、評価担当の教員、職員の方にご回答いただいたことがわかりました。この方は内部質保証に関してご理解いただいているということは、十分わかりましたが、一方、内部質保証に関して学内において、どのぐらい浸透しているのかということは、このアンケートの結果では見えなかったことが、こちらとしても質問の設定に課題があったと思います。

【求められる内部質保証】

では、本協会が大学に求める内部質保証を今一度整理させていただきます。このスライド（スライド 22）に示す 3 点がポイントになります。このスライドが本日の 1 枚目のポイントになります。

１つ目は、大学の自立性が強く求められる教育活動のほかに、教員活動を支える諸条件を整備し、その運用状況を恒常的に検証し、改善するための評価システムの構築と機能化が質の恒常には求められるということです。

２つ目に、質の保証のために所属大学の教育水準が、法令遵守また認証評価機関の評価基準に適合しているということを、情報公開を通じて自ら

証明し、ステークホルダーへの説明責任を果たすことが大学には求められているということ。

３点目、この検証と改善、ステークホルダーへの説明、このプロセスを恒常的、継続的に実施するということが求められている。

【教育の質保証に関する各大学の取り組み】

次に、教育の質を保証する制度を整備するという本協会が定義づけしていることに対し、第２回アンケートの結果から見えた、各大学がどのような取り組みを行っているのかを簡単にご紹介いたします。この分析結果の詳細は後半のパネルディスカッションの方からご報告いただきたいと思います。

２回目は 2014 年３月から１ヵ月行いまして、今回は選択、自由記述ということで、49.3%、378 大学からご回答いただきました。ここでは教育の質、特に学士課程における学修成果の検証システムに焦点をあて、回答をいただきました（スライド 24)。

教育プログラムレベル、個々の授業レベル、機関レベルでの検証のための取り組みをどの程度実施し、どの程度改善に繋がっている、寄与しているのかということを回答していただきました。

検証のための取り組みの例として、例えば、ポートフォリオ等を活用した学生の学修経験の蓄積を行っているのか、ルーブリック等、学修評価の指標等を活用しているのか、ＧＰＡのデータを収集し分析しているか、シラバスを点検しているか、アンケート調査を実施したり外部評価に取り組まれているのか、このような取り組みを予め本協会から設定さていただきました。

次のスライドからは、改善に繋がっていると思われる、寄与率が高く、有効性が認められた事例をご紹介いたします。

既に、どの大学でもシラバスの作成というものは当たり前になっていますが、シラバスに基づいた検証システムというものが、授業の改善、教育プログラムの改善に結びついている、特に学位授与方針と各科目との関連を明示したシラバスというものが、検証することで改善に結びついているということがアンケートからわかりました（スライド 25)。

次に、教育プログラムの改善には、専門家による外部評価が有効であるということ、３点目は、学修成果の観点や基準を設定している大学は多くはまだはありませんが、これにより学生の学修成果の達成状況を把握することができ、それが教育の改善に繋がっていること、また、小規模大学ではこの寄与率が高いのがわかりました（スライド 26)。

次に、大規模大学においては、ＩＲのための組織を活用することで、大学全体の検証や教育改革、改善方針の立案に有効的であるともわかりました。また、これらどの取り組みも独立して行うものではなくて、いくつかの取り組みを組み合わせることによって、教育プログラムあるいは授業の内容の改善に繋がっているということもわかりました（スライド 27)。

この検証するツールというものは、教育プログラム、または、授業の設計、計画の段階、測定・

管理の段階、そして評価の段階において異なってきますので、各大学で整理する必要があると考えます。

さらに、本の中ではアンケートの結果に基づいて８大学に訪問調査を行った結果をコラムとしてご紹介させていただいております。

この中では、内部質保証の体制、プログラムや授業の改善事例、学修成果を図る評価指標という形でコラムを掲載しております。この８大学の詳細については、訪問調査報告書として本協会のホームページに掲載しておりますので、ご関心のある方はご覧いただければと思います。

【内部質保証システムの構築と機能化に向けて】

次に、大学に取り組んでもらいたいことをハンドブックの第３章で示しています。まず、こちらの表は、内部質保証の組織体制に関してです。この体系図は、本協会の実務説明会で内部質保証システムの組織体制の一例としてこれまで示してきたものになります（スライド 30)。ただし、説明会では、口頭のみでこの説明を行ってきましたが、今回のハンドブックでは、協会として初めて明文化したものになります。

この中で、一番大事なのが、ここで言う質保証、質向上委員会、つまり内部質保証に責任を負う組織を設置しなければいけないということです。

この組織体制では、内部質保証に関する方針を策定し、その手続きを整備すること。自己点検・評価の基準を設定し、検証プロセス、検証のスケジュールを決めること。さらに、検証結果を改善に繋げるための仕組みを整備することが求められます（スライド 31)。

学内の活動では、１年ごとに検証する必要があるものや、４年から５年と中長期的、中期的なスパンで検証したほうがよいものがあることは、皆さま既にお気づきかと思います。ただ、隣の大学が、毎年、自己点検・評価をやっているから自分たちもと、自ら評価疲れでふらふらになるようなことにならないように、しっかりと体力測定をしてから望んでいただきたいと思います。

さらに、ここで規程化とありますが、なぜ規程化が必要なのか。明文化することで、内部質保証に関して、学内の教職員が共有化できる最初のステップだとお考えいただければと思います。その大学の一部の人しかわからない内部質保証の方針では本協会が求める内部質保証の体制ではありません。

では、内部質保証に責任を負う組織を設置したなら、次はどうするかですが、次は、理念目的に沿った教育を、自ら実施していることを説明していくことが必要になります（スライド 32)。その際、ハンドブックでは、３つの側面から検証が必要であるとうたっています。授業レベル、プログラムレベル、大学レベルです。

それでは、この３つの側面、誰が具体的に何を行うのか。次のスライドでご紹介したいと思います。

まず、授業レベルですが、各授業の内容、方法を検証するに当たっては、やはり、授業を行っている教員一人ひとりの自己点検・評価になります

（スライド 33)。

では、何を評価するか、単位の実質化、シラバスと授業内容が整合しているのか、厳格な成績評価を実施しているのか、これらを自己点検する必要があります。その際には、学生による授業アンケートの結果や、学習ポートフォリオ、これらのツールを使って検証していただきたいと思います。次に、プログラムレベルでは、教育プログラムの検証を行うには、学部・研究科単位での自己点検・評価が中心になってきます（スライド 34)。ここで提供している教育課程の体系性や、教育方法、学修成果、学習支援、教員組織を点検・評価する。その際には、各教員から出てきた自己点検・評価の結果や、学生や卒業生などのアンケート調査の結果、また、ベンチマーク、これらをツールとして活用していただければと思います。

現在３つのポリシーを既に作成しているとは思いますが、実際、提供している教育プログラムとこの３つのポリシーがきちんと連関しているのか、改めて見直していただきたいと思います。

次に、大学全体に関わる事項ですが、全学的な観点から、自己点検・評価をしてもらいたい（スライド 35)。ここで何を自己点検・評価するのか、ですが、全学共通教育や横断的なプログラム、大学全体の教員組織、教育の国際化など、こういうところは大学レベルでの検証のほうが有効だと考えます。最後のツールとしては、学生生活に関する調査結果やベンチマーク、これらを使っていただきたいと思います。

さらに、教育プログラム、授業レベルでは、検証するための客観性・妥当性を担保するために、学外者を参画させることを期待しています（スライド 36)。教育プログラムにおける外部評価、いわゆるプログラムレビューですが、適任者を探すことが難しいといったご意見を聞くことがあります。しかし、質保証が進んでいる欧米に限らず、最近では、アジアの質保証機関においても、プログラムレビューを取り入れた内部質保証を大学に求めておりますので、日本の大学においても、国際的な質保証の観点から、これを積極的に行っていただきたいと思います。

では、まとめに向けてハンドブックでは、大学の教職員の方々に内部質保証にどう取り組んでもらいたいのか、８つの提言を示しています。詳細は後半のパネルに任せまして、ここではポイントをお話しさせていただきます。

これが本日２枚目のポイントのスライドになります。内部質保証は、認証評価への対応ではないということをご理解ください（スライド 37)。さらに、内部質保証は、自己点検・評価の別名ではない。これらを覚えて帰っていただきたいと思います。内部質保証の究極の目的は、学生の学習の充実と学修成果の向上であるとご理解いただきたいと思います。

その他、提言としては、評価の前に、学修成果に基づく学位プログラムの設計、管理が重要であるということ（スライド 38)。全学のみならず、学部・研究科等における教学マネジメントとガバナンスの確立が必要であるということ（スライド 38)。さらに、全学プログラム、授業、各レベルを

リンクさせるということ。内部質保証というものは各大学の個性、特色を活かした教育のイノベーションを促進させる。これを提言として挙げさせていただきました。

今回のハンドブックでは、ある意味、大学のあるべき姿を提言として示させていただきました。ご参加いただいている皆様の中には、マニュアルのようなものを期待しておられる方もいらっしゃったと思いますが、大学の質保証の第一義的責任は、大学にあるということ。自分たちが、質の保証をするためにどうするべきか、学生のために何をしなければいけないのか、このような大きな理想を、今一度、所属大学の教職員の中で考えていただければと思います。

さらに、ハンドブックの内容とは少しそれますが、内部質保証の前提となる自己点検・評価の現況をお話しします。これは本協会が最近実施した、アンケートの集計結果を示したスライドで、この報告書については、近日中に本協会のホームページで掲載させていただきます。

大学に、評価の前の自己点検・評価活動による効果についてお伺いしましたところ、実施の意義が教職員に浸透したのか、また、課題が明確になったのか、成果を出している取り組みが明確になったのか、このようなことを質問させていただきました（スライド 39～42)。

概ね、該当する大学が、７割程度あったのに対し、実際評価を受けた後、その評価結果による効果というものは、１０ポイント、８割程度の大学が評価を受けた後のほうが、自分達の目的が明確になったとご回答いただいております。

現状としては、内部質保証のシステムの構築に向けて、各大学がどう取り組むのか、学内で整理している過渡期であると思います。その活動を推し進めるために、大学評価を活用していただければと思います。

【大学基準協会の果たすべき役割】

最後に、ハンドブックにも示しておりますし、改めて大学基準協会の果たすべき役割について、皆さまと考えていきたいと思います。

まず、２回のアンケートを行ったところ、協会への意見、要望という枠で設けた、こちらのスライドに示した内容が多く寄せられました（スライド 44)。

内部質保証に関する情報提供をしてもらいたい。これは、今回のハンドブックが、本協会が大学への情報提供の一つになるということを願っております。このほか、現在、学長セミナー、シンポジウム、評価セミナー、実務説明会を実施しております。引き続きこれらを充実させることを考えております。

次に、各種研修の実施についての要望ですが、現在、スダディープログラムとして、特に初めて評価に携わる職員の方を対象に、高等教育の現況や、内部質保証とは何かといったテーマでこれまで実施をしてきました。グループワークを取り入れているため、定員枠を定めての実施になって、なかなか多くの大学にご参加いただいておりませんが、今年も年明けの１月に開催する予定ですの

で、ご関心のある方はお早めにお申し込みいただければと思います。
また、研修としては、研修員制度を設けております。これまで５０大学、合計７６名の職員の方が、研修員として大学評価の実務に参画していただきました。所属大学に戻られてからは、評価室やＦＤ担当などでご活躍されていると伺っておりますし、直接、認証評価の担当ではなくても各部署で、自己点検評価の重要性について説いていると伺っております。

次に３点目ですが、第２期に入って、学習成果の測定を行うところを基準に入れたところ、評価指標の具体的な提示を本協会に求める大学が多いのが、今回の要望からも伺えます。
しかし、本協会は、何らかの具体的な指標をもって、各大学の学習成果を直接評価することはありませんし、評価指標にこれを使ってくださいと、評価指標を示すことはこれからもございません。まず、大学自身が、その評価指標、設定、把握、評価していっていただければと思います。

ただし、先駆的に取り組まれている大学の事例などの紹介は、情報提供としてこれからも行っていくことを、この場でお約束させていただきます。

国際的に通用する評価システムの構築についてですが、内部質保証、学修成果、これらは海外の質保証機関の評価基準を見ても、大学に求められているものであり、本協会の大学基準にもこれらが入っております。今後は、海外の大学との、例えば、共同学位、プログラムを設定したり、単位互換を行う際、本協会の評価を受けた大学が、海外の大学とのやり取りがやりやすくなるよう、国際的なネットワークを通じて、海外の評価機関と連携を深めていきたいと思います。
最後のデータベースですが、ベンチマークとして利用できるような、例えば、会員大学のみ利用できるデータベースを開発することで、各大学の質の改善、また本協会の評価を受ける際の基礎データとの軽減に繋げるよう検討していきたいと思います。

最後、本日３枚目のポイントのスライドになります（スライド 45)。認証評価制度が導入されて以降、大学基準協会というものは、大学団体というより、評価機関として大学から見られることが多いと感じます。しかし、本協会の設立の目的は、スライドに掲げておりますとおり、内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、我が国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動との国際的協力に貢献すること。これを設立の目的としています。ここに評価をするということは、一言も入っておりません。これは大学基準協会の設立の目的は、あくまでも大学の質的向上を図るための手段として、ピアレビューの精神のもと評価を行っていることを、改めてご理解いただきたいと思います。

そして、今回のハンドブックの刊行においても、会員大学の教職員が集まって、大学のあり方を追求したことは、この設立目的そのものであると考えます。また、本協会の定める大学基準というものは、1951 年に出された、適格判定についてのこ

の定義になると思います。

大学はその学的水準の決定について、自主性を持つことは重要である。したがって、大学がその機能を果たすために維持すべき基準を定める、権利も大学に与えられるべきである。その上、大学の水準を高めるということは、その大学の自主的努力なしには実現されない。このことは、大学基準の適用は、本質的に大学自体がすべきであることを結論付ける。ここにあるとおり、これは現在求められている内部質保証に繋がる、先人たちの思いであるということを、本日改めて共有させていただければと思います。

本日以降、これから所属大学に戻って、自分たちの取り組むべき内部質保証は何なのかを考えていくことになると思いますが、その際は、本日途中で示しました、３枚のポイントのスライドに、特に今日ご参加いただいてない方に伝えていただければと思います。

また、このハンドブックはもう少し在庫がありますので、注文もお待ちしておりますし、必要がありましたら、大学へお伺いし、お話をさせていただくことも可能ですので、お気軽にご連絡をいただければと思います。

少し時間が押しまして、聞き苦しいところもあったと思いますが、説明は以上になります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会　ただいまの説明につきましては、ご質問をパネルディスカッションの際に併せてお受けしたいと思っております。

以上で前半のプログラムが終了いたしました。

≪総会・大学評価シンポジウム≫

『内部質保証ハンドブック』
～内容について～

公益財団法人　大学基準協会
大学評価・研究部　審査・評価系
主幹　原　和世

説明内容

◆ハンドブック刊行の背景

◆『内部質保証ハンドブック』の概要

◆大学基準協会の果たすべき役割

ハンドブック刊行の背景

第2期大学評価の改革方針

- 自己点検・評価の実質化
  （大学の自己改善能力を高める）

- 大学の質の保証の第一義的責任は大学自身
  （国際的共通理解）

- 大学における内部質保証の実質化と大学評価システムの連動

（大学・本協会の対社会への説明責任、評価の効率化等）

第2期大学評価の現状

- 2011年度～2014年度の評価結果（151大学）
  - ✓「内部質保証」に課題があると（努力課題または改善勧告で）指摘された大学：50大学
  - ✓学位授与方針に学修成果が明示されていない、または不十分と（努力課題で）指摘された大学：98大学
  - ✓学修成果の評価指標の開発に着手していない、または不十分と（総評で）指摘された大学：104大学

第3期認証評価における大学評価の基本方針

- 内部質保証の有効な機能を前提とした大学評価の一層の推進
- アウトカムを適切に視野に入れた評価の実現
- 多様な大学に適切に対応した評価の実現
- 大学としての基礎的要件の厳格な確認と明確な提示による大学教育の可視化
- 大学評価の国際的な通用性の発展・強化
- 社会との関係を重視した大学評価の実現
- より効率的な大学評価を追求することによる大学および評価者の負担の軽減

（大学評価企画立案委員会　平成26年7月1日）

調査研究部会の設置

■（申請）大学において、本協会が意図する内部質保証に対する十分な認識が得られていない？

■ 内部質保証の概念、構造を明確に示していない？

□内部質保証のあり方に関する調査研究部会を設置

（大学教員４名、大学職員１名、大学基準協会職員２名）

部会における活動内容

■国内の全大学を対象としたアンケートの実施

■アンケート結果からの大学へのヒアリング調査

□ハンドブックの刊行

✓内部質保証の概念、構造を明確にし、各大学の理解を深め、その仕組みの構築と有効な運営に資すること

✓本協会の大学評価に適切に活かすこと

『内部質保証ハンドブック』の概要

目次

第1章：内部質保証の意義と背景
第2章：我が国の大学における内部質保証の現況と取組事例
　第1節：我が国の大学における内部質保証の現況
　第2節：各大学の内部質保証に向けた取組事例
第3章：内部質保証システムの構築と機能化に向けて
　第1節：内部質保証の組織体制（提言１）
　第2節：内部質保証体制の運用の在り方（提言２）
　第3節：大学基準協会の役割

「内部質保証」の現況

内部質保証とは

「大学基準」

10 ［内部質保証］

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

第１回アンケート調査結果（１）

◆実施期間：2013年11月～12月
◆送付先：国内768大学
◆回答率：457大学（59.5%）
◆回答方法：自由記述

Q.　貴大学では、「内部質保証」をどのようなものとして捉えていますか。貴大学が考える「内部質保証」を具体的に説明してください。

第１回アンケート調査結果（２）

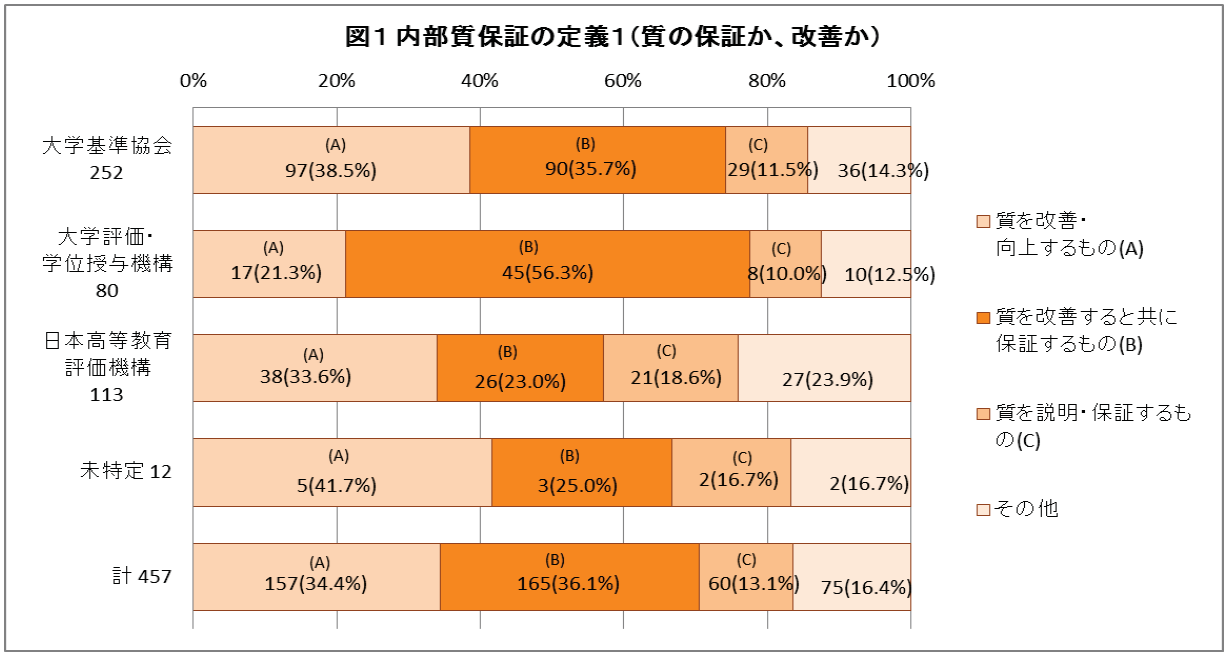

出典：『内部質保証ハンドブック』18頁。

第1回アンケート調査結果（3）

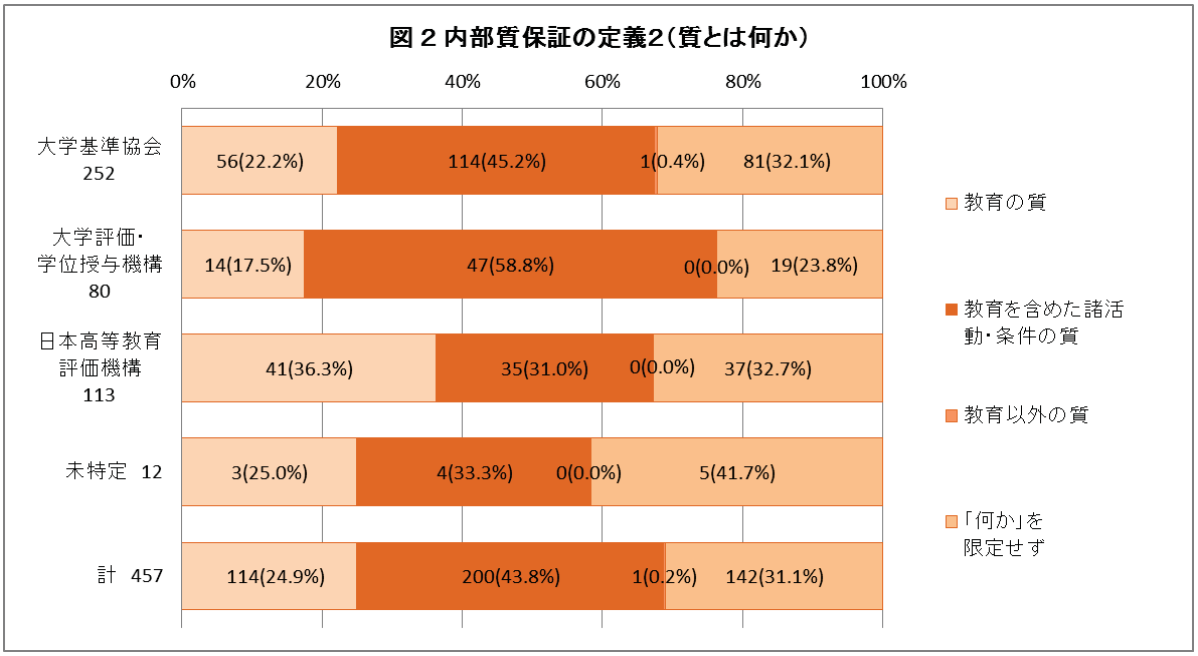

出典：『内部質保証ハンドブック』19頁。

第1回アンケート調査結果（4）

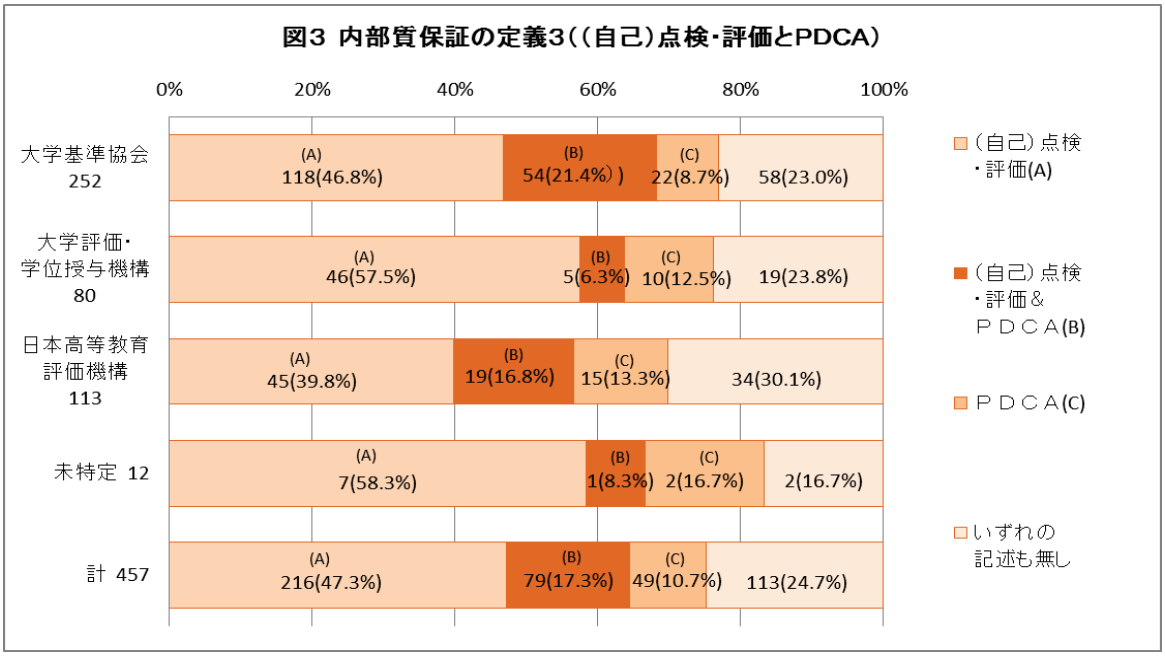

出典：『内部質保証ハンドブック』20頁。

第1回アンケート調査結果（5）

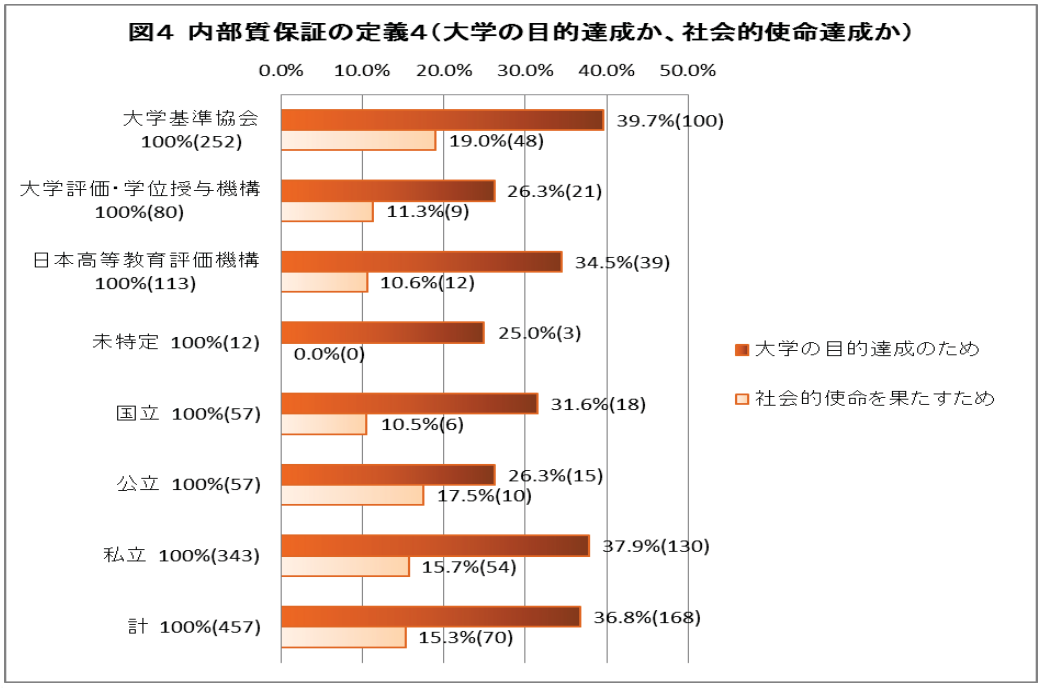

出典:『内部質保証ハンドブック』21頁。

内部質保証とは

内部質保証の定義（1、再掲）

「大学基準」

10 ［内部質保証］

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

内部質保証の定義（2）

「大学基準の解説」

大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する（内部質保証）のための組織を整備するとともに、内部質保証システムに関する方針と手続きを明確にする必要がある。また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。

内部質保証の定義（3）

PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと

（大学評価ハンドブック4頁）

求められる内部質保証とは

- 質の向上
  - ✓ 客観性・独立性のある評価システムの構築と機能化
    （大学教育の実質化のための改善メカニズム）
- 自らの教育水準に関する説明責任（質の保証）
  - ✓情報公開を通じて法令遵守や認証評価機関の評価基準に適合してることを自ら証明し、ステークホルダーへの説明責任を果たすこと
- 恒常的・継続的プロセス
  - ✓検証と改善、説明のプロセスを恒常的・継続的に行うこと

教育の質保証に関する
各大学の取り組み

第2回アンケート調査結果

- 実施期間：2014年3月～4月
- 送付先：国内768大学
- 回答率：378大学（49.3%）
- 回答方法：選択、自由記述
- 教育の質、特に学士課程における学修成果の検証システムに焦点

第2回アンケート調査結果・各取り組みの有効性（1）

✧学位授与方針との関係を示した「シラバス」に基づいた検証システム

- ✓ 「個々の授業の内容・方法の検証」「教育プログラムの検証」で有効的
- ✓授業の改善、教育プログラムの改善に結びつく

✧人材養成の目的や学位授与方針と授業科目との関連を明示すること

第2回アンケート調査結果・各取り組みの有効性（2）

✧専門家による外部評価（認証評価ではない）

- ✓教育プログラムの改善につながる

✧学修成果の観点や基準の設定とその活用

- ✓個々の学生の学修成果の達成状況把握が教育課程の改善につながる
- ✓就職率や卒業率などのプログラムや大学としてのアウトプットばかりでなく、学生のラーニング・アウトカムに注目した取り組みも見られる

第2回アンケート調査結果・各取り組みの有効性（3）

✧規模の大きな大学における「IRのための組織の活用」

- ✓ 学士課程全体の検証と教育改革・改善方針の立案に有効的

✧教育プログラムの「設計」、「測定・管理」、「評価」の各段階における検証のための取り組みを組み合わせること

訪問調査の実施

◆アンケート結果、先行研究及び過去の調査から、大学教育を実質化させる先進的または特色ある取り組みを行っていると思われる大学を対象

（調査対象大学）

愛媛大学、九州大学、岩手県立大学、

鹿児島国際大学、金沢工業大学、

京都産業大学、東北学院大学、法政大学

詳細は大学基準協会HP「訪問調査報告書」
（http://www.juaa.or.jp/images/investigation/pdf/visiting_research_report.pdf）

内部質保証システムの構築と機能化に向けて

内部質保証システム体系図＜例＞

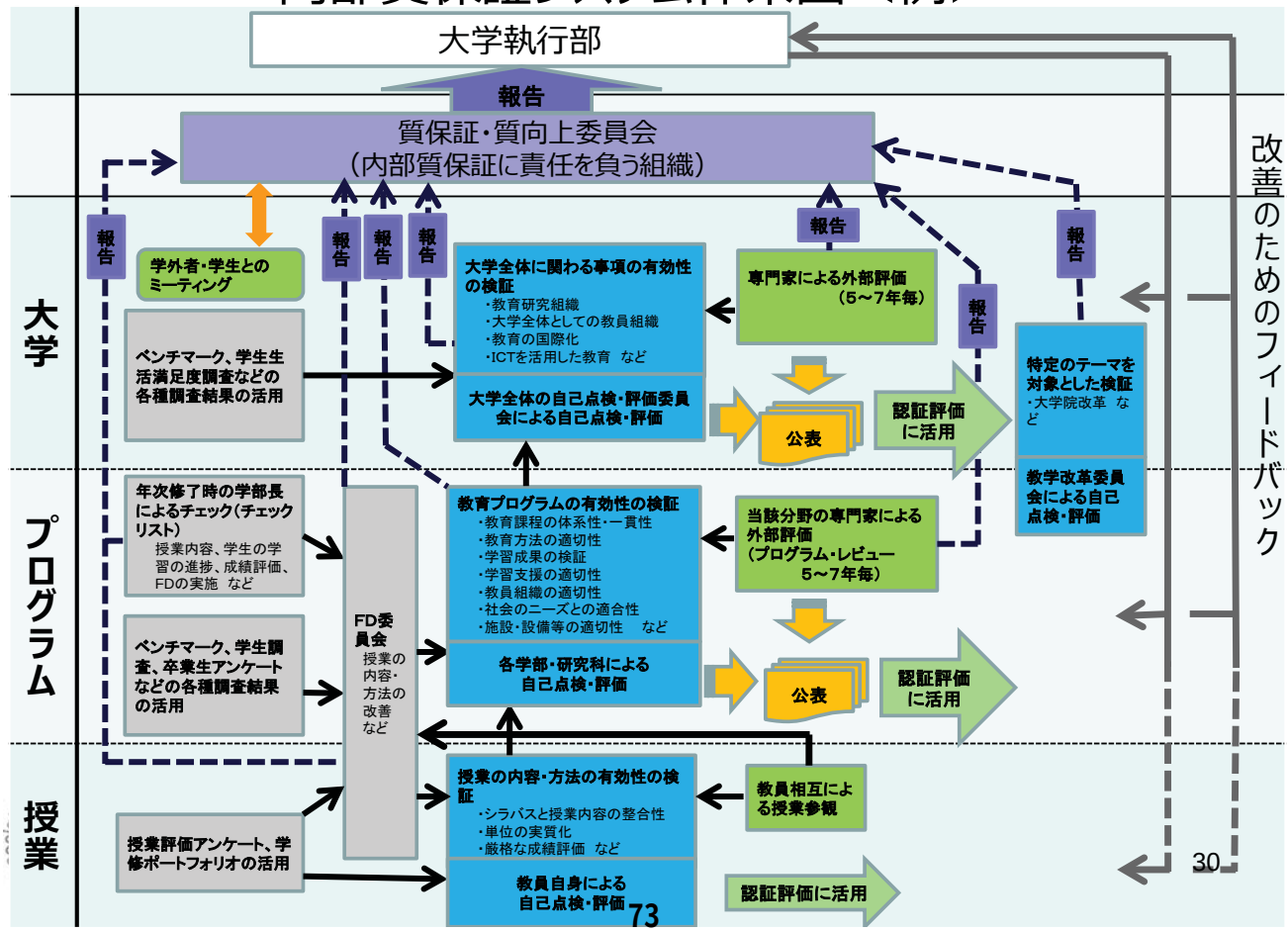

内部質保証システムの組織体制

- 質保証全体に責任を負う組織の設置
  - 内部質保証システムを掌る組織の責任と権限の明確化
  - 内部質保証に関する方針の策定と手続きの整備（規程化）
  - 自己点検・評価の基準の策定や検証プロセスの決定
  - 検証プロセスを回すスケジュールの決定
  - 検証結果のフィードバックの仕組みの整備
  - 同組織を支える事務局（部局）の設置

教育の内部質保証の3側面

- 理念・目的に沿った教育を実施していることを保証し、証明すること

  - 授業レベル
  - プログラムレベル
  - 大学レベル

授業レベルの検証システム

- 各授業の内容・方法の有効性の検証
- 教員自身による自己点検・評価
- 単位の実質化、シラバスと授業内容の整合性、厳格な成績評価の実施
- 学生による授業評価アンケート結果、学修ポートフォリオを踏まえた改善方策

プログラムレベルの検証システム

- 教育プログラムの有効性の検証
- 学部・研究科単位での自己点検・評価
- 教育課程の体系性、教育方法、学修成果、学習支援、教員組織など
- 各教員による自己点検・評価の結果、学生や卒業生などへのアンケート調査結果、ベンチマークの活用

学位授与方針、教育内容の編成・実施方針、学生の受け入れ方針は「作文」で終わっていませんか？

大学レベルの検証システム

- 大学全体に関わる事項の有効性の検証
- 全学的観点から自己点検・評価
- 全学共通教育や横断的プログラム、教育研究組織、大学全体の教員組織、教育の国際化など
- 学生生活に関する調査結果、ベンチマークの活用

学外者の参画

- 自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するため

- 授業レベル：教員同士の授業参観
- 教育プログラムレベル・大学レベル：専門家による外部評価の定期的な実施

内部質保証を実質化させるための提言（1）

■内部質保証は、認証評価への対応ではない

■内部質保証は、自己点検・評価の別名ではない

□内部質保証の究極の目的は、学生の学習の充実と学修成果の向上

内部質保証を実質化させるための提言（2）

□「評価」の前に、学修成果に基づく学位プログラムの「設計」「管理」が重要

□全学のみならず、学部・研究科等における教学マネジメントとガバナンスの確立

□全学レベル、プログラムレベル、授業レベルのリンク

□各大学の個性・特色を活かした教育のイノベーションを促進

第2期大学評価の有効性に関する アンケート調査の結果分析（1） 【大学評価前】自己点検・評価活動による効果

		該当する	おおむね該当する	どちらとも言えない	あまり該当しない	該当しない	未回答
31	自己点検・評価活動の実施意義が教職員に浸透した。	15.4%	56.2%	27.7%	0.8%	0.0%	0.0%
32	内部質保証システムが一層機能するようになった。	15.4%	46.2%	36.2%	2.3%	0.0%	0.0%
33	内部質保証に関する教職員の理解が深まった。	12.3%	55.4%	31.5%	0.8%	0.0%	0.0%
34	貴大学の諸活動に対する学内連携や情報共有が促進された。	19.2%	58.5%	21.5%	0.8%	0.0%	0.0%
35	将来計画の策定等に役立った。	18.5%	52.3%	26.9%	1.5%	0.8%	0.0%
36	課題が明確になった。	32.3%	59.2%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%
37	明確になった課題への改善に取り組むようになった。	26.9%	59.2%	13.1%	0.8%	0.0%	0.0%
38	成果を出している取り組みが明確になった。	25.4%	60.8%	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%
39	明確になった成果を出している取り組みに一層積極的に取り組むようになった。	13.8%	52.3%	33.1%	0.8%	0.0%	0.0%
40	ステークホルダーに対する説明責任を果たすことができた。	23.1%	54.6%	20.0%	1.5%	0.8%	0.0%
41	外部評価等の客観的な視点を加えるようになった。	20.0%	47.7%	26.9%	2.3%	3.1%	0.0%
42	教育・研究の質が保証された。	12.3%	61.5%	26.2%	0.0%	0.0%	0.0%
43	教育・研究の質の向上につながった。	10.0%	60.8%	29.2%	0.0%	0.0%	0.0%

第2期大学評価の有効性に関する アンケート調査の結果分析（1） 【大学評価前】自己点検・評価活動による効果

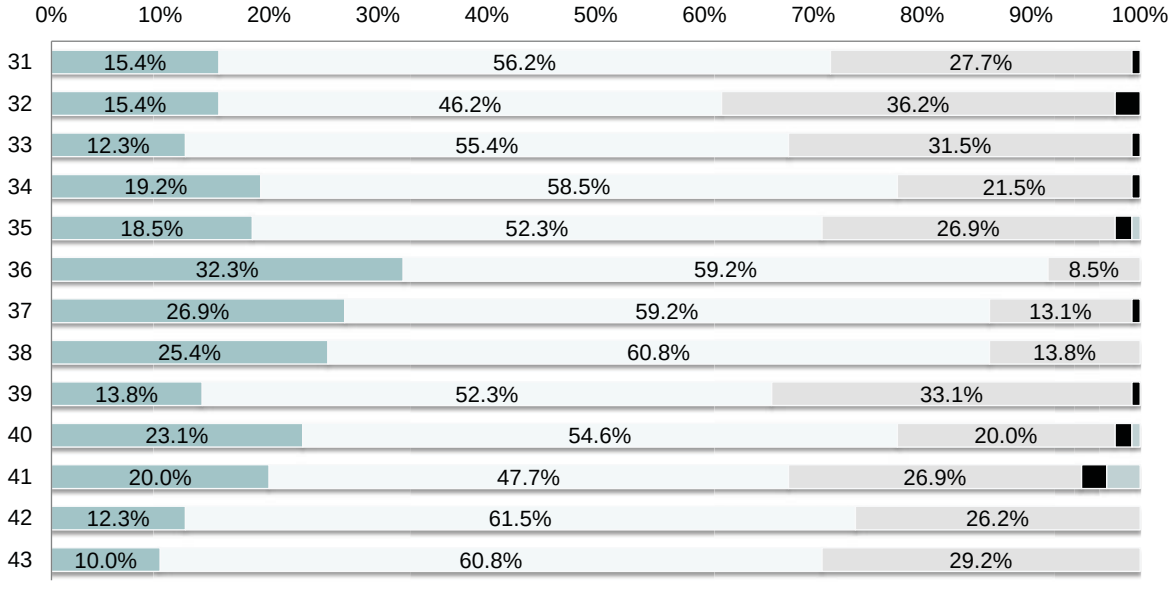

大学基準協会：第2期大学評価の有効性に関する調査（アンケート調査）報告（近日大学基準協会HPで公表予定）

第2期大学評価の有効性に関する
アンケート調査の結果分析
【大学評価後】大学評価（認証評価）結果による効果

		該当する	おおむね該当する	どちらとも言えない	あまり該当しない	該当しない	未回答
45	大学評価の実施意義が教職員に浸透した。	18.5%	64.6%	16.9%	0.0%	0.0%	0.0%
46	内部質保証システムが一層機能するようになった。	14.6%	63.1%	21.5%	0.0%	0.8%	0.0%
47	内部質保証に関する教職員の理解が深まった。	16.9%	61.5%	20.8%	0.0%	0.8%	0.0%
48	貴大学の諸活動に対する学内連携や情報共有が促進された。	18.5%	56.2%	25.4%	0.0%	0.0%	0.0%
49	将来計画の策定等に役立った。	24.6%	52.3%	21.5%	0.8%	0.8%	0.0%
50	課題が明確になった。	42.3%	53.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%
51	明確になった課題への改善に取り組むようになった。	35.4%	54.6%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
52	成果を出している取り組みが明確になった。	38.5%	51.5%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
53	明確になった成果を出している取り組みに一層積極的に取り組むようになった。	22.3%	47.7%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%
54	ステークホルダーに対する説明責任を果たすことができた。	29.2%	53.1%	14.6%	1.5%	0.8%	0.8%
55	他大学の『大学評価結果』を自大学の取り組みに活用するようになった。	10.0%	43.1%	45.4%	0.0%	1.5%	0.0%
56	教育・研究の質が保証された。	15.4%	64.6%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
57	教育・研究の質の向上につながった。	16.2%	61.5%	21.5%	0.8%	0.0%	0.0%
58	改善報告書検討結果（第1期大学評価含む）をもとに、さらなる改善に取り組むようになった。	26.9%	62.3%	9.2%	0.8%	0.8%	0.0%

Japan University Accreditation Association

第2期大学評価の有効性に関する
アンケート調査の結果分析
【大学評価後】大学評価（認証評価）結果による効果

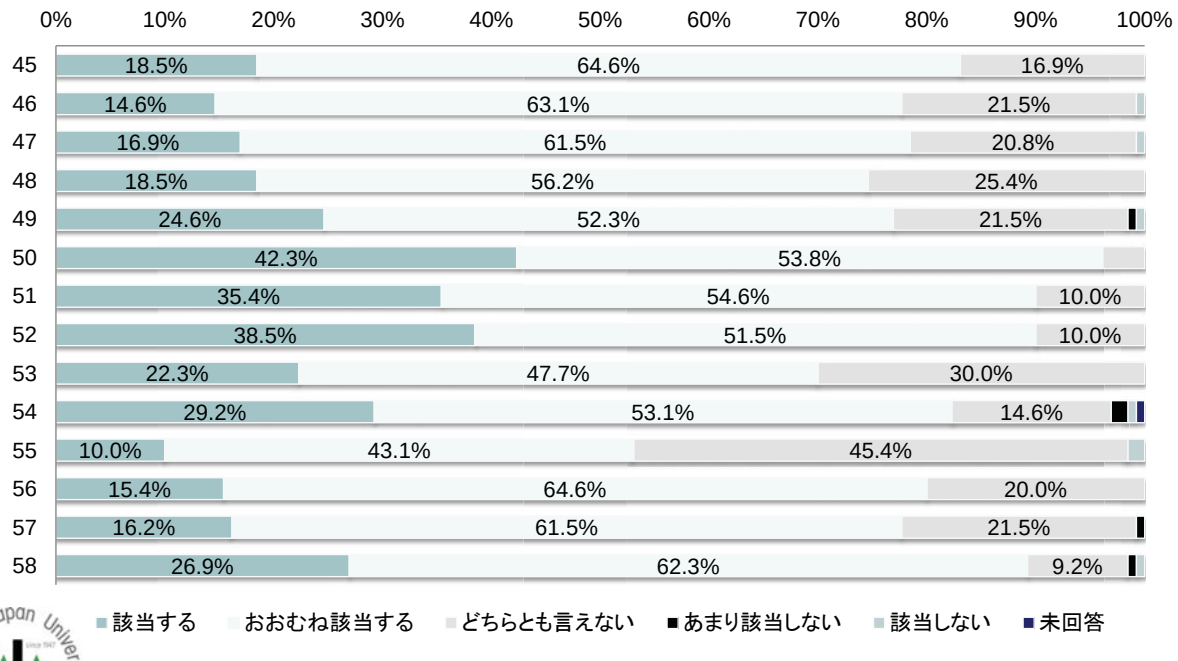

Japan University Accreditation Association

大学基準協会の
果たすべき役割

大学からの要望へ対応するために

- 内部質保証に関する情報提供
- 各種研修の実施
- 評価指標の提示や国際的に通用する評価システムの構築
- データベース開発

大学基準協会の設立の目的

「内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献すること」

大学基準のあり方（『適格判定について』）（1951年11月）

「大学がその学的水準の決定について自主性を持つことは重要である。従って、大学がその機能を果すために維持すべき基準を定める権利も大学に与えられるべきである。その上、大学の水準を高めることはその大学の自主的努力なしには実現されない。この事は大学基準の適用は本質的に大学自体がすべきであることを結論づける。」

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談については、お気軽に
大学基準協会までご連絡ください。
info@juaa.or.jp

パネルディスカッション

「今、内部質保証を考える」

パネリスト	早田　幸政	（中央大学教授）
	山本　幸一	（明治大学評価情報事務室）
	江原　昭博	（関西学院大学准教授）
	大森　不二雄	（首都大学東京教授）
モデレーター	工藤　潤	（大学基準協会事務局長）

【パネルディスカッション】

今、内部質保証を考える

パネリスト	早田　幸政	(中央大学教授)
	山本　幸一	(明治大学評価情報事務室)
	江原　昭博	(関西学院大学准教授)
	大森　不二雄	(首都大学東京教授)
モデレーター	工藤　潤	(大学基準協会事務局長)

司会　お待たせいたしました。ただいまより、最後のプログラムでございますが、パネルディスカッションを開始いたします。もう既に皆様、壇上の方にお揃いになっております。

それでは、モデレーターの大学基準協会事務局長の工藤にバトンタッチをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

工藤　それでは、パネルディスカッションに入りたいと思います。

本日のテーマは「今、内部質保証を考える」ということで、今回その内部質保証の全体像なり、あるいは具体的なあり方というものをもう少し明らかにしていこうと、このパネルディスカッションを企画したものでございます。

先ほど、休憩の前に本協会の原主幹からご説明いたしましたが、先般、大学基準協会は内部質保証のハンドブックを刊行いたしました。2011 年度の認証評価の第２サイクルから大学基準協会はこの内部質保証を重視するという方向をとっております。

ただ、その第２サイクルに入る前に説明会を開き、その後も毎年実務説明会を開きまして、内部質保証に関していろいろ説明はしてきたのですが、我々この内部質保証は必ずしも十分大学側に浸透していないという印象を受けております。もちろん、それは我々の説明の仕方にも問題があったのかもしれませんが、やはりここで大学基準協会として内部質保証を重視する以上、そのあり方をしっかり示したハンドブックを作ろうということで、大学基準協会の高等教育あり方研究会の中に内部質保証のあり方検討部会を設置いたしまして、アンケート調査、そして部会での審議を経て、今年度こういう形でハンドブックが完成したということでございます。

本日のパネリストは、このハンドブックの作成に当たった先生方でございます。

皆様から向かって左側、中央大学の早田先生、この部会の主査を務めていただきました。そして、次が明治大学の山本先生でございます。次に、関西学院大学の江原先生でございます。そして首都大学東京の大森先生でございます。

今日はこの４人の先生にパネリストとしてご発表いただいて、また後ほど皆さんと一緒に議論を進めていきたいと思っております。

それでは、先ほど紹介した順、早田先生、山本

先生、江原先生、大森先生の順番で、10 分程度プレゼンテーションをしていただきまして、それから、先ほどの休憩前の原主幹の説明に対する質疑応答も含め、また幾つかの論点について議論をしていきたいと思っております。

それでは、早速、早田先生からご発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【報告 1】
「内部質保証」の位置づけとその意義

【はじめに】

早田　早田でございます。

私は、先ほど紹介がありましたこの内部質保証ハンドブック作成プロジェクトの実質的責任者であったということを踏まえて、このハンドブックの作成の背景とその意義について、お話をしたいと思います。

ここに書いておりますが(スライド 2)、大学基準 10 の内部質保証というところでは、「大学は、その理念、目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない」というように規定しています。

また、大学評価ハンドブックは「『内部質保証』とは、ＰＤＣＡサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを、大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことをいう」と書いています。

【『内部質保証ハンドブック』作成の経緯】

このプロジェクトを行うに当たり、アンケートを２回しております。

なぜ第１次アンケートと第２次アンケートを行ったかということについてお話をします。

この部会では第２次アンケートのほうが先に作られたのです。第２次アンケートの案を基に１度だけアンケートをして、それを踏まえてハンドブックを作ろうとしました。

ところが、「いや、アンケートを２回すべきだ」という意見が部会の中でとても強くなったのです。これについて協会執行部の先生にも相談し、その相談の中でアンケートを２度もしてもらう負担を大学にお願いするというのはどうなのだろうか、その辺のところを少し考えてほしいという様にも言われました。しかし私は、第２次アンケートだけでなく、第１次アンケートをスリム化してでも行わなければならないと思ったのです。

その理由は何かというと、今私が読み上げたところにあります。すなわち、「内部質保証」ということについての共通理解が我が国の大学関係者の中にあるのだろうか。内部質保証とは自己点検・評価と同じものではないか、あるいは自己点検・評価の別名ではないか、あるいは自己点検・評価にかわってもしくは自己点検・評価とは別に内部質保証というものを実施し、そのための組織体制を整えないといけないのではないか。

私たちは、大学基準協会の中で、内部質保証とは教育の質を保証するのだということについて、当然のことながら合意はあったわけですが、それ

は私達だけの合意であって、大学関係者の方々の中にあるのだろうか。まず内部質保証についての意識調査をすべきではないか。そこで第１次アンケートを自由記述方式で行いました。

その次は、第１次アンケートの結果を踏まえて、当初からできていたアンケートに、皆さん方の大学関係者の意識の現状がこうであるということを把握した上で大きな修正を加えて、第２次アンケートを実施し、それを補完するものとして訪問調査を行い、そして最終的にこの内部質保証ハンドブックを仕上げたわけです。

ですから、私たちは自己点検・評価と内部質保証の関係というものをあいまい、うやむやにしながらこれを作ったわけではなくて、その辺については認識の違いがあることも重々承知しながら、客観的かつ説得力のある内部質保証に関するハンドブックをつくることができたと思っています。

【「内部質保証」の意義・内容】

ところで、中教審の「学士課程答申」は内部質保証について明確に言及した答申です（スライド5)。そこでは、アメリカのアクレディテーションにおいて学生の学力到達度を測定するということがトレンドになっている、ボローニャプロセスにおいても学位制度の共通枠組みの整理に当たってラーニング・アウトカムの重要性が強く主張されてきた、ということが書かれています。

そしてその答申では、「内部質保証」とは教育の質向上のためのものであるということ、そして認証評価機関はそうした内部質保証の機能的有効性を評価するものであるということ、それから内部質保証体制の構築・運用に当たっては日本学術会議の分野的質保証に関する参照基準というものを用いる必要があるということ、こういうことを提言したわけです。

そういうことを踏まえ、「内部質保証」というのは一体何かというと、これは学力到達度の評価を重視する、ＰＤＣＡサイクルに支えられた自己評価システムである、教育の分野別質保証を重視する、認証評価を通じてその有効性を確認する、こういうことが基本的要素として含まれているということを共通認識として理解したわけであります。

日本学術会議も既にこの点については声明を発表して、「内部質保証」いうのは各分野の教育課程における学修成果の向上を目指した取り組みとして行われるべきだということと、認証評価機関はそうした内部質保証の有効性を評価すべきだという内容の発表をしています（スライド6)。

内部質保証とはＰＤＣＡサイクルのもとで運用されるものです。これについては江原先生のほうからより詳しい説明がなされると思います。

【学修成果の測定・評価と学長のリーダーシップ】

ところで、皆様方ご承知だと思いますが、学長のリーダーシップに関わる法改正がなされています。この学長のリーダーシップについての法改正を誘引した背景として、これまで中教審が強く主張していたことについて、ここでは示しています。

左側の、大学というところを見ていただきたいと思います（スライド8)。そこでは、学長を中心

とするチームのもとでプログラムのアウトカムを明示する、アセスメントポリシーに沿った成果評価の結果を受け、プログラムの改革サイクルが機能する全学的教学マネジメントを確立する、この全学的教学マネジメントの中での学長のリーダーシップというのが大切になる、ということや、この成果評価に当たり、学長を中心とするチームはそこで用いる評価手法を明示する、ということが書かれています。このように、ラーニングアウトカム・アセスメントと学長のリーダーシップというのがとても有機的に関連しているということが言えるわけであります。

【高・大の接続と教育の内部質保証】

先ほど文部科学省の伊藤様のほうからご説明になられました平成 26 年 12 月の中教審「高大接続答申」では、各大学に対して学生の学修成果の把握・評価を推進し、教育の質的転換を図るため、個々の授業科目を超えた全学的カリキュラム・マネジメントを確立すべきだとしています。ここにも、このスライド（スライド 10）には書いてありませんが、学長のリーダーシップがとても大事だというように指摘されています。

またそこでは、認証評価の在り方として、現在の教育の外形を中心とした評価を改めて、学生の学修成果や大学自身の成果把握とその転換への取り組みとしての「内部質保証」に対して評価を行うといった評価の手法に改善すべきだというように具体的な提言もなされています。

最後のスライドです（スライド 11)。この高大接続答申というものを踏まえると、今後こういう方向性になるのではないか。

すなわち、高等学校の段階まで「確かな学力」に基礎づけられた「生きる力」を高める教育が重視されます。学習指導要領のもとでこういうことが大切だとされています。

さてここに言う「確かな学力」の１番目は、知識・能力です。２番目は、それらの知識、能力を課題解決のために用いるという能力です。３番目は、そうした１、２の能力や知識をどんどん会得していくために、学生自らがあるいは生徒自らが主体的に学修に取り組む力、です。これらは「学力の３要素」と呼ばれます。

これまでは、それらを大学教育に継承させていくという発想は希薄だったと思うのです。「高大接続答申」に対しては新テストのところに注目が集まりがちですが、むしろこういう高等学校までに培ってきた力を大学教育を通じてどのように発展させて、それを卒業時の学位授与においてどう確認し、社会に有為な学生たちを輩出していくかと、こういうような内容のものだと理解できます。

そういう意味において、学生の高等学校までの学習成果をさらに伸ばし、そして社会に対し有為な人材を提供していく。そのプロセスを測定・評価し、彼らの力を維持、発展させると同時に、その中で大学の教育プログラムを改善していく。これが「内部質保証」の役割であり、先の法改正によって制度化された学長のリーダーシップが教学マネジメントとして発揮されるところだと思うのです。

そして最後、1点だけ申し上げたいと思います。このスライドですが、初・中等教育と高等教育ではそれぞれ別のものとして制度改正がなされてきたのですが、両者の制度改正の経緯と改正内容は驚くほど似ています。

このように、これまで初･中等教育の制度改革、高等教育の制度改革はそれぞれ別個のものとして行われているように見えました。しかし、その内容に類似性が多いのはなぜなんだろうと、私はこれまで考えてきました。そして、その種明かしをしてくれたのが、今回の「高大接続答申」だと思っているのです。すなわち、あの「高大接続答申」というのは初中等教育と高等教育制度の改革が、実はドッキングしていることを分かりやすく理解させるものでもあったわけです。そのドッキングの現場と方向性を示してくれた、とてもシュールでミステリアスな内容の答申だなと今でも思っています。

今度、その内容がさらに具体化され深化された答申が出てくると思います。そうすると、高等学校段階までの学習成果を大学でどう接続させていくのか。すなわち、高等学校の指導要録と内申書を大学がどう活用し、大学における教育を通じた付加価値を通じて如何に彼らに学力の裏付けを伴った学位を与えていくのか、そのロードマップが示されるのではないかと期待しているところであります。

【おわりに】

最後に、この『内部質保証ハンドブック』ですが、そういう方向性も見据えて、「内部質保証」の在り方について議論がなされ作られたものです。これからも大学の制度改正がどんどん行われると思いますが、このハンドブックは中期的なスパンで有効活用できるものであるということを確信して、私の報告を終わりたいと思います。

ご清聴どうもありがとうございました。

工藤　ありがとうございます。

今のご発表に対する質問はまた後ほどまとめて受けたいと思います。

では早速、引き続いて次のご発表をお願いしたいと思います。次は明治大学の山本先生、お願いいたします。

【報告２】

評価実務担当者から見た内部質保証システム～「内部質保証の現況調査」を手がかりに

山本　明治大学の山本でございます。私からは、担当しました「内部質保証に関するアンケート調査」の結果をもとに、質保証の実践とその効果について報告します。アンケート調査からは、教育改善に向けた熱意ある取組みを見出すことができましたので、本日のシンポジウムが教育改善の実践につながる機会になることを期待して報告を進めます。

【報告の背景と概要】

ハンドブックの編集に当たり、私自身がどのような認識で参加したのか、若干説明をさせていただきます（スライド４）。

私は事務職員です。ここ数年は教学計画の策定や大学評価の担当をしておりましたので、ＰＤＣＡサイクルについては実務において重要性や難しさを経験してきました。また、大学基準協会では評価者の立場も経験させていただき、各大学の意欲的な質保証の取り組みを現場感覚で共有させていただいてきました。

そのような経験を背景に、今回のハンドブックを編集では、次の３点に注目しました。第１に、学部・学科レベルでの自己点検・評価、いわゆるプログラム･レビューについて､何を目標として、どのような実施計画を策定しているのか､第２に、全体として機能する大学全体のＰＤＣＡサイクルは何をしているのか、第３に、さまざまな質保証の取り組みがある中で、効果や効率に差があるのではないか、場合によっては、無駄な取組みもあるのではないかという観点です。

【第１回アンケートの結果

「内部質保証における“質”とは何か」】

第１回アンケートでは、各大学に質保証に対する考え方や取り組みを伺いました。中心とした問いは、内部質保証の「質」とは何か、という設問です。

多くの大学で､質保証の対象を「大学の諸活動」と捉えており､「質の内容は限定しない」という回答も数多くありました。概念の曖昧さを示す結果となりましたが、教育機関としての「学位の質」というように、教育のアウトカムを意識した回答も 35 件あり､学習成果を重視した内部質保証も確認できました（スライド６）。

【内部質保証は、何の質を保証するために、何を改善するのか？】

「質とは何か」という重要なフレームが、なぜ曖昧になっているのかということについて、少し触れたいと思います。

大学基準においては「教育の質」と明確に定義をされていますが、一方で、同じく大学基準協会が編集している「申請大学用ハンドブック」では、「その他のサービス」まで含めていたり、フィードバックする先を「経営戦略」とする説明がされていたり、また同協会主催の大学評価説明会資料では､内部質保証システムを「大学運営システム」と言い換えたり、大学基準協会からも各大学に対して混乱を招くキーワードを発信し、整理がされていないのではないかと思われます(スライド７)。

次のスライドで、質保証の目的と手段を整理します。教育の質を保証するとは、これは何を改善することなのでしょうか。内部質保証の取り組みを目的と手段の関係で図示したものがこのスライドになります（スライド８）。

【改善すべきは、まず手段（アセスメント方法、教育方法）～内部質保証とは、目的を達成するために、手段群をより有効な方法に改善（修正）し

ていく活動】

教育目標の達成という目的に対して、これを実現するための手段群として、教育そのもの、教育課程や授業があったり、教育を開発したり、支援したりするアセスメントの小道具があります（スライド８）。

ＰＤＣＡの考え方からしますと、この教育目標を達成するために、どの手段が一番効果的なのかという点をチェックして、より適切な手段に改善・修正することをまず行うべきことです。手段群は、教育活動そのものであったり、質保証の取り組みがあったりすることがわかると思います。何の質を保証して、何を改善していくのかという点において、この手段群に注目することが自然な流れであると思います。

【第２回アンケートの結果「質保証の実践率と改善への寄与率」】

第２回アンケートは、質保証の取り組みに絞って調査を行いました。内部質保証、すなわち学習成果をチェックする仕組みの実施率と、その取組みの改善への寄与率を明らかにしようとしたものです。分析軸を４点挙げていますが、④の改善への寄与率を重視しました。

考察の視点として、第１に評価対応のために自己目的化していないか、第２に各大学の文脈に沿った効果的な手法を採用しているか（無駄な質保証を行っていないか）、第３に、改善への実感を伴っていない場合、目的とは逆に質の劣化を招いていないか、という視点を設定しました。（スライド9）。

調査の対象は、スライドにある１７の質保証の小道具たちです（スライド10）。こちらを教育の３つのレベルごとに調査を行い、調査結果は、大学規模別に示しました。

【教育プログラムレベルの質保証の実施率と改善への寄与率】

まず教育プログラムレベルの調査結果を示します（スライド11）。

散布図の見方ですが、横軸に実施率、縦軸に改善への寄与率を示しています。各平均値で補助線を引いて４象限に分け、４つにグループ化をしています。

散布図のデータの解釈方法ですが、第１象限（赤丸印で囲った部分）は実施率も高く改善への寄与率も高い、「優等生」です。第２象限（緑丸印で囲った部分）は改善効果が高いのにもかかわらず一部の大学でしか実施できていない「選ばれし者」です。右下の第４象限には、ＧＰＡと卒業生調査が挙げられていますが、相対的に、実施率は高いものの、改善への寄与率は低い取組みであり「評価疲れ」と区分できるものです。

散布図からの分析結果ですが、第１象限（赤丸の部分）にある学生調査、シラバスの点検は多くの大学で実施され、改善への寄与率も高いということ、第２象限（緑丸の部分）にある専門家による外部評価は、実施数は少ないものの、改善への寄与率は高いと言えます。

ＧＰＡデータの分析と卒業生調査の分析は、多くの大学で実施されていますが、活用するという

段階まで至っていない大学も半数程度あるという結果です。この２点については、逆の見方をすると、半数以上の大学は効果があるとのことですので、今これらの点で悩んでいる大学にはよい事例となるかも知れません

同じ調査を大規模大学と小規模大学で比較をします（スライド１２）。学生調査とシラバスの点検については、規模にかかわらず実施率も高く、改善率も高いです。本日来場の方々で実施しているけれども、改善への効果が余り感じられないなと思われる方がおりましたら、お手本となる大学があると考えていただければと思います。

規模によって差があった項目が青い矢印の部分です。雇用先による調査は大規模大学では効果が高く、小規模大学では効果が低くなっています。逆に小規模大学で効果が高く、大規模大学で効果が低かった取り組みに学修評価指標、ルーブリック等の活用、専門家による外部評価があります。

【授業内容プログラムレベルの質保証の実施率と改善への寄与率】

個々の授業内容や方法のレベルでの調査結果は（スライド13)、規模による大きな変化はなく、改善への寄与率も比較的高い比率でした。授業評価アンケートの検証とシラバスの検証、この２点は質保証にとって欠かせない要素となっています。

【機関（大学全体）レベルの質保証の実施率と改善への寄与率】

大学全体でのアセスメントについて（スライド14)、実施率も高く改善率も高いという取り組みは、外部評価の実施、学生からの組織的な意見聴取でした（赤丸の部分)。外から意見を聞くことが質保証にとって有効との結果です。一方で第４象限（青丸の部分）に、教育業績評価があります。実施率は高いものの、改善への寄与率は低く、実施方法や評価方法等に改善が必要と思われます。

同じ調査を規模別に比較しますと（スライド15)、規模にかかわらず、外部評価と学生からの意見聴取は改善への寄与率が高くなっています。ＦＤの専門家の配置は高い効果を生んでいますが、予算等の関係からか、規模によって実施率に差があります。第４象限（青丸で囲んだ部分）の教育業績評価は、規模に関わらず改善への寄与率が低いのですが、改善に寄与しているとの回答も半数ありますので、好事例を蓄積しながら、今は第４象限にありますが、第１象限に持っていく工夫ができるのではないかと考えます。

【調査結果総括　ー質保証を俯瞰するIRの活用と、取組みの相互関係を示す「教育の設計図」とアセスメントプラン】

調査結果を４点で総括します（スライド16)。第１に、実施率について、改善効果が高いのに実施率が低い取組みがありますので、これら取組みには財政、人的支援、情報（ノウハウ）の共有が必要です。第２に、改善への寄与率は、規模にかかわらず有効な取組みが抽出されました。特に、シラバスの検証は、個々の授業評価のみならず、教育プログラムの体系性の改善に効果があります

ので、効果を意識して実施計画を立てることが望まれます。第３に、ＩＲの活用は、教育の３つのレベルを結び付ける基盤となっています。一方でＩＲの導入には、データベースの整備や人材育成等の課題が寄せられています。ＩＲの利活用を大学間で調査研究、実践を蓄積し、各大学の文脈に落とし込める知見の創出が必要です。第４は、ＩＲにも関係しますが、これら３つのレベルの取り組みの相互関係を俯瞰するアセスメントプラン不足しているとの結果が読み取れました。どの部分にどのような小道具でチェックを行い、どのような基準で判断していくのかという評価プランが、全体として希薄である印象を受けました。

【考察１：質保証の始まりと終わりは誰が担うのか】

調査結果の４点に対応させて、質保証に関する論点を４点示します。

第１の論点として、「質保証の始まりと終わり」を考えています（スライド18)。質保証を行うアセスメントは、誰が始めて、誰が完結させるのでしょうか。調査結果には、実施率は高く改善への寄与率が低い取組みも散見されました。これはアセスメントプロセスの断絶が要因と思います。アセスメントは評価部門が開始するわけですが、執行部が改善策まで責任を持たないケースがあります。今回の調査で、内部質保証システムの好事例として挙げられた大学には、システムを構成する組織として、評価委員会以外に企画委員会であったり、教育開発センターであったり、複数の組織が内部質保証（ＰＤＣＡサイクル）に関わっていました。アセスメントを断絶させずに機能させる工夫として、複数の組織がＰＤＣＡの意味を共有しながらも、役割分担して個々の組織目標を達成していくことが挙げられると思います。

【考察２：ＰＤＣＡサイクルの誤用～目標の改善と手段の改善の混乱】

第２の論点として、ＰＤＣＡサイクルを誤用していないか確認をしたいと思います。誤解を恐れずに申し上げますと、ＰＤＣＡサイクルは目的達成のためのマネジメント手法ですので、中間アウトカムやアウトプットの最大化を目指して、プロセス・活動（手段群）の適切化を目指します（スライド19)。今回調査の自由回答からは、「ＰＤＣＡによって目標を見直す」との回答が数多くありました。目標、例えば建学の精神や教育目標ですがが、通常、「アジアの教育拠点になる」というような将来構想を掲げている大学が、点検・評価の結果、「じゃあ、ヨーロッパに軸足を置くヨーロッパとの教育交流拠点になろう」ということは難しいかと思います。ＰＤＣＡサイクルで修正すべきは、まず手段であり、効果的手段は伸ばし、効果・効率が悪いものを修正します。アセスメントプランの中で、「何を目的として、何を改善するのか」を明確にしておくと、ＰＤＣＡの誤用をさけ、有効に活用することができます。

【考察３：何のためのアセスメントか～どのような教育改善を図るのか】

第３の論点として、が、評価部局と計画部局の情報流通の問題があります。執行部には、２つの情報が入ります。１つはＰＤＣＡの結果として教育実績から改善に向けた情報です。もう１つは思いや直感からなるトップの方針です。執行部は、どちらも重視しなければなりませんが、質保証活動の結果を教育計画に反映することは少ないようです。ここでは、なぜ、反映しにくいのか、考える必要があります。１つの解としては、質保証活動が、個々バラバラにで、何で何を改善しようとしているのか、大学全体のアセスメントプラン、「ハンドブック」では、「教育改善のストーリー」とも説明していますが、これが不明確だからです。例えば、学生調査やＧＰＡの分析が、「学生」の「学修時間」をアセスメントしている、と明示されていれば、アセスメントの結果は、学習時間をより伸ばすための計画、改善するための計画として示されるはずです。評価と計画の情報は一体である必要があります。

【考察４：教育の３つのレベルを連携させるデータ（ＩＲ）の活用】

第４の論点になりますが、ばらばらになっている質保証の取り組みをつなげるには、支える基盤が必要になります。特に３つの側面の取り組みを連携させること、つまり、入試成績や学生調査、授業評価、ＧＰＡ、学生の学習体験等を組み合わせて教育を評価すれば、改善すべき事項は明確になりますが、難しいことも確かです。質保証の支えとして、ＩＲの機能があります。ＩＲには、執行部の意思決定に、必要なデータを切り出して提供する業務があります。学生の学習状況や進路状況を統合化されたデータベースで管理・分析することで、よりアウトカムに近いレベルでＰＤＣＡを議論できます。「科目数」「教員数」などの、インプットやプロセスに関するものではなく、アウトカムがどのような状況にあり、どうすべきなのか、という議論です。ＩＲの整備は、今後の質保証にあたって、１つの方策になるでしょう。

【内部質保証の観点の統合的な運用】

最後に、このハンドブックで説明している内部質保証の３つの観点について実務の視点から解説します（スライド22)。この３つの観点を個々に捉えていくと、それぞれ意味のない業務に落とし込まれ、質保証に効果を発揮しません。例えば、「検証」については認証評価に対応すればいい、「説明責任」についてはホームページで公開すればいい、「恒常的・継続的」については自己点検・評価をルーティン化させかねません。この３つには、順序があり、統合されて意味をなすものと考えます。つまり、「継続的に、教育の水準を検証し、改善を図っている姿・成果を、社会に説明する」ということです。改善を図っている成果の説明こそ、社会は求めているものです。このように考えれば、示すべきデータは、おのずから学生の変化などのアウトカムデータとなり、目的に対して手段の検討がされたのか、手段の中止、改善、新計

画など、計画をどのように再設計をしたのかを示すことになります。教員数や学生数を公開していればよいのではないのです。ぜひアウトカムに近い部分で学生の成長や教育改善を語り合い、社会に対してもしっかり説明ができる、質保証の取組みによってそのような大学が実現されれば、と願っています。

私の報告は、調査結果からの分析とその考察について報告させていただきました。以上でございます。

工藤　どうもありがとうございました

続きまして江原先生、ご発表をお願いしたいと思います。

【報告３】

内部質保証システムの導入～その課題、そして具体的な背作へ～

江原　最初に、本日の発表はこういった形（スライド2）で５つのポイントがありますが、まず私についてお伝えします。十年前まで編集者をやっていました。それからメジャーリーグの運営にも携わっておりました。その後、高等教育の研究者として、今は関西学院大学で教鞭をとっております。要は私の場合、高等教育の研究を専門にしておりますが、それまでの間は社会人として実践を中心に生きてきました。現場でやってきた自分の経験をこうした形で皆さんと共有できればと思っています。

ここからほんの数分で皆様と共有したいことなのですが、まず１つ目が「内部質保証とは何か」。特に自己点検・評価と内部質保証の違いというものが度々取り上げられておりましたので、これが第１点。２点目が、「内部質保証システムの構築と運営」。具体的に何をすればいいのか、どうすればいいのか。それから３つ目が「大学基準協会としての姿勢」。これら３点を中心に話を進めさせていただきます。

【内部質保証の背景】

まず１つ目で、認証評価制度が導入されて質保証の第１ステージについて、これは伊藤室長及び原主幹より本日の前半部分で報告がありましたが、幾つか問題が出てきた。その中で自己点検・評価について何が起きたかということ、つまり自己点検・評価が自己目的化してきたのではないか。

こういったことか第２ステージで起きてきたときに、これも皆様から報告がありました通り、内部質保証システムを重視していこうとなった際に、受審大学３分の１について何らかの問題がこの４年間で既に起きている。

では何が想定されるかというと、第３サイクルにおいて内部質保証システムがまた自己目的化してしまう可能性があるのではないかという問題点を、我々は部会で抱えておりました。学士課程改革についても早田先生から報告がありましたが、どんどん内部質保証が重視される方向に進んできました。

【内部質保証の意義】

そこで内部質保証の定義というもの、これはたびたび皆さんから出ておりますので、こういった形で定義を進めている。重要なことは、第一義的な責任が大学自身にあるのだと、この部分が重要であると考えています。

そして、２点目のところに入ってきまして、大学基準協会によるこの体系図（スライド8）というものがたびたび出てきます。これはまさに正しい体系図なのですが、これを見ると、なかなか難しい部分がある。というところで、少しわかりやすくブレイクダウンすると、まずこういうことではないか。機関レベル、プログラムレベル、それから授業レベルのところでこの内部質保証というものを見ていきたいと思います（スライド9）。

【内部質保証の現状】

原主幹からもありました通り、ただこれを、実施主体、だれが担当しているかということで考えると、こうなります（スライド10）。これは、およそ評価を担当しているスタッフの方でしたら、ここのところで色々な問題にぶつかると思うのですが、結局、どうなるのかというと、実際はさらに学部ごとの縦割りの壁があって、その中にさらに教員、我々が持っている教室、あるいは授業単位での我々の専権として持っている部分、授業が出てきます。

ここに対して内部質保証を働かせようと考えていく時に、これまでやってきたことというのは、例えばＦＤが導入された。「ある学部がＦＤ導入する。我々も何かＦＤをやらなければいけないらしいぞ、ほらほら、頑張れ」と、「ああ、しょうがないな」と、最後にゆっくり腰を上げる。

また今度は、何だか知らないけれども、ＡＰだかＣＰだかやらなければいけない。「わかりました」、一生懸命やる学部もあれば、「そうね」、最後にゆっくり腰を上げる学部もある。これの繰り返しだったのではないかと思います。

そして結局、ここのところに認証評価あるいは評価制度ということで評価のくさびを打ち込んでいくのですが、ここのところも縦割りの関係があって、学部間あるいは研究科間の評価がうまく連携しない。あるいは全体的に機関レベルでこの評価というものがなかなかうまく作動することができない。

山本さんから先ほど話がありました本部会によるアンケートについてですが、私が個人的に感じているところは、まず第１回アンケートで質の改善、それから質の保証という答えがおよそ半分あったのですね。質の改善と保証なのだといったところはおよそ３分の１だったと、まずこの点。

それから、第２回アンケートで言うならば、ＩＲというのはある意味これから便利なツールになっていくと思うのですが、例えばＩＲのための組織の活用というのが、実は実施率も寄与率も低いのです。特に実施率が高いものは結局義務的なものであったというのが、アンケートから私がざっくりと読み取った結果です。

内部質保証に関する実地調査というのも、お持ちの方もたくさんいらっしゃると思うのですが、

例えば大学基準協会が６年前、2009 年に委託研究しています。この中にもたくさんのいい事例があって、内部質保証の萌芽というものがこの中に載っております。

結局もう一度振り返って内部質保証の現状ということで、第１サイクルのところでまず認証評価というある種の義務が生まれる。この義務に対して、自己点検・評価という義務で、内部で応答した。これは結局、「評価するぞ」と「評価対応します」、「評価するぞ」で「評価対応します」。

同じことが今度は第２サイクルで内部質保証というものに対して、たくさんの評価担当者の方がまた評価されるのではないかと考える。もしかするとこれは評価対応しなければいけないのではないかという考えをお持ちの方も多いと思います。

【内部質保証の構築】

その中で、これはちょっと演繹的になってくるのですが、内部質保証の構築というときに踏まえることとして挙げられること、自主性、主体性、独自性、実質性、機能性、こういった部分が出てきます（スライド 18)。これを大学基準協会の定義からブレイクダウンしていって考えると、これはやはり検証と改善システムの違いを踏まえたＰＤＣＡとなります（スライド 19)。

それから情報公開と説明責任というものを達成したい。そのためには結局のところ、単なる広報であったり、単なる評価室の評価であったり、あるいは企画室が出してくるファクトブックであったり、財務諸表であったりといった部分ではなくて、統合的なマネジメントの裏付けがない限り、本当の意味の、真の意味の情報公開はできない（スライド 19)。

それから、継続的向上的プロセスというものを達成するためには、各部局、あるいは権限や責任を明確化し教学マネジメントに資するようなガバナンス体制がないと、これはできないよと（スライド 19)。

ここに絵にかいた餅のような見事なＰＤＣＡというサイクルがあります（スライド 20)。実際に大学で起きているのは、プランしてドゥ、プランしてドゥ、考えてドゥ、考えてドゥ（スライド 21)。

その後、このサイクルが回ったあとに、ＰＤＣと言ったらいいのでしょうか、このプラン・ドゥで評価しましょう、チェックしましょうと。これはある種、評価サイクルですね。プランを行って、ドゥを行って、そしてこれを評価する（スライド 22)。

このサイクルが回り始めて、最終的にＰＤＣＡといったとき、ここに横にくっつけばいいかというものではなくて、結局このアクションが一番大事で、アクションを起こせるところまで、そのマネジメント体制なり組織を持っていけるかということが、我々に課された課題だと思っております（スライド 23)。

【関西学院大学における実践】

本学における実践なのですが、絵図の部分になりますが（スライド 24)、こういった戦略プランや中期計画、そして中期計画に基づいてＳＧＵ、

スーパーグローバルが通った際に、ガバナンス改革を踏まえた上での関西学院による統合的なマネジメント、総合的なマネジメントを実現しようということで、企画室及びＩＲ室を立ち上げて、本格的に総合計画を立ち上げていく。

この絵図はきれいにかけているのですが、このポンチ絵は絵のうまい人がいたらやはりどの大学でもかけるのですね。だから、やはりここはアクションの部分が重要で、我々がこれまで拙いながら経験してきた中で帰納的に私が得られた５つの知見があります（スライド27)。

この５つの知見のうち、まずはやはり規程化ですね。大学という組織の特性上、真先にまず会議体を確定し、規程化していく。それから次は組織化、特にこれには２種類あって、データのわかる人員、それから意思決定権者、この二者を確保できるかどうかがカギになってきます。

それからこの可視化、これはよくＩＲとか言っているものですが、データの活用、数値化を通じてこの可視化を進めていく。それから資金化と書きましたが、これは言い換えると権限ですね。財務の裏付けがない施策では何も進みません。

そして最後に日常化。悪い意味ではなく良い意味で日頃のルーティンに落とし込んでいく。プロジェクトやタスクでとめずにルーティンに落とす。

これは、ちょっと誤解される可能性があったので、ページを分けたのですが、例えばこういった理想的な学位プログラム、ある種の形でこういった理想形が仮に目指せたとしても（スライド13)、所詮現実は先ほど私が挙げた通りこういう状況で各部局バラバラな形で進んでいる（スライド11)。

例えばこうした悲惨な状況に対応するとして、ＩＲ、ＩＲとよく言われますが具体的なイメージがつかめないということが少なくない。それではここでイメージとしてＩＲとはどんなことなのかというと、データでつなぐのですね。データで網をかけて、あるいはデータであぶり出す。網をかけてあぶり出す。何らかの形で皆共有したものをつないでいく。この網掛けのあぶり出し作業がいってみれば具体的なＩＲ活動を構成することになります。

【今後想定される内部質保証の展開】

最後に、今後想定される内部質保証の展開なのですが（スライド28)、まず第３サイクルにおける立場として、こういった研究会やシンポジウム、あるいはデータベースの開発などを想定している。

それから各方面との対応ということで、もちろん個別大学での実践なのですが､他大学との協働、さらに国際的に通用する内部質保証というものを構築していく。

それからもう１つ、これですね。重要な分野別質保証との兼ね合い、他評価機関、あるいは参照基準との関係を明確化していく。

先ほどちょっと問題提起しましたが、第３サイクルに向けて、評価に対して評価対応になってしまわないためにどうあるべきか。やはりこの内部質保証というものは絶え間ないアクションですから、ここで内部質保証ということで、大学が自ら自主的に内部質保証のアクションを進めていく。

まずこれが理想形なのですが、こういった形で結局、例えば７年に１度認証評価があったときに、「お久しぶりです」と、こう評価機関が来るとそれに対して、「あ、７年ぶりだね」と、「どうなっているんだい」、「いや、こんな感じで頑張っていますよ」と。

上からあるいは外からの無理やりな評価ではなく、「ではこういう話もほかのところでありますが、どうですか」といったような形で認証評価制度を利用して内部質保証につなげる。つまり「我々が大学独自で行う内部質保証」と「新しい認証評価制度」との対話が、最終的に理想的な内部質保証あるいは認証評価の第３サイクルの形ではないかと、個人的には夢想しております。

そして最後の言葉です。大学基準協会が 1951 年以来ずっと掲げてきた「大学が第一義」という言葉、この言葉を掲げて、私のプレゼンテーションを終了させていただきます。ありがとうございました。

工藤　ありがとうございます。

それでは続いて、最後ですが、大森先生のほうからお話をいただきたいと思います。

大森先生のパワーポイントの中にある提言２というものがあるのですが、内部質保証ハンドブックにおいて、2 種類の提言を行っています。提言１は先ほど原主幹のほうから話があったと思いますが、提言２の部分については、大森先生がご担当いただいたものでございます。

それでは大森先生、お願いします。

【報告４】

大学の教職員に対する提言　～「内部質保証」をどう捉え、どう取り組むか～

大森　ご紹介ありがとうございます。

私のからは、今、工藤局長からありましたように、その提言２ということで、内部質保証体制の運用のあり方という、このハンドブックのタイトル、この内容に忠実にお話ししていきたいと思います。

総論でございますが（スライド 3)、ともかくその内部質保証について、できるだけ率直な語り口、別の表現をすればとんがった言い方でこの提言をまとめましたので、これは大学基準協会が、よくこれで通してくださったと敬意を表しているのですが、それから第２段落にありますように、この質保証というものが結局その評価ということで業務対応ということになりがちですが、そうではなくて、第３段落に書きましたように、業務負担に陥ってしまうのではなくて、いかに教育と学修というものを実質化していくかということ、これは、言葉をかえれば、要するに学生が元気に学ぶためには教職員と大学に元気がなければいけない。

この内部質保証というのは何か防御体制に入るような、どうしてもそういうイメージになってしまうのですが、そうではなくて、チャレンジしていくと、新しいことに、つまりＰＤＣＡとそのアクションというのは何かというと、変革なのですね。ですから、変革のマネジメント、チェンジマネジメントの道具が内部質保証だと考えていいと

思うのです。

要するに、変革というのは前向きにその組織の内部から、よりよくしていこうじゃないのと、学生の学修体験というものをよくしていく、その結果身につけるものも、ちゃんと学修成果というものを向上させていくという、そのためにいろいろなことを積極的にやっていこうというのが本来内部質保証だと思うのです。

ただ､現実は評価される､ディフェンスしよう、どうやってうまく説明するかという防御体制の話になってしまう。そうならないための観点というものを８つの提言にまとめております。

【内部質保証の出発点】

その１つ目の提言でありますが（スライド4)、これはもう既に今言いましたが、その学生の学修成果を向上させたいということ、これは大学である限りは役員も含めて教員、職員の共通の願いのはずなのです。

ですから、内部質保証というのは何か特別のことではなくて、その学生の学修の充実と学修成果の向上のために何をやったらいいかというのは、その大学の人が考えるしかないでしょうという話なのです。ここを見失わない、ここを出発点にするというのが、この提言の１番目に書いていることでございます。

【内部質保証は、ＰＤＣＡサイクル全体の営みである】

それから２つ目でありますが（スライド5）これはもう既にスピーカーからありましたが、自己点検・評価の別名ではない。では何かというと、その学位プログラムの設計管理、評価というのもここに出てくるパート、部分に過ぎないです。

この改善、Action、現実はＰＤＣＡというのですが、先ほど江原先生のスライドはわかりやすかったのですが、現実、我々大学人が何をやっているかというと､Plan･Do の Do の部分に合わせて、Do でやっていることをできるだけ現状維持を図るためにプランしているふりをしているのです。

ストレートな言い方をしますね。ハンドブックよりもストレートに言わないとわからないと思うので、Plan しているように見せかけ、そしてドゥを変えないで済むような Check を行い、自己評価で示してみて、Action というのは、お茶を濁すようなもの。

Action というのはさっき言ったように、本来、自己改善ですから、自ら学生のためによりよい教育に変えていきたいということなので、そのカリキュラムや教え方や変えていかなければいけない。あるいは、そもそもこのプログラム、我々が受け入れている学生像からすれば、このコースのねらっている人材養成目標は無理だと、無理だと思ったら、それはもうプログラムそのものの改廃、転換というものも考えなければいけない。

本来のＰＤＣＡ、つまり学位プログラムの質保証というのはそういう変革のマネジメントのためのものなのですよ。それはよそから言われてやることではなくて、大学人自身が、もっと言えば全学執行部、学長に言われてやることではなくて、

プログラムに参画している教員や職員が自主的によりよいものにしたいと思ってやるはずのことなのです。そういうことをここに書いています。

【内部質保証で重要なこと】

それから第３の観点ですが（スライド6)、当然のことながら、自己点検・評価、評価の前に設計、管理があります。設計というのがものすごく重要なのですね。これはここの授業の設計もそうですし、そのプログラム全体もそうです。

ただし、現実問題は、多くの大学にとっては既に学位プログラム、分野ごとのプログラムというのは既にありますから、その内部質保証によって何を目指すべきかというと、要するにそのアクションの部分、改善の部分で設計そのものをやり直す必要がある。あるいは管理、Do の部分のやり方を見直す必要がある。ですから、Plan やDo を変えていくための評価の活用のはずなのです。

ただ、これは非常に難しい。現実問題、新しい大学を作るとか新しいプログラムを作るほうが、現にある大学や現にある教育プログラムを変えるのは新しいのをつくるよりもものすごく難しい。難しいけれども、何のためにこのＰＤＣＡ、内部質保証というものをやるかといえば、それは避けて通れない話なのですね。何か自己点検・評価の別名になっている限りは、つまり現状をできるだけ変えない。Do から実は始まっていて、Plan やＣをでっち上げている、Ａというのはお茶を濁すと。私もしつこいですね。

【「教学マネジメント」とガバナンスの確立】

それから４番目でありますが(スライド7)、これは中教審答申にしても、現状、その全学のガバナンスというのが聞いていないからという問題意識で、ある意味それは正鵠を得ているとは思うのですが、またそればかり言っていると、その問題の本質を見失うわけであります。

【全学ミレベル、プログラムレベル、授業レベルの質保証】

今私が申し上げたように、そもそもその学位プログラムの担い手になっている教職員、教員や職員に近いところですね。それが当事者意識、オーナーシップ、そういうものを感じないことにはいけないので、その教学マネジメントやガバナンスというのはやはり全学だけではなくて、その学部研究科等のレベルにおいても必要だということです。

したがって、今般の大学基準協会の調査でも強調されていることですが、全学レベル、プログラムレベル、授業レベル、これをどうリンクさせるかということで（スライド8)、手法はいろいろあるのでしょうが、調査結果でも明らかになったことの１つはシラバスです。シラバスがそのリンク、結節点として有効性を持っているということ、これはここにお集まりの皆様、やはり考え方だけではなくて、具体的な小道具といいますか、ということもどうしてもニーズがあると思います。シラバス、これは簡単ではないですよ。ただ、これを活用すれば、最後の段落に書きましたように、こ

ういうことができる大学であれば、その教員がまず自分の授業設計に当たって時間外学習をふやすとか、アクティブラーニングをやるとか、シラバスというのが授業設計の機会なのですよ。

それを教員に求める。求める主体は全学なのか学部研究科なのかは別として、そういうことをシラバスの基準を通じて求めるということも可能、そういうものもシラバスにちゃんと書いてくださいねというのをルール化していくということは可能です。

要するに、シラバスというのは教員にとってもプログラムにとっても、それから大学全体にとっても、そういう意味では有効なツール、かつその３つのレベルをリンクするという大きな可能性を持っていると思います。

【各大学におけるストーリー】

それから６つ目の観点ですが（スライド9)、これは、内部質保証という言葉は別に知らなければ知らなくていいのです。現実にそれをやれている大学というのは、具体名は出さないほうがいいと思うので、出していませんが、別に内部質保証なんていう言葉を使っていないのです。その大学、教育改善であったり、ＦＤであったり、言葉はどうでもいいのです。

そういう大学は何がやれているかというと、第２段落のところに書いていますが､「うちの大学ではこういう仕組みをこう動かして、学生の学修を充実させて、実際に学修成果が上がっています」という、うれしそうに自慢話できる仕組み、そして実際にその仕組みというのは運用されているということ、そしてそれが現実に授業担当教員や学生にとって本当の体験につながっているストーリーになっているのです。

ですから、本来なら首尾一貫したストーリーを持っているのです。そういう大学は別に内部質保証という言葉を使わなくても､「うちの大学はこうです」とうれしそうに話せるストーリーです。全学レベルであれ、プログラムレベルであれ、ここが大事だということを強調したいなと思います。

【学士課程答申及び質的転換答申が求める大学の独自性】

次に２つの答申で言っていること（スライド10)というのは、学士課程答申と質的転換答申をもう超圧縮したのが第１段落です。私が今申し上げたようなことをちょっと硬い言葉で表現されているのが第１段落だと思っていただければいいのです。

この２つの答申からは、大学人に元気になって欲しいというメッセージ性は、多分余り読み取れないですよね。いろいろ負担がふえるというふうに読み取ってしまうと思うのですが、私としてはそうではないように読むべきだと思っています。

第２段落に書きましたように、そのうれしそうに話すストーリーというのはその大学固有のロジックなので、残念ながらどの大学も規模やら歴史やら全部無視して、これとこれを目玉にして、こうやって内部質保証をやってくださいという話ではないということを、第２段落で言っています。

【イノベーションを促進する内部質保証】

それから第７の提言ですが(スライド 11)、冒頭に申し上げましたように、内部質保証というのはその大学全体、もっと言えば、構成員たる教員や職員を元気にするものでなければいけない。教員や職員に元気がなくて、学生がどうして元気出るのですかね。

元気にするものというのは、つまり教育におけるイノベーションを促進する。減点評価ではなくて加点評価、減点主義ではなくて加点主義というようなことを、第２段落に書いておりますが、これが大事なのです。

ぜひ大学基準協会はそういう評価になっていくのだというふうに期待申し上げているのですが、実際、結局これまでの評価とか質保証というと、第１段落にあるように、チェックリストで何か、「あ、これまだやっていなかった」とか、「じゃあ急いでやろう」とか、「これはやっていることにしよう」とか、何か説明責任という言葉が私は余り好きではないのですが、それでやって、チェックリスト方式でネガティブチェック、創造性や変化の妨げになるのです。

ですから、多少の失敗は許されると言うと問題発言になるのかな。チャレンジしていくような、そういう前向きに取り組んでいく大学というのを高く評価してほしいということですね。加点主義の評価ですね。

そういうことで、少なくとも認証評価がそういうものになるかどうかは別としても、結局は大学にとっても、大学の教職員にとっても、学生にとっても、そういう前向き志向の組織分化ができているほうが絶対いいに決まっているので、内部質保証というものをそういう仕組みだというふうにとらえてほしいと思います。

【内部質保証の究極の目的】

それから、第８の提言ですね（スライド 12)。これはある意味、第１の提言に戻ってきているわけですが、結局、個々の教員の授業とか学生の学修、そういう現実に大学教育が行われる、実質化される場というのはそのレベルですから、そのための全学の取り組みであり、学部研究科の取り組みですから、その内部質保証の究極の目的というのがそこにあるということを忘れないようにと。

その逆が、第１段落と第２段落に書いてありますように、何か執行部のポリシーにとどまっていて、一線の授業をやっている先生方、「ん？　何それ？」という感じ、それから第２段落は、先ほど言いましたように、Do を変えたくない、現状の教育実践あるいはカリキュラム、できるだけ変えずに済むように、何かそれに合わせてポリシーをつくりましょうねと、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーもね。

残念ながら、それが現実ではないですか。ほとんどの大学は、なんて言ってしまうと問題発言かもしれませんが、それだったら無駄な労力じゃないですかということなのです。

ぜひ内部質保証をそういうものとは正反対のものとしてとらえ直していただくべきだし、少なくとも大学基準協会の現時点でのお考えというのは

それに近いものになってくださっていると信じています。

【「教学マネジメント＝内部質保証＝ＦＤ」一体的・日常的な実施】

このスライド（スライド13）が最後です。ということで、８つの観点を申し上げましたが、では、どういう姿というのか、１つの例です。それは全学の仕組みとか学部研究科の仕組みとか、さらにはここの先生のレベルですね。そのトータルが組み合わさって、ここの例えばという、これもハンドブックからの抜粋ですがね。こういう姿が実現する。

特定の学位プログラムに参画する教員その他のスタッフ、職員も当然入っています。一堂に会して、ＣＰに基づく科目の教育内容の相互点検をお互いにやるのです。上からやられるとか外からチェックされるということではないのです。お互いにやって、集団的討議に基づいて、ガイドラインに沿って作成されたシラバス、そこで成績評価基準というのもそれぞれ先生がやっていて、それをちゃんと相互チェックする。率直かつお互いに敬意を表して、同僚制を持ってやっていくということですね。この組織的なＦＤのメカニズム、これが教育の実施体制の中に内蔵されている。それは結果として内部質保証のメカニズムでもある。

だから、このスライドの見出しにありましたように、教学マネジメント＝内部質保証＝ＦＤ、こういう姿というのがいろいろな専門分野で行われるような、そういう組織分化というのを全学や学部研究科がつくっていくということが非常に大事です。

この姿というのは、さっき江原先生がルーティン化と言われましたが、まさに変革のマネジメントがルーティン化しているということで、悪い意味のルーティン化というのは、現状維持をルーティン化しているという意味ですが、そうではなく、常に前を向いて、よりよい方向に動かしていこうという、その変革の組織分化というのがルーティン化している姿を、トップ、大学執行部だけではなくて、まさに教職員が授業を担うレベル、そしてそれをサポートする職員、スタッフ、これが共有していく姿というのが、内部質保証が機能したあかつきの一つの姿ではないかと思います。

実はあといろいろあるのですが、配付資料をごらんいただければと思います。以上でございます。

【ディスカッションまとめ】

工藤　どうもありがとうございました。

もう残り時間５分になってしまいまして、ディスカッションする時間もなくなってしまったのですが、せっかくですので、皆様からご質問を受けて、またその質問に答える形で、内部質保証の輪郭をもっと明確にしていきたいと思っております。どういうご質問でも結構ですので、挙手のほうをお願いしたいと思います。

どうですか。ありませんか。皆さん、内部質保証は何かというのはもうわかったということで、こちらも理解してよろしいでしょうか。

残り時間もわずかとなっていますが、内部質保

証を構築していくということの重要性をいろいろお話しいただきました。

過去に2009年にＯＥＣＤが来て、その評価結果、高等教育政策についてレビューをして、その2009年に結果を公表したわけですが、その中で、日本の大学にはいわゆる自主的に質を向上させていくという文化がない。つまり、質の文化が醸成されていない。

外から言われる、つまり文部科学省であるとか、あるいは認証評価機関から指摘を受ければ大学は動くけれども、大学が自ら主体的に動くという、そういう証拠はレビューした結果見られなかったという報告を上げていました。

つまり、その大学が自律的に、自主的にその質を高めていくという文化がないのだという結果だったと思います。

この質の文化という、きょうも最後の大森先生からの話もありましたが、この質の文化を醸成させていくということ、つまり、内部質保証に多くの教職員が関わっていくというには、やはりそれぞれのモチベーションを高めていかなければいけないですし、その文化をどうやって高めていくのかというのもやはり一つのカギになってくるのだろうと思います。

この辺りについて何か、江原先生、大学のご経験からでも結構ですので。

江原　途中で本当はゆっくり話したかったところをもう一度確認しますが、それが「〈4〉内部質保証の実践（５つの具体化)」（スライド27）のところです。具体的にやるということです。

まず規程化ということは重要だと思います。やはり規程をつくって、その規程のもとに正確に学内でものごとを進めていく。

それから組織化ですね。ここもちょっと速く言いすぎたのですが、１つめは特にＩＲとか、別に言葉ではないのですね。データの位置、データをどう使うのかというのがわかっている人員。さらに組織化についてのもう１つが、意思決定権者。それもできれば理事の方であったり副学長であったり意思決定ができる役職者。本学の場合は現時点で学長中心にスーパーグローバルユニバーシティに関する施策も既に進めておりますので、学長が参加していただいた上での教学マネジメントというものになっております。

それから、この可視化と資金化ということで分けましたが、ここで今一度繰り返します。データを可視化あるいは数値化。エビデンスベースで認証評価を進めようとか、学内の意思決定にしっかり数字を使って、これまでの行き当たりばったりでやってきたような意思決定ではなく、皆でその会議の中で具体的に数字を使って、あるいはグラフを使って見える化をした上で協働を図っていこう。その裏付けになるのはやはり財務であったり総務であったり、大学の場合であれば特に施設部門であったり情報部門であったりと総務系の部門が協力して、そこに対して意思決定を行っていく。

日常化ということでは、こうした活動をタスクベースやワーキンググループベースではなくて、既存のいわゆる我々の職員、あるいは大学の用語

で言うところのラインですね。そのラインの中にしっかり規程化した上で、ルーティンとして乗せていく。まさに先ほどの発表中のスライド27にあげておきました通り、良い意味で具体的にルーティンに落としていくことです。

本学の事例で言いますと、今まさにこの状況にありまして、規程はある程度作りました。データも作りました。それから、国際化に関しても新しく今進めています。こうしてそれなりの環境は醸成されてきましたが、まだそういった業務を完全に日常化できたわけではありません。そこを良い意味でルーティンに落としこもうと今まさに頑張っている最中です。

工藤　ありがとうございます。

もうちょうど時間になりましたので、最後に、江原先生にお答えいただきましたので、残りの３人の先生に一言で構いませんが、内部質保証の本質というのはどこにあるのかというところを、参加者の皆様に印象づける意味からでも、お答えいただければと思います。

では、早田先生のほうからお願いします。

早田　ご質問から少し外れるかと思いますが、先ほど工藤さんからＯＥＣＤレビューのことが出ました。そこでは質保証の文化が我が国は欠如しているということとあわせて、我が国の大学の教授会はガバナンスに対して責任を負うことができないにもかかわらず、様々な意思表明をし大学全体のガバナンスを阻害している。そして、改革の嵐が過ぎ去るのをじっと待っている。それが特に大規模大学、伝統校のガバナンスにおいて顕著である、そう書いているのですね。

しかし今は、文部科学省が高等教育政策の方向性として、学部の壁を越えた、また分野横断的な教育プログラムの中で、学生に対して付加価値をつけていくための制度改正に舵を切ろうとしているように見受けられます。その意味でも、やはり僕たちは学生の立場に寄り添いながら、ラーニング・アウトカムの達成に向け彼らの力を本当に伸ばしていくための努力をしないといけないし、その中で内部質保証システムを有効に活用していくことが求められるのだろうと思います。

工藤　ありがとうございます。山本さん、お願いします。

山本　一言で本質をとのリクエストですので、まず学生を理解する活動であるということ、学生理解を踏まえた教育改善活動であること、これらを学内の教職員が相互に理解し、協働するということかと思います。

お互い、何をしているのか、先生方であれば、隣の研究室の先生方の採点方法と自分の採点方法、その違いは知っているのかどうか、職員であれば、各分野のでの課題を相互に理解しているのか、そうしたマインドが教職員にあることで、教育に変化を与える、質保証が実現できると思います。

工藤　ありがとうございます。では、最後に大森

先生、お願いします。

大森　この内部質保証ということは、多分日本で最初に、少なくとも学術論文で使用したのは私であろうと思います。2005年の文献なのですがね。私より早く使ったという人がいれば訂正しますが、そこに書きましたように、基本的に内部質保証というのは教育活動とそれを支える支援活動、そこのシステムにかかわるあらゆるもの、カリキュラムとか試験とか。あるいは教える教員そのものとか、トータルで教育の質、学生の学修の質というものが保証されていくのであって、しかもそれは点検・評価のことではなくて、点検・評価も含むそのサイクル、ＰＤＣＡサイクル全体をカバーするものです。これはイギリスの例ですが、カバーする領域というものもさまざまですね。だって、そうですよね。学生の学修を充実するためにどこをどう変えていくかというものというのはいろいろな見るべきところがあるわけです。

どこに課題がある、あるいはどこを改善すれば学生の学修にすぐ響くかなというのは、そのそれぞれの大学、それぞれの教育プログラム、実際にやっておられる大学人しかわからないわけですから、というトータルで保証されるものであるということと、だからって、トータルを同じようにやるのではなくて、どこが響くかということをそれぞれの大学、それぞれの研究科と学部研究科等で考えるということですね。

質保証とは何かと突き詰めるとそういうことだと思いますが、このあと言うことのほうがより大事で、何はともあれ、そのDoの部分を正当化するのが質保証だと思っている限りは何の意味もない、無駄な労力です。Doの部分をいかに今日より明日、明日より明後日、よくしていくかという、その気が、関わる人間、それは役員も教員も職員も、関わっていく大学人にあるかどうか、その大学にそういう文化があるかどうかというのが、最大の内部質保証の決め手だと思います。

工藤　ありがとうございました。今日、内部質保証について、これだけじっくりお話しいただいたというのは恐らく基準協会でも始めてではないかと思います。

今日はちょっと私のタイムマネジメントがうまくなくて、５分ほどオーバーしてしまいましたが、パネルディスカッションはこれで終了したいと思います。

最後に、パネリストの先生方にもう一度盛大な拍手をお願いしたいと思います。

司会　皆様、どうもありがとうございました。

<JUAA大学評価シンポジウム>
[パネルディスカッション]:「今、内部質保証を考える」

「内部質保証」の位置づけとその意義

JUAA高等教育のあり方研究会
内部質保証の在り方に関する
調査研究部会(部会長)

早田幸政(中央大学)

(作成日:2015.8.18)

報告骨子

1. 『内部質保証ハンドブック』作成の準備段階での主要論点
2. 「内部質保証」に関するJUAAの理解
3. 平20・12中教審「学士課程答申」と同大学分科会「第1次報告」、「第2次報告」 に見る「内部質保証」体制の在り方
4. 内部質保証、認証評価における日本学術会議「参照基準」の位置づけ
5. 教育プログラムの質向上のための循環サイクルと「内部質保証」体制
6. 学士課程教育の「質的転換」を図るため、「学長のリーダーシップ」を軸とする「全学的な教学マネジメント」の確立の要請
7. 初中等教育法制、高等教育法制における主要改正事項とその目的・意義
8. 昨今の教育改革、「内部質保証」に関する政府提言
9. 大学改革の系統性の確保と初中等教育改革、大学改革の連関性―むすび―

1.『内部質保証ハンドブック』作成の準備段階での主要論点

- JUAA『内部質保証ハンドブック』の性格と役割について、どう考えるのか。
- 「内部質保証」と「自己点検・評価」の関係性を如何にして明確化させていくのか。
- JUAA、中教審答申等及び各大学が「内部質保証」の役割をどのようなものとして理解しているのかを綿密に調査する必要があるのではないか。

2.「内部質保証」に関するJUAAの理解

大学基準10:「内部質保証」

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

大学基準の解説:「内部質保証」

大学の質を保証する第一義的な責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する(内部質保証)ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続を明確にする必要がある。また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革につなげることが重要である。

大学評価ハンドブック:「内部質保証」

「内部質保証」とは、PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことをいう。

大学評価ハンドブック:「内部質保証」と「認証評価」の関係性

各大学は「内部質保証システム」を構築し、それを十全に機能させていることを客観的に証明し、本協会はその妥当性や適切性を評価する。

3. 平20・12中教審「学士課程答申」と同大学分科会「第１次報告」、「第２次報告」に見る「内部質保証」体制の在り方

第三者評価の視点として、大学で「自己点検・評価などPDCAサイクルが機能し、内部質保証体制が確立」されているがどうかが重要（中教審「学士課程答申」）。

・アメリカでは、アクレディテーションに関し、学生の学習到達度等に関する規定が新設。
・「欧州高等教育圏」では、各国の学位制度を共通の枠組みに整理し、質保証基準により、「内部質保証」と「外部質保証」の実施を要請。
・学位の国際的通用性の観点から、諸外国の質保証制度を注視する必要性。
（中教審大学分科会「第１次報告」(平21.6)

・自己点検・評価結果が、教育の質向上に活用される仕組みが「内部質保証」体制。機能的有効性は認証評価が担う。
・「内部質保証」体制では、自己点検・評価を通じ、入学・卒業や教育課程の管理の適切性を確認し、その結果を自己改善に結びつけることが重要。
・評価活動にも参照される基準に関し日本学術会議の分野別質保証に関する検討状況を踏まえる必要性。
（同左「第2次報告」（平21.8)

「内部質保証」体制の特質

・学位の質や通用力の保証、学力到達度の評価を重視。
・教育の質向上を目的とするPDCAサイクルに支えれた自己評価システム。
・教育の分野別質保証を重視。
・認証評価（第三者評価）を通じてその有効性の確認。

5

4. 内部質保証、認証評価における日本学術会議「参照基準」の位置づけ

☆日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について（回答）」（平成22年7月22日）より

①各大学においては、教育の質に関する内部質保証として、参照基準も活用して、各分野の教育課程を基本的な単位とする、学習成果の向上を目指した取り組みを行うこと。
②認証評価においては、各大学の学習成果を直接評価するのではなく、学習成果の向上を目指した各大学の内部質保証が適切に機能しているかどうかを評価すること（その際、評価負担の問題を考慮すれば、個別の教育課程の評価はサンプル的に行うのが妥当ではないだろうか）。

6

5.　教育プログラムの質向上のための循環サイクルと「内部質保証」体制

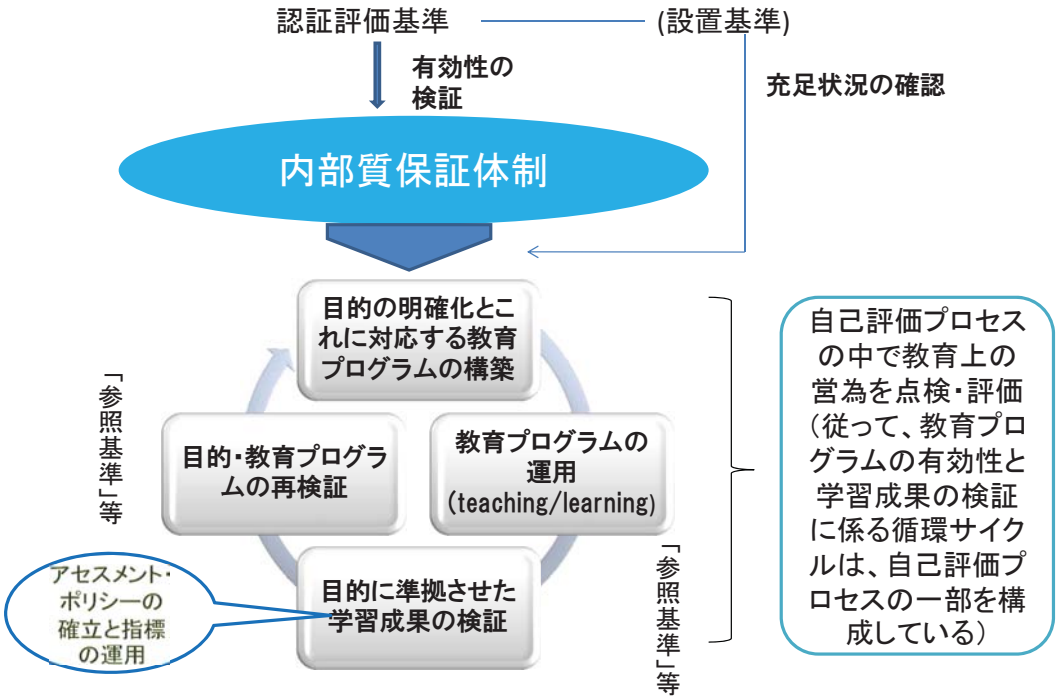

6. 学士課程教育の「質的転換」を図るため、「学長のリーダーシップ」を軸とする「全学的な教学マネジメント」の確立の要請　[平24・8中教審「質的転換答申」より]

大学	大学支援組織・国
・学長を中心とするチームの下で、プログラムのアウトカムを明示。 ・アウトカムの達成に向けた教員の役割分担を教員間で共有し、組織的な教育を展開。 ・アセスメント・ポリシーに沿った成果評価の結果を受け、プログラムの改革サイクルが機能する全学的教学マネジメントの確立。 ・成果評価に当たり、学長を中心とするチームは、そこで用いる測定手法を明示。 ・教育プログラムの策定に当たり、個々の授業科目の充実の観点から、授業科目の整理統合の実施と連携の確保。	・認証評価機関や大学団体等の参画の下、平成26年度から稼働する「大学ポートレート（仮称）」の活用の推進。 ・大学連携法人、学協会等は、学修成果測定手法の研究・開発を推進。 ・日本学術会議「分野別の教育課程編成上の参照基準」の審議の促進。 ・認証評価における、学修成果測定の視点に立脚した全学的教学マネジメントの下での改革サイクルの確立状況の評価を重視。 ・教学制度の見直しを図るとともに、学修時間の増加・確保や教学上の改革サイクル確立への取り組み状況を斟酌して、公的資金を配分（文科省）。

7. 初中等教育法制、高等教育法制における主要改正事項とその目的・意義

＜改正事項＞

・情報の非対称性を克服するための情報の積極公表
・消費者の選好に資するような、自己評価・他者評価の組合わせによる情報提供

- 学校運営の情報公表
- 大学教育の情報公表
- 学校評価と結果公表
- 大学評価（認証評価を含む）と結果公表
- 学校選択制
- 株式会社立教育機関の参入

・消費者主権・住民主権に基づく保護者・地域住民等の学校・大学運営への参加

- 学校評議員制度
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）
- 学校関係者評価
- 国立大学運営への外部者参加

・校長・学長のリーダーシップの確立と学校・大学マネジメント改革

- 民間人校長制
- 「職員会議」法定化
- 教授会権限の限定化

8. 昨今の教育改革、「内部質保証」に関する政府提言

平26・12中教審「高大接続答申」

- 各大学に対しては、学生の学修成果の把握・評価を推進し、教育の質的転換を図るため、個々の授業科目を超えた全学的なカリキュラムマネジメントを確立するよう要請。
- 認証評価機関に対しては、教育の外形を中心とした現在の評価法を改め、学生の学修成果や大学自身の成果把握とその転換への取り組みとしての「内部質保証」に対する評価へと改善するよう要請。

教育再生実行会議提言

- 「真の学ぶ力」の涵養に向け、初中等教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革が必要（平27・7第8次提言）。
- 初中等から大学までを通じ課題解決型授業へと革新し、学びの質を高める（平27・5第7次提言）。
- 縦割りの学部・学科組織を見直し、学生の学修成果を踏まえ、教育改善のための全学的なマネジメントを確立（第7次提言）。

9. 大学改革の系統性の確保と初中等教育改革、大学改革の連結性 ーむすびー

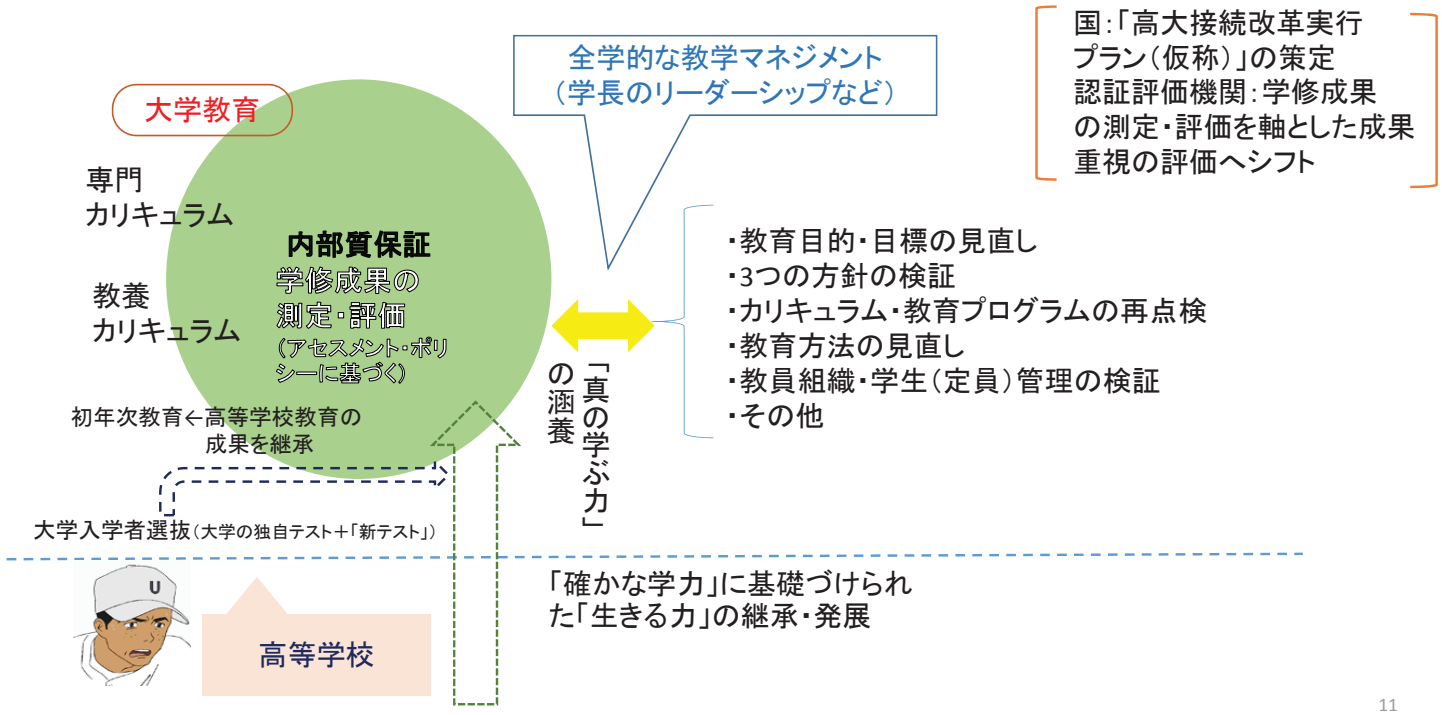

11

評価実務担当者から見た内部質保証システム

「内部質保証の現況調査」を手掛かりに

公財）大学基準協会「大学評価シンポジウム」

2015年10月9日（金）
アルカディア市ヶ谷「富士」

明治大学　評価情報事務室　山本　幸一

© MEIJI University All Rights Reserved

私からの報告

- **報告の構成**
  - **Ⅰ.　内部質保証に対する立場，スタンス**
  - **Ⅱ.　「内部質保証の現況調査」から**
  - **Ⅲ.　ハンドブックの作成を終えて**
- **シンポジウムを終えたら・・・**
  - **気軽に考えて，何か行動したくなる**
    内部質保証　≒　教育改革・改善
  - **インプット→アウトカムの近くの議論になる**
    「大学が」提供する教育→「学生が」体得する価値

© MEIJI University All Rights Reserved

Ⅰ 内部質保証に対するスタンス

～ PDCAサイクル，評価の方法，効率・効果

© MEIJI University All Rights Reserved

内部質保証に対するスタンス

▼ 所属・経験 → 実務担当者

- 教学企画部（学長室）（2007年～現在）
- 大学基準協会 大学評価分科会委員（2011年～14年）

▼ 内部質保証に対するスタンス

- プログラムレビュー（学部・学科等）
  - ✓ 何《What》を把握し，どのように《How》比較し，いかに問題背景や理由《Why》を探るのか
- 全体として機能するシステム（３層のPDCA）とIR
  - ✓ 教育の内部質保証の３段階の個別性と関連性。
  - ✓ 改善点を見出し，教育を“再設計”しているか。
- 効果・効率

© MEIJI University All Rights Reserved

II 「内部質保証の現況調査」から

～ 教育プログラムなどへの改善への寄与度を探る

© MEIJI University All Rights Reserved

第１回アンケート調査

▼ 各大学の内部質保証に対する考えや取組み

- 自由記述の回答をテキスト内容で分析
- 内部質保証の「質」とは何か

項目	件数	比率
教育の質	114	24.9%
教育を含めた大学の諸活動や条件	200	43.8%
教育以外	1	0.2%
「何か」を限定せず	142	31.1%
計	457	100.0%

- 教育機関のアウトカムを意識 ➡ 学位の質 35件（7.7%）

出典）高等教育のあり方研究会編（2015）「内部質保証ハンドブック」大学基準協会（以下「ハンドブック」），pp18～19

© MEIJI University All Rights Reserved

第１回アンケート調査結果：実務担当者の立場から

▼ 内部質保証の矛盾：何の質を保証するために，何を改善するのか

- 大学基準「基準10」
  → 大学は，…**教育の質**を保証する制度を整備し…

- 申請大学用ハンドブック「内部質保証とは」
  → **教育・学習その他のサービス**が一定水準に…（p.4）
  → 点検・評価を…**経営戦略や改善計画**の策定に（p.6）
- 実務説明会資料「大学評価の特徴」
  → 内部質保証システム（**大学運営システム**）が構築…

© MEIJI University All Rights Reserved

第１回アンケート調査結果：実務担当者の立場から

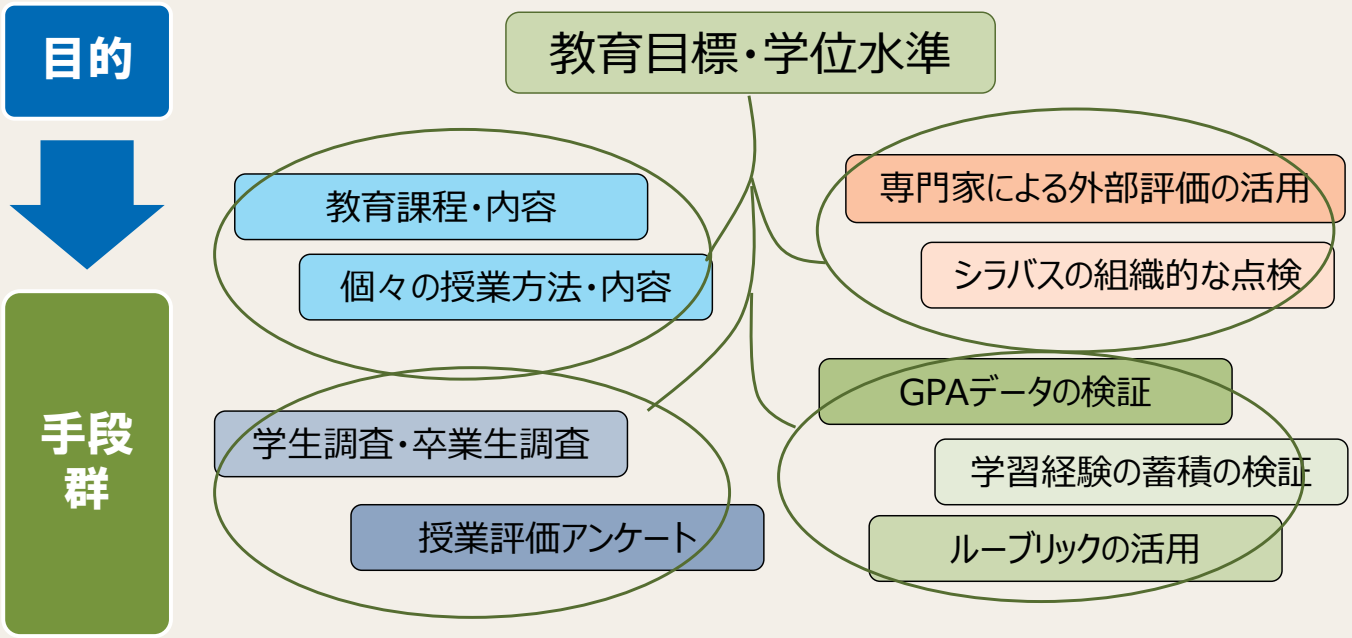

- **目的達成のために ➡ より有効な「手段」に改善（修正）する**
  - 内部質保証で，まず，改善するのは，アセスメント方法，教育手段

© MEIJI University All Rights Reserved

第2回アンケート調査の概要(１)

▼ 対　象

- 学士課程における学修成果を検証（チェック）する取組み
- １７の取組みを選択肢として例示
  - ➢ それぞれ**「実施しているか・改善に寄与しているか」**を回答

▼ 目　的

- 取組みの実施率→改善への寄与率
  - ➢ 評価対応のために，自己目的化していないか。
  - ➢ 各大学の文脈に沿って効果的な手法があるか
  - ➢ 改善への実感がない場合，質の劣化を招いてないか

▼ 分析軸

①教育の質保証の３側面　③取組みの実施率
②大学の規模（学部数）　④改善への寄与率

© MEIJI University All Rights Reserved

第2回アンケート調査の概要(２)

機関（大学全体）レベル

教育プログラムレベル（*）

個々の授業内容レベル

① ポートフォリオ（学生の学修経験の蓄積）等による検証
② 学修評価指標、ルーブリック等の活用
③ GPAデータの分析
④ シラバスの点検
⑤ 学生調査
⑥ 卒業生調査
⑦ 雇用先アンケート
⑧ 当該分野の専門家による外部評価
⑨ 授業評価アンケート結果の検証
⑩ 教員相互の授業参観
11 教育プログラム及び授業レベルの検証システムの全学的検証
12 ＩＲ組織の活用
13 教員の教育業績評価
14 教育開発やFDに関する専門家の配置
15 学生からの組織的な意見聴取
16 学外者からの組織的な意見聴取
17 大学全体に対する外部評価

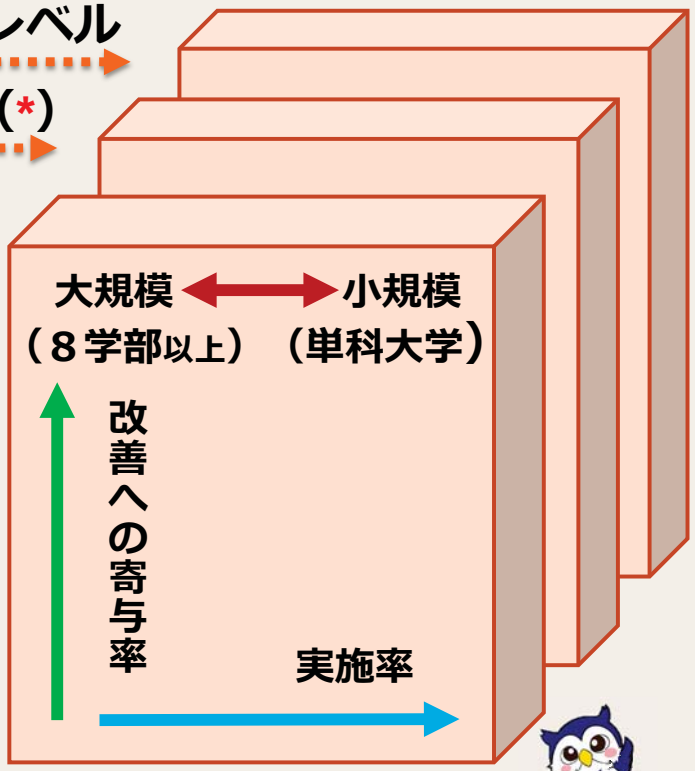

＊）学位を授与するために組織された教育課程（学部学科等）を指す

© MEIJI University All Rights Reserved

調査結果　教育プログラムの検証［全体］

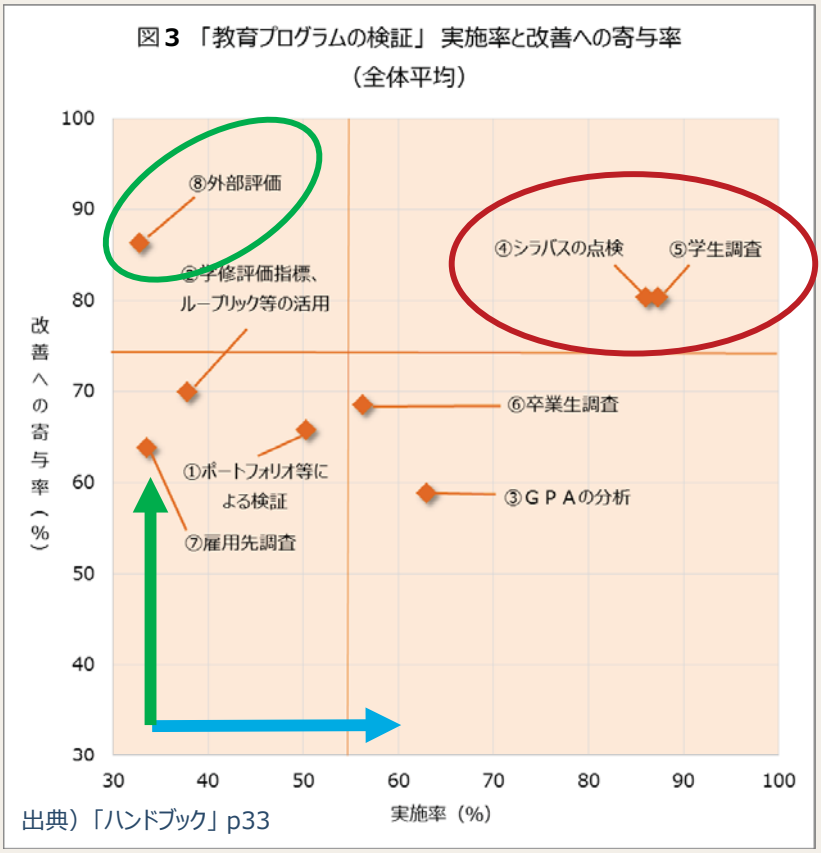

出典）「ハンドブック」p33

- **図の見方**
  - ✓横軸が実施率、縦軸が改善寄与率
  - ✓補助線として、実施率・改善寄与率の平均（相対的な4象限）
- **実施率**
  - ✓④シラバスの点検、⑤学生調査、③GPAの分析
- **改善への寄与率**
  - ✓⑧専門家による外部評価、④シラバスの点検、⑤学生調査
- **まとめ**
  - ✓⑤学生調査、④シラバスの点検はいずれも高い
  - ✓⑧専門家による外部評価は、実施少だが改善に高い効果
  - ✓③GPAの分析は、現時点では、改善に結びつき難い

調査結果　教育プログラムの検証［規模別］

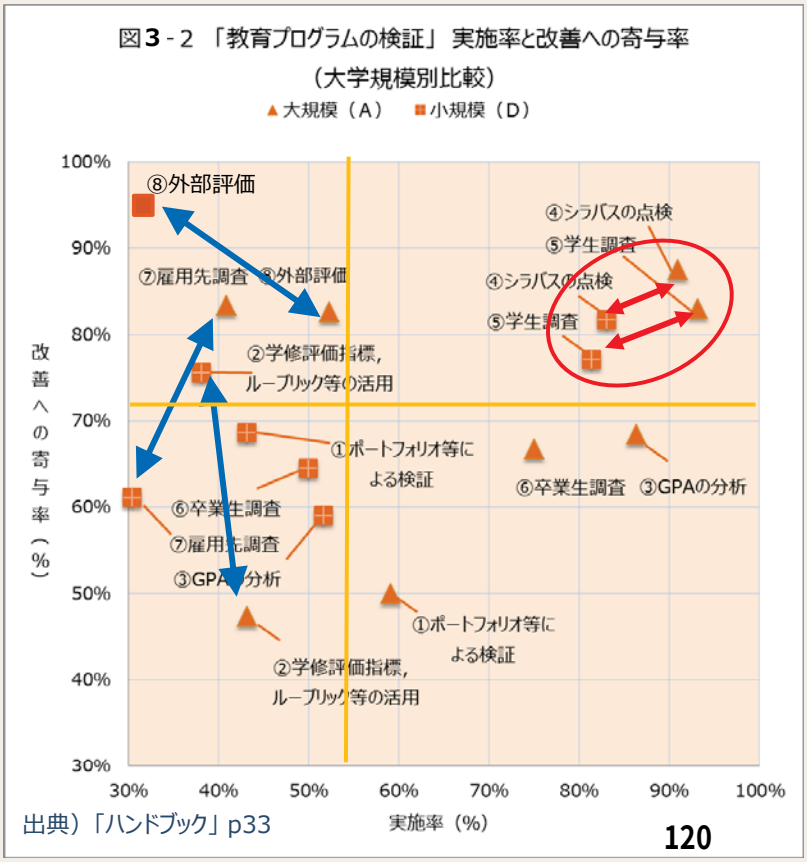

出典）「ハンドブック」p33

- **規模別の比較**
  - ✓ 大：8学部以上，小：単科大学
- **実施率**
  - ✓ 大：⑤学生調査、④シラバスの点検、③GPAの分析
  - ✓ 小：④シラバスの点検、⑤学生調査、③GPAの分析
- **改善への寄与率**
  - ✓ 大：④シラバスの点検、⑦雇用先調査、⑤学生調査
  - ✓ 小：⑧専門家による外部評価、④シラバスの点検、⑤学生調査
- **まとめ**
  - ✓ ⑤学生調査、④シラバスの点検は、両規模で、実施率・寄与率が高い
  - ✓ 規模による改善への寄与率の違い
    - 大高、小低：⑦雇用先調査
    - 大低、小高：②学修評価指標、⑧専門家による外部評価

調査結果　授業内容レベルの検証［全体］

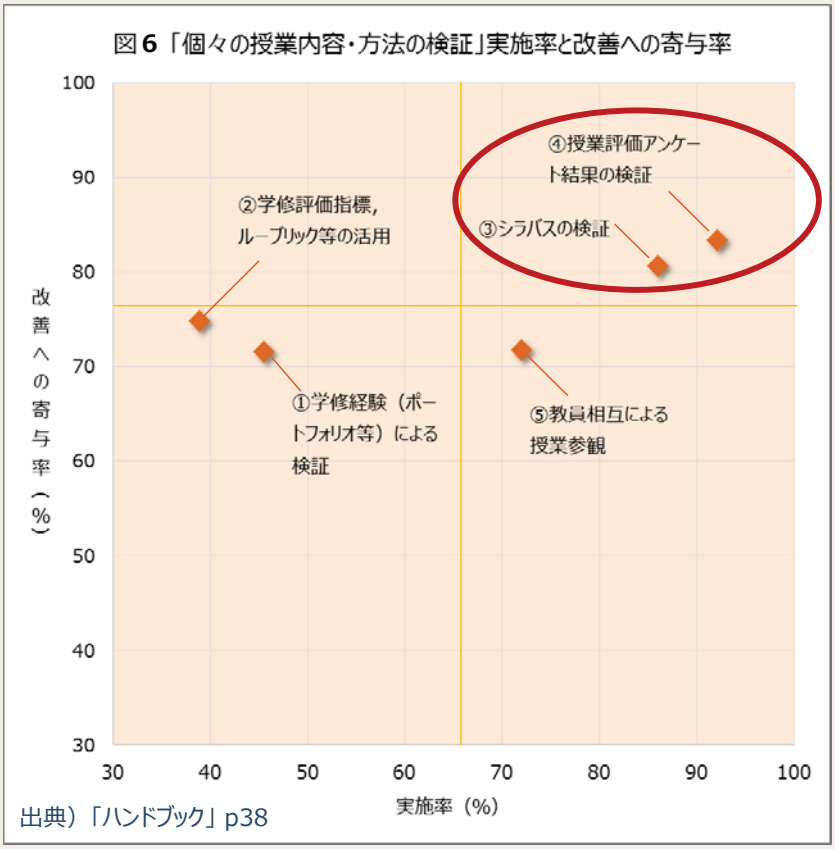

出典）「ハンドブック」p38

- **実施率**
  - ✓ ④授業評価アンケート結果の検証、③シラバスの点検、⑤教員相互による授業参観
- **改善への寄与率**
  - ✓ ④授業評価アンケート結果の検証、③シラバスの点検、②学修評価の観点や基準の設定・活用
  - ✓ いずれも70%以上の高い寄与率
- **まとめ**
  - ✓ ④授業評価アンケート結果の検証、③シラバスの検証は，実施率と改善への寄与率のいずれも高い

調査結果　機関(大学全体)レベルの検証［全体］

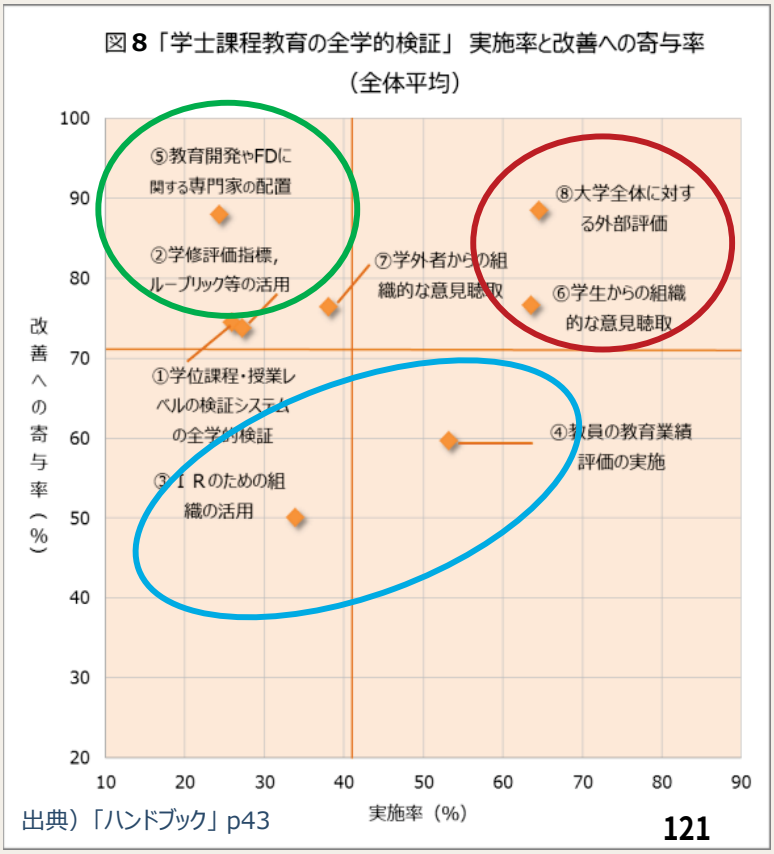

出典）「ハンドブック」p43

- **実施率**
  - ✓ ⑥学生からの組織的な意見聴取、⑧大学全体への外部評価、④教育業績評価
- **改善への寄与率**
  - ✓ ⑧大学全体への外部評価、⑤教育開発やFDの専門家の配置、⑥学生からの組織的な意見聴取
- **まとめ**
  - ✓ ⑧大学全体への外部評価、⑥学生からの組織的意見聴取は、実施・改善の寄与とも高い
  - ✓ ⑤教育開発やFDの専門家の配置は、実施は少ないが、改善への寄与が高い
  - ✓ ④教育業績評価は、実施多いが、改善に結びついていない
  - ✓ ③IR組織の活用はいずれも低い
    - 実施のためには、組織，データ基盤の整備の必要→IR人材育成
    - 改善への活用には、位置づけ，役割，目的設定が必要

調査結果　機関（大学全体）レベルの検証［規模別］

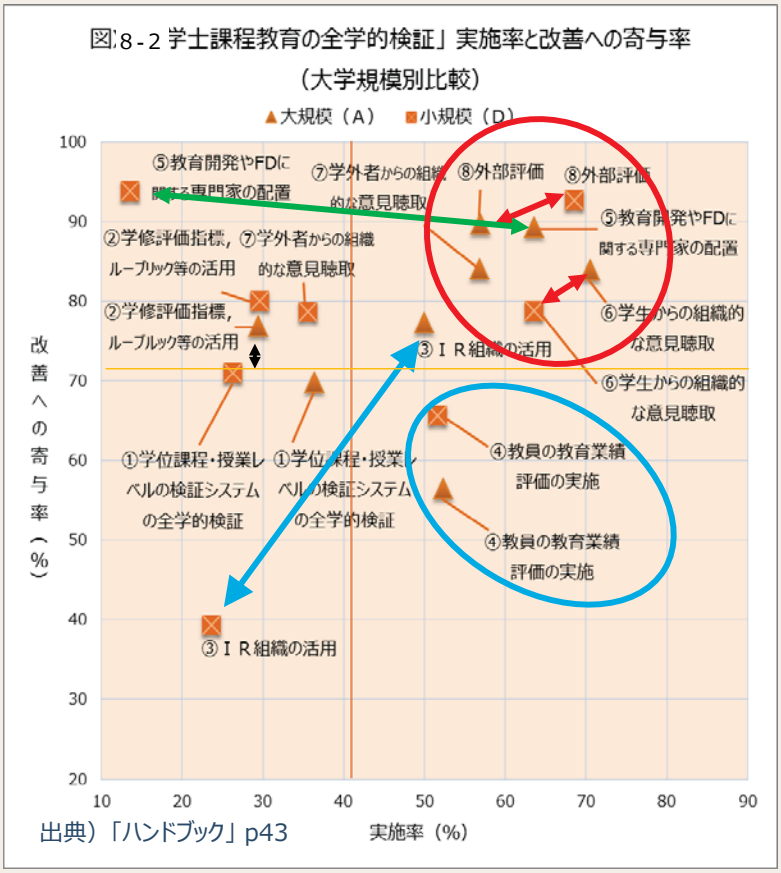

出典）「ハンドブック」p43

- **実施率**
  - ✓ 大：⑥学生からの組織的意見、⑧大学全体への外部評価、⑤教育開発の専門家の配置
  - ✓ 小：⑧大学全体への外部評価、⑥学生からの組織的意見、④教育業績評価
- **改善への寄与率**
  - ✓ 大：⑧大学全体への外部評価、⑤教育開発の専門家の配置、⑥学生からの組織的意見、⑦学外者からの組織的意見
  - ✓ 小：⑤教育開発の専門家の配置、⑧大学全体への外部評価、②学修評価指標等の活用、⑥学生からの組織的意見
- **まとめ**
  - ✓ 両規模とも、⑧大学全体への外部評価、⑥学生からの組織的意見聴取は、実施・改善寄与率とも高い
  - ✓ ⑤教育開発やFDの専門家の配置は、改善寄与率高いが、規模により、実施に差
  - ✓ ③IRの活用は、規模により、実施・改善寄与率に大きな違い

調査結果のまとめ

- **実施率**
  - ✓ 規模により、改善効果は高くても，実施率に差がある取組みがある。
    - ◆ 教育開発・FD等の専門家の配置、専門家による外部評価，学修経験の蓄積（ポートフォリオ等），学習評価の基準（ルーブリック等）の設定・活用
- **改善への寄与率**
  - ✓ 規模に関わりなく有効な取組み，学生の学習成果の向上につながる取組み
    - ◆ シラバスの検証，専門家・学生・学外者からの評価（外部者の評価）
    - ◆ 学修評価の基準（ルーブリック等）の設定・活用
- **IRの活用の難しさ→教育の質保証の３側面を結びつける**
  - ✓ データによって全体を俯瞰し，「３側面」の各取組みを関連づけるために不可欠。
  - ✓ 評価部門，執行部門ともに，IR機能の活用方法の蓄積が少ない。
  - ✓ 目的・課題の明確化，データ基盤の整備，IR人材の育成等の条件がある。
- **各取組みの成果を可視化する全学的なアセスメント・プラン**
  - ✓ 個別の取組みの相互関係を示した「全学の教育の設計図」を持っているか。
    - ◆その取り組みは，何を改善するのか。個々の改善は全体の改善に資するのか。
    - ◆各大学の教育改善のストーリー（仕組み）との整合性、ロジックの一貫性

出典）「ハンドブック」pp43～48

Ⅲ　ハンドブックの編集を終えて（私見）

～「調査結果のまとめ」から，継続的改善活動を進めるために

© MEIJI University All Rights Reserved

①誰がアセスメントを始めて，誰が完結させるのか

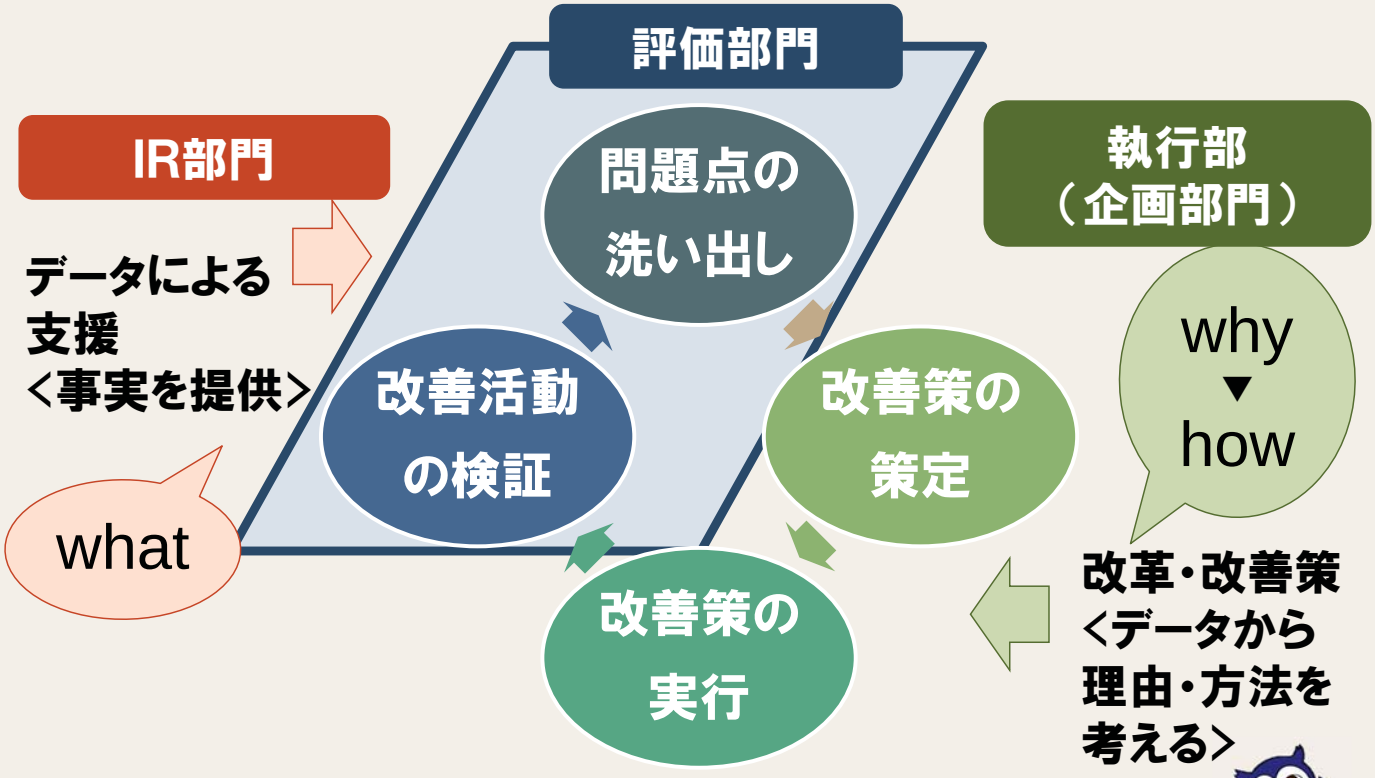

出典）藤原宏司（2015）「継続的改善活動におけるIRの役割」第７回EMIR勉強会資料から作成

© MEIJI University All Rights Reserved

②何を改善するのか→PDCAの誤用はないか

上位アウトカム

中間アウトカム

アウトプット

プロセス・活動

インプット

理念・精神

組織のアウトカム（将来像）

教育目標（LO）・学位水準

教育の結果

方針の見直し？

手段の改善！
（中止・修正・代替…）

シラバスの組織的な点検

教育課程・内容

授業評価

IR・ITとの活用

個々の授業方法・内容

ルーブリックの活用

経営資源（教職員・施設・予算・ガバナンス）

© MEIJI University All Rights Reserved

③アセスメントプランから，教育改善を考えているか

① 質保証活動

② 問題の洗い出し 改善策の検討

③ 教育改善の実践

学習経験の蓄積の検証

ルーブリックの活用

シラバスの組織的な点検

学生調査・卒業生調査

授業評価アンケート

GPAデータの検証

外部評価の活用

単位数に見合った時間数の学習をしている，させている？

改善情報

教育目標に沿った就職先・進路に進んでいる？

方　針

思い・直感
慣例・都合

科目増設・改廃？

教員新規任用？

© MEIJI University All Rights Reserved

④教育の3つのレベルのデータは連携しているか

①質保証活動 → **②問題点の洗い出し**

IR/統合データ基盤 → **縦割り → 横断的業務**
個人PC/統計 → 一元管理

出典）佐藤　仁（2010）「評価室から展開するIRの可能性と限界」，2010年度大学評価担当者集会報告資料を参考

© MEIJI University All Rights Reserved

内部質保証の捉え方：社会は何を求めているのか（p.86）

▼ハンドブックでは，3つの観点

- PDCAサイクルを活用した検証と改善
- 自らの教育水準に関する説明責任
- これらプロセスの恒常的・継続的実施

~~認証評価に対応~~
~~教育情報の公開~~
~~点検・評価のルーチン化~~

▼順序があり，統合されているもの

- **継続的に，教育の水準を検証し，改善を図っている姿・成果を，社会に説明する**
  - ➢ 改善している姿→資源やアウトプットではなく，**教育のアウトカム**を示す
    - 学習による学生の能力の変化を示す
    - どのような手段（教育課程・方法，学習支援など）が効いたのか
    - 効いた手段と効かなかった手段を判別し，「再設計」しているか

© MEIJI University All Rights Reserved

参考文献・参考資料

- 高等教育のあり方研究会内部質保証のあり方に関する調査研究部会（2015）『内部質保証ハンドブック』公益財団法人大学基準協会
- 藤原宏司，大野賢一（2015）「全学統合型データベースの必要性を考える」『大学評価とＩＲ』（第1号）大学評価コンソーシアム
- 鳶田敏行，小湊卓夫他（2015）「評価・IR担当者に必要な知識・スキルに関する考察」 日本高等教育学会第18回大会　報告資料
- 藤原宏司（2015）「継続的改善活動におけるIRの役割」第７回EMIR勉強会報告資料
- 山田　勉（2013）「質保証は絵空事か―第２期認証評価実践上の課題―」『大学評価研究』（第12号）大学基準協会
- 高田英一，森雅生他（2013）「国立大学法人におけるＩＲの機能・データベース・組織のあり方について」『大学評価研究』（第12号）大学基準協会
- 鳥居朋子，川那部隆司，石本雄真（2013）「大学アドミニストレータの視点から考えるIR開発の課題」京都大学第19回大学教育研究フォーラム 報告資料
- 佐藤　仁（2010）「評価室から展開するIRの可能性と限界」，2010年度大学評価担当者集会報告資料
- 大学評価・学位授与機構IR研究会（2012）『IR実践ハンドブック－大学の意思決定支援－』玉川大学出版部
- 小湊卓夫（2007）「国立大学法人におけるインスティテューショナル・リサーチ組織の特質と課題」『大学評価・学位研究』（第5号）独立行政法人大学評価・学位授与機構
- ハリー・P．ハトリー（2004）『政策評価入門ー結果重視の業績測定』東洋経済新報社

© MEIJI University All Rights Reserved

Making Campus Decisions Better

Thank you for your attention.

明治大学

明治大学評価情報事務室　山 本 幸 一　ma94004@mics.meiji.ac.jp

© MEIJI University All Rights Reserved

関西学院大学
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

内部質保証システムの導入
～その課題、そして具体的な施策へ～

大学基準協会「大学評価シンポジウム」 於アルカディア市ヶ谷　2015年10月9日

関西学院大学准教授　江原昭博

本日の発表

1、内部質保証が求められる背景

2、内部質保証の現状

3、内部質保証の構築

4、関西学院大学での実践

5、内部質保証のこれから

＜1−1＞内部質保証の背景：認証評価

- 質保証の第一ステージ
  - 認証評価制度の導入
  - 教職員への直接的なFD、SD
  - シラバス、GPA、CAP制度、学生調査
- 認証評価の第１サイクルにおける課題（2004～2010年度）
  - 自己点検・評価の方法・体制・結果の活用が不十分
  - 点検・評価報告書の作成が自己目的化

＜1−2＞内部質保証の背景：認証評価

- 質保証の第2ステージ
  - 情報公開の義務化とエビデンスの可視化
  - 組織的なIR機能によってマネジメントを促進
  - 学修成果、ルーブリック、ポートフォリオ
- 認証評価の第２サイクルにおける課題（2011年度～）
  - 自己検証システムでPDCAを回す内部質保証システムの構築
  - 受審大学の3分の1が内部質保証に何らかの問題点

＜1-3＞内部質保証の背景：学士課程改革

- 2008年：「学士課程答申」
  - 「学士力」、「3つの方針」、「PDCA」、「内部質保証」
- 2012年：「質的転換答申」
  - 「内部質保証による教学マネジメントの確立」
- 2014年：「高大接続答申」
  - 「教育課程の体系化、内部質保証重視の評価、ガバナンス改革」
- 内部質保証と3つの方針の擦り合わせ
  - 学位授与方針（Diploma Policy）
  - 教育課程編成・実施方針（Curriculum Policy）
  - 入学者受け入れ方針（Admission Policy）

＜2-1＞内部質保証の定義（1）

- 「内部質保証」（Internal Quality Assurance）とは、PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセス。
  - 大学基準協会「大学評価ハンドブック（2014（平成26）年度申請大学用）」4頁

＜2-1＞内部質保証の定義（2）

- 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。
  - 大学基準10:「内部質保証」

- 大学の質を保証する第一義的な責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続を明確にする必要がある。また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革につなげることが重要である。
  - 大学基準の解説:「内部質保証」

＜2-2＞大学基準協会による体系図

内部質保証システム体系図＜例＞

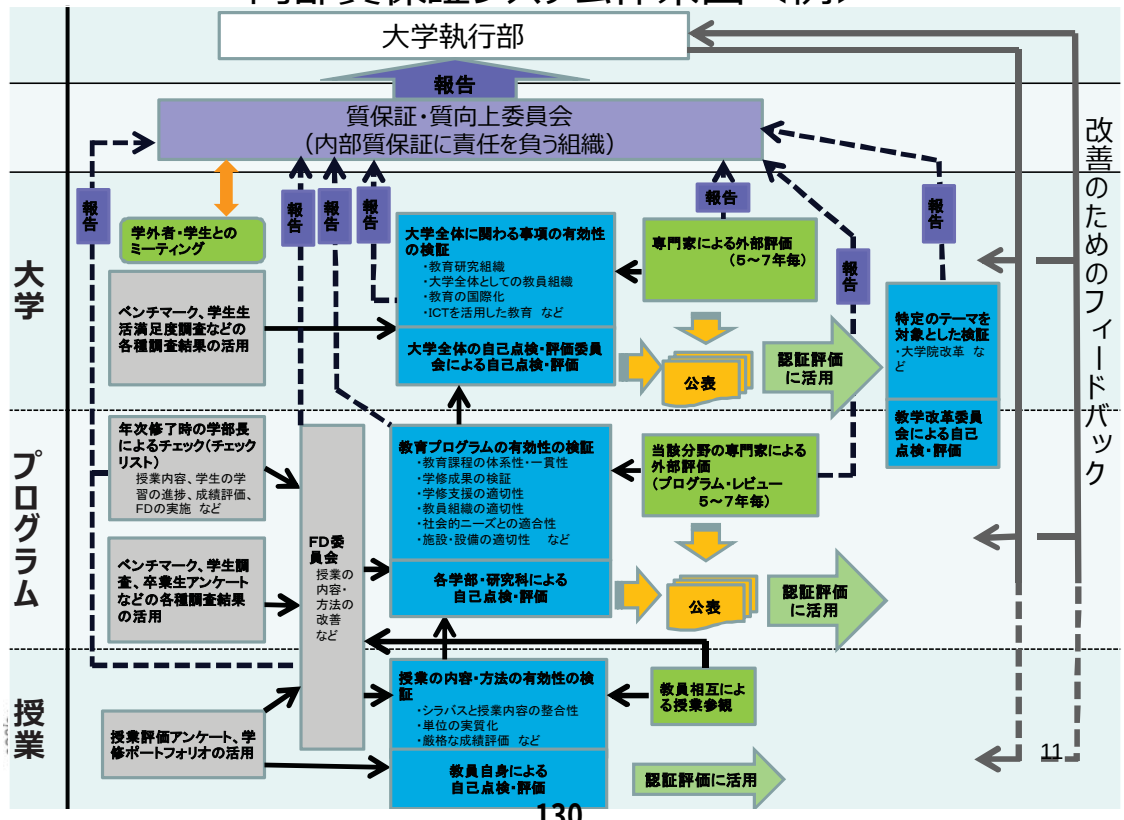

＜2-3＞協会による内部質保証の3レベル

機関レベル	大学全体の事項の 有効性の検証
プログラムレベル	教育プログラムの 有効性の検証
授業レベル	個々の授業に関する 有効性の検証

＜2-4＞内部質保証の現状（1）：実施主体

機関レベル	法人/執行部
プログラムレベル	学部/教授会
授業レベル	授業/教員

＜2-4＞内部質保証の現状(2):実施主体

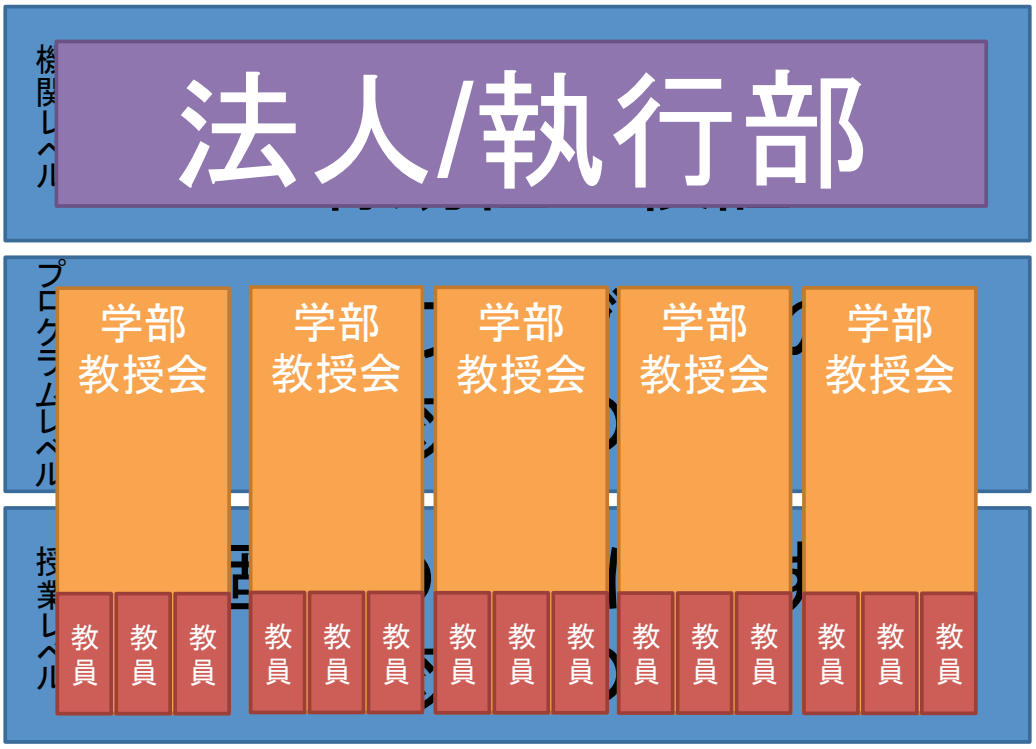

＜2-4＞内部質保証の現状(3):現実

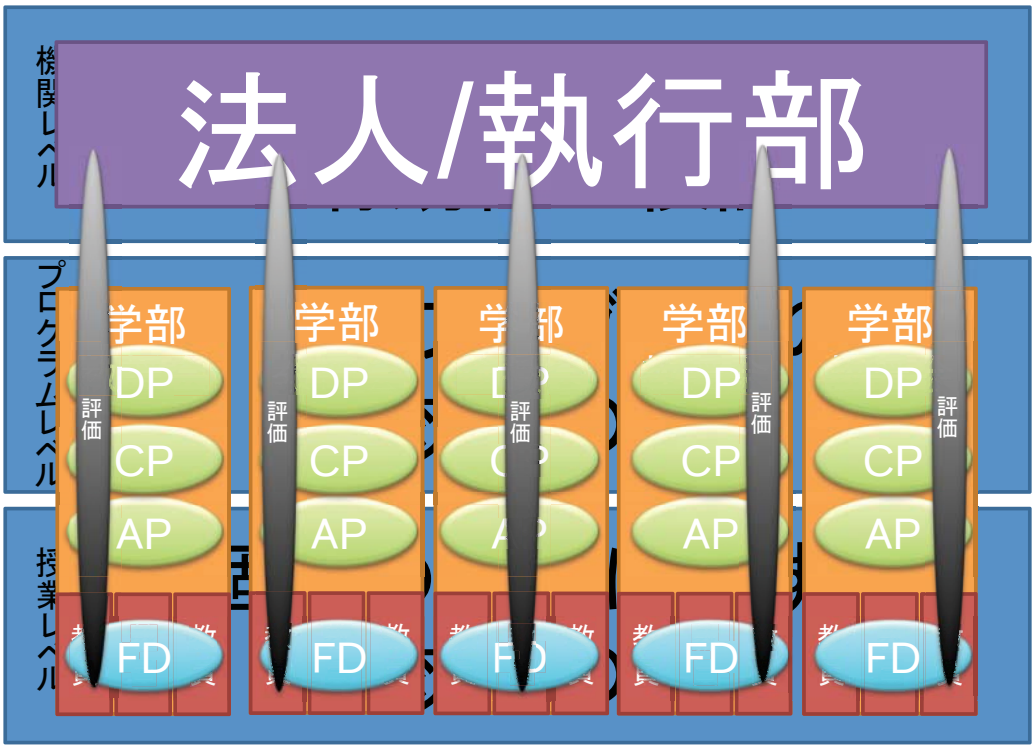

＜2-5＞内部質保証のひとつの理想図

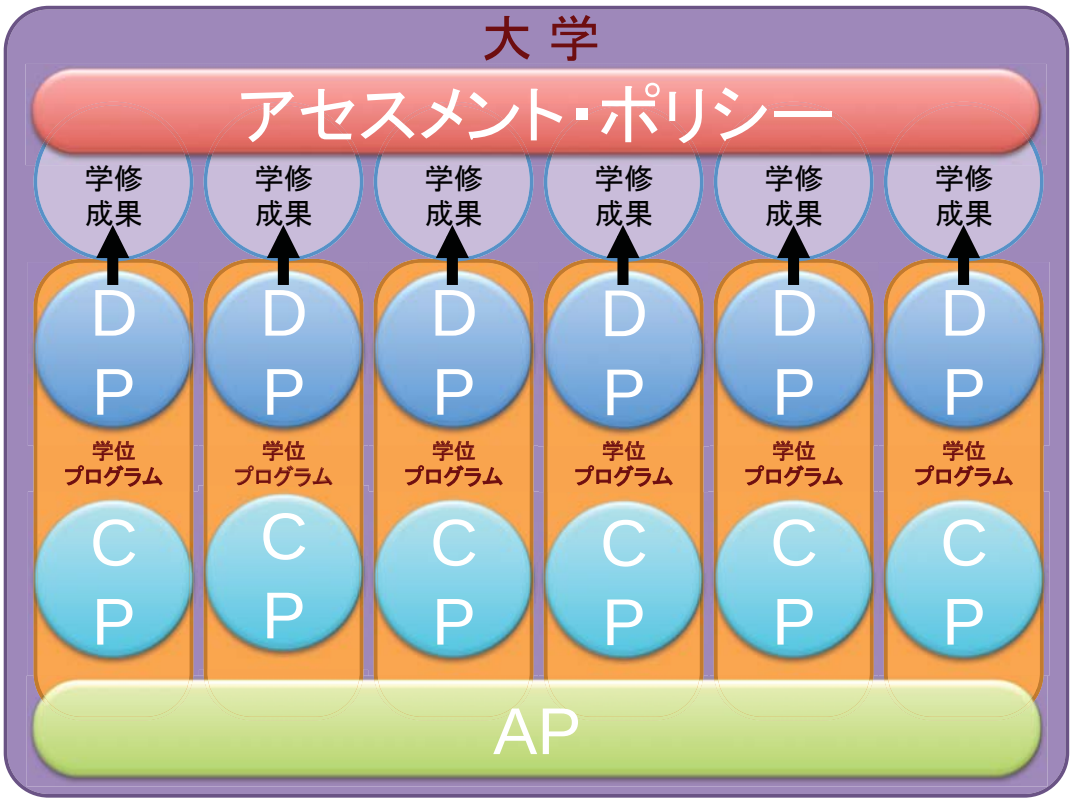

＜2-6＞内部質保証の現状：調査結果（1）

- 第1回アンケート調査
  - 2013年11月実施、768大学対象
  - 回答率59.5%（国立57、公立57、私立343、合計457大学）
- 第2回アンケート調査
  - 2014年3月実施、768大学対象
  - 回答率49.3%（国立51、公立43、私立284、合計378大学）
- 実地調査
  - 2014年6月から、国公私立8大学を対象に訪問調査

＜2-6＞内部質保証の現状：調査結果（2）

- 第１回アンケート調査
  - 貴大学では、「内部質保証」をどのようなものとして捉えていますか。貴大学が考える「内部質保証」を具体的に説明してください。
  - 質の改善：34%、質の改善と保証：36%、質の保証：13%
- 第2回アンケート調査
  - 全学的検証の実施率は義務的なもの以外は低い実施率
  - 「IRのための組織の活用」が実施率、寄与率ともに低いことの意味
- 実地調査
  - 2009年の調査からどのように進んできたのか検証する必要あり

＜2-6＞内部質保証の現状：第１サイクル

外部から要請

認証評価
（義務）

：

内部で応答

自己点検評価
（義務）

＜2-6＞内部質保証の現状：第2サイクル

外部から？

認証評価
（義務）

：

内部で？

内部質保証？
（？）

＜3＞内部質保証の構築：踏まえること（1）

- 他律的評価から自律的活動へ（自律性）
- あくまでも主体的な活動であること（主体性）
- 各大学の状況に合わせた独自の方策（独自性）
- 手段と目的を混同せず、実質化する（実質性）
- 目標と責任を明確化し、真に機能させる（機能性）

＜3＞内部質保証の構築：踏まえること（2）

- 「PDCAによる検証と改善」を達成するために
  - 検証システムと改善システムの違い
- 「情報公開と説明責任」を達成するために
  - 広報、評価、企画、財務・総務、教務等の統合的マネジメント
- 「継続的、恒常的プロセス」を達成するために
  - 各局面、各施策における担当部局の明確化
  - 権限と責任の明確化＝事務手続きの規定化
  - 教学マネジメントに資するガバナンス体制の構築

＜3＞内部質保証の構築：PDCAサイクル

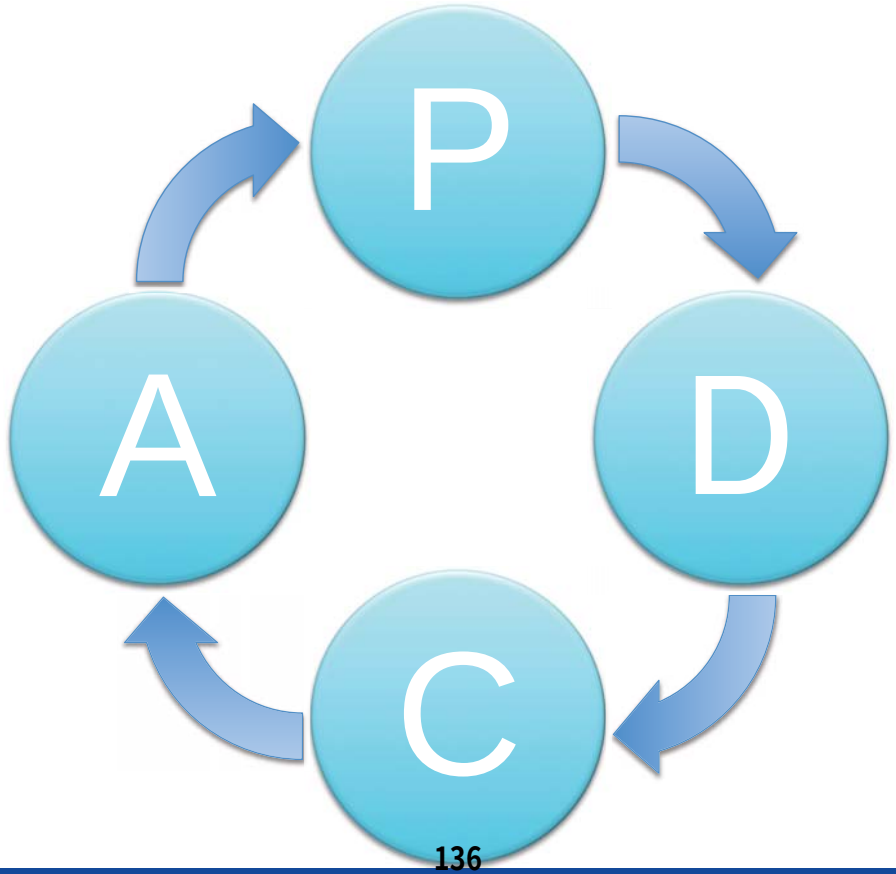

＜3＞内部質保証の構築：PDPDサイクル

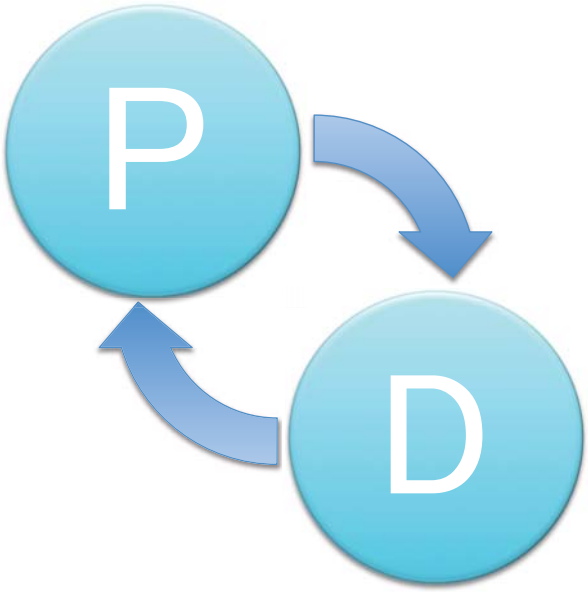

＜3＞内部質保証の構築：PDCサイクル

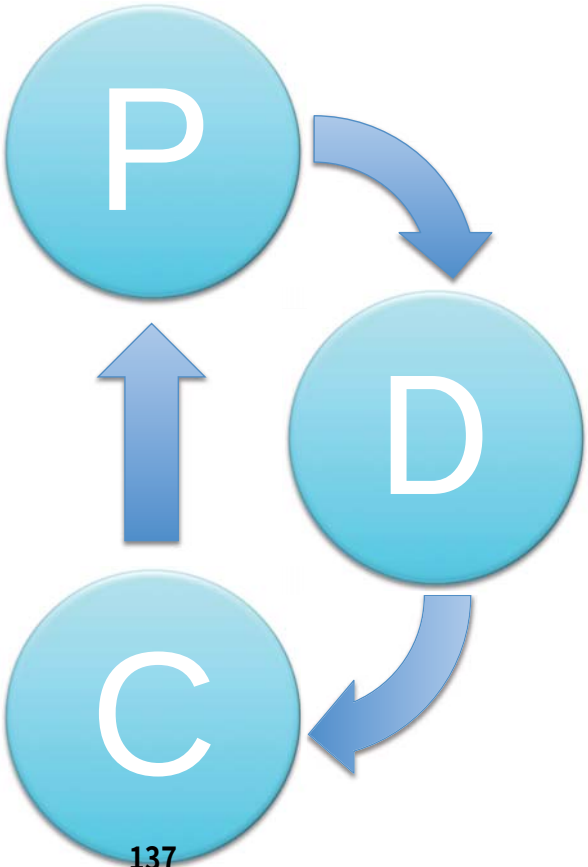

＜3＞内部質保証の構築：PDCAサイクル

＜4＞本学における実践（1）

＜4＞本学における実践（2）

前期 の成果検証

各施策担当部局と推進事務局で、振り返りを実施するとともに、2014年度以降（後期以降）にどうしていくべきかを検討。
右記のマークを付け個別を実施しました。

凡例	検証内容	施設管理を継続する	後期もアウトプット評価を継続する	概要結果
前期実施計画・実業	前期で完了するもの	×	×	完
	前期で終了し、後期では通常事務のなかで取り組むもの（前中期としては前もないが、後期、工部の観ももの）	×	○	終
	後期もそのまま継続するもの（実業の場合は実施計画への移行をあきらめるもの）	○	○	継
	後期は、内容を改変したうえで継続するもの	○	○	改
	学内情勢や環境変化に対応し、いったん計画を凍結するもの	×	×	凍
	学内情勢や環境変化に対応し、計画自体を廃止するもの	×	×	廃

注：以下の進捗管理（工程段階）は、下の基準を参考に各担当部門が主体となって評価したものです。

内容	施策	実施計画	工程段階 20%	40%	60%	80%	100%	概要結果
教育	「KG学士力」定義	実施						終
	全学共通教育プログラムの創設	実施						終
	英語力の飛躍的向上	実施						終
	語学教育の全学提供化	事業						実
	履修単位数制限、成績評価の厳格化	実施						終
	MDS、JD制度の拡大	実施						終
	ディプロマ・ポリシーの定義と質保証システムの構築	実施						終
	全学共通プログラム推進組織の設置	実施						完
	グローバル人材育成推進事業（全学推進型）	実施						継
	高等教育推進センター設置	実施						継
	ST比の改善策の検討	事業						凍
	TA、LA制度の検討と立案	実施						終
	全学的な学生共同学習スペースの確保	実施						改
	総合的学生支援策の立案相織と仕組みの設計	実施						改
	課外活動団体の交流促進	実施						継
	課外活動応援への支援の強化	実施						終
	指導者の雇用体制および指導環境の確立	事業						凍
	正課教育と課外活動との両立の促進	実施						終
	寄宿舎（寮）関連施設の整備検討	実施						継
	支給奨学金の拡充／貸与奨学金の目的特化	実施						継
	キャリア教育の充実	実施						終
	総合体育館・学生課の窓口統合	実施						完
	総合体育館・旧学生会館建て替え又は改装	事業						継
	キャンパス自立支援課・学生支援センター統合	実施						完
ICT	教育のICT化の政策提言能力を持った組織の強化	実施						完
	LMSの導入・運用	実施						継
	ポータルサイトの構築	実施						凍
	e-Portfolioと学習到達度自己評価システムの構築	事業						改
	e学生台帳の導入	事業						凍
研究	研究コーディネータ制度を導入	実施						終
	研究統合データベースの整備	実施						改
	大学院教育の充実	実施						終
連携推進	社会連携センター機能強化策	実施						継
	国際戦略本部の設置	実施						完
国際化	大学の世界展開力強化事業の推進	実施						改
	海外協定大学の増加	実施						改
	海外拠点の設置	実施						改

内容	施策	実施計画	工程段階 20%	40%	60%	80%	100%	概要結果
国際化	海外客員教員制度見直し	実施						終
	海外広報の拡充	実施						終
	海外協定大学とのJD/DD制度の拡充	実施						改
	国連NPO/NGO法人等との連携強化	実施						改
	英語のみによる学位コースの設置	実施						改
	英語による授業提供（全学部）	事業						改
	日本・東アジア研究プログラムの拡充	実施						改
	交換留学生受け入れの拡大	実施						改
	学部正規留学生受け入れの拡大	実施						改
	大学院正規留学生受け入れの拡大	実施						改
	9月入学と3.5年卒業制度の確立	事業						継
	留学生経済的支援の拡大	実施						終
	日本語教育センターの創設	実施						完
	留学生宿舎（借り上げ）	実施						改
	留学生宿舎（建築・買上）	実施						終
	留学生総合サポートセンター室の設置	実施						終
	海外への学生派遣の推進	実施						改
教育・合同等	一貫性と内実性を備えた学校体系	実施						完
	同窓会・後援会との協力関係強化	実施						改
	KSC戦略本部の設置	実施						改
	KSC統一コンセプトの立案・発信	実施						終
	理系分野の強化・充実策の検討	実施						終
	キャンパス全体のゾーニング	実施						終
KSC	KSCコモンズ（仮称）の建設	実施						改
	ドミトリーの設置	実施						終
	KSCに特化した奨学金	実施						終
	交通アクセスの整備	実施						継
	社光施設の建設	事業						終
	その他アメニティ向上策の検討	事業						終
システム・評価	新たなガバナンス体制の構築検討	実施						終
	現行人事制度（職員）の再構築	実施						完
	人事評価制度（教員）の検討	事業						凍
連携・ミッション	ミッション展開プロジェクトチームの設置	実施						完
	ミッション浸透策のマスタープラン立案と推進	実施						改
戦略・戦略	ブランド戦略の明確化	実施						終
	新基本構想の広報	実施						終
職人・結試	入試施策の充実	実施						終

■工程段階（構想から実施までのどの段階にあるか）…20%：構想段階　40%：実業として承認　60%：実施計画として承認　80%：プログラム、制度、施設等の具体的計画が完成、または施策を構成する個別計画のうち半分以上が100%到達　100%：プログラムの開始、制度の創設、制編の設置、施設の完成、具体的計画が学内委員会等の承認、または施策を構成する個別計画のすべてが100%達成、または個別計画の年度ごとの数値目標が設定されている。

後期 新中期計画へ

Progress Report of The New Medium-term Plan 2014-2018
新中期計画進捗報告

後期は、40施策（うち6施策凍結）でスタートを切ることになりました。新基本構想・新中期計画のスタートから5年が経過し、外部環境の変化に対応するため、目標の再設定や施策内容見直しも必要となっています。後期では、時間の経過とともに出てきた歪みや綻びを是正するローリング活動を通じて、体系の見直しを進めていきます。

■成果検証のロジックモデル

■後期新中期計画　施策一覧（2014年4月現在）

カテゴリー	後期施策名	概要
ミッション深透	ミッションの学内浸透施策の推進	改定
総合学園	同窓会・後援会との協力関係強化と同窓意識の図書	改定
	KSC戦略本部の継続運営とKSC事務機能の強化	
	アカデミックコモンズにおける学生支援	
	定通アクセスの整備	継続
研究	研究総合データベースの整備	改定
社会連携	社会連携センター機能強化策	継続
教育（学生支援）	課外活動団体の交流促進	継続
	寄宿舎（寮）関連施設の整備検討	
	支給奨学金の拡充／貸与奨学金の目的特化	
	総合体育館・旧学生会館建て替え又は改装	
	KGTV（仮称）の創設	新規
	「障がい学生支援研究部門（仮称）」の設置	
	国際環境の整備（学生支援相談室の国際室拡張）	
	学生支援相談室専任（教員）カウンセラーの配置	
教育（教務）	グローバル人材育成推進事業（全学推進型）	継続
	高等教育推進センター設置	
	全学的な共同学習スペース利用の活性化	
	IRによる学生の質保証	改定
	e-Portfolioの構築	
	e学生台帳の導入	凍結
	エンロールメント・マネジメントの実施	新規
ICT	LMSの導入・運用	継続
国際化	大学の世界展開力強化事業	改定
	海外協定大学の増加	
	海外拠点の設置	
	海外協定大学とのダブルディグリー留学の拡充	
	国連および国際機関・国際NPO/NGOとの連携強化	
	英語による授業提供および学位を授与する体制の整備	
	留学生の受入れの推進	
	9月入学制度と3.5年卒業制度の確立	継続
	留学生宿舎の安定確保	改定
	海外への学生派遣の推進	
	欧州法人がASEANの国際戦略	新規
	国際化を担える職員の育成	

※「人事評価制度（教員）の検討」「国際戦略の全学展開化」「ST比の改善策の検討」「国連者の雇用体制および指導環境の確立」「ポータルサイトの構築」については凍結。
「e学生台帳の導入」は、高等教育推進センターで検討している為、一旦に実施

＜4＞本学における実践（3）

総合私立大学の先駆となる「関学モデル」を提示：
学長がマネジメントにおいて総合的なリーダーシップを発揮できる体制を確立

ガバナンス改革（たすきがけ）

〈 経営と教学の一体化 〉〈 迅速な合意形成 〉

理事長　学長（副理事長）
常任理事＝副学長（6人）
兼務

学院総合企画会議（最重要事項）	常任執行会議（業務執行）

総合的マネジメントの実現（経営の質の向上）

学院全体の計画
財政、人事、情報環境、施設建設

連動性強化

新基本構想
＜6つのビジョン＞
ビジョンを実現させる具体的な施策
新 中 期 計 画

連動性強化

各部局の計画
各機構、各部署、各学部・研究科

各計画が高度に連動する**「中期総合経営計画」**の策定（平成29年～31年）
→本構想47施策を含め、全学的に推進

総合企画室の新設

理事長・学長のリーダーシップを支え、総合的マネジメントを実現するために、諸計画の連携推進、PDCAサイクルの強化、データ活用等について高度な専門知識・技能を有する事務組織を新設し、真の教職協働を実現する。

データに基づくマネジメントの推進（IR）

大学評価に関する基礎データ、新中期計画のアウトプット評価、他校とのベンチマーク、学習に関する調査等の多様なデータを収集しており、今後はそのデータを充実し、経営・教学のマネジメントに活用するための環境を整備する。

＜4＞内部質保証の実践（5つの具体化）

- 「規程化」
  - 大学という組織の特性上まっさきに、特に会議体の確定
- 「組織化」
  - 人事、特にデータのわかる人員と意思決定権者の確保が鍵
- 「可視化」
  - データ活用、数値化、IR、情報系の統合、部局間の協働
- 「資金化」
  - 財務、総務、施設部門の協力、権限の裏付けと表裏一体
- 「日常化」
  - これらの活動をプロジェクトにとどめずルーティンに落とし込む

＜5＞今後想定される内部質保証の展開

- 認証評価第3サイクルにおける立場
  - 内部質保証に関する情報提供
  - 各種研修、研究会の実施
  - 協会データベースの開発、運用
- 各方面との対応
  - 個別大学での実践
  - 国内他大学との協働
  - 国際的に通用する内部質保証の構築
- 分野別質保証との兼ね合い
  - 他評価機関との関係、および参照基準との関係の明確化

＜5＞第3サイクルへ向かう内部質保証とは

認証評価 ： 内部質保証

参考文献

- バートン・クラーク, 1994,『高等教育システム：大学組織の比較社会学』, 東信堂.
- 中央教育審議会, 2005,『我が国の高等教育の将来像』(答申).
- 中央教育審議会, 2008,『学士課程教育の構築に向けて』(答申).
- 大学基準協会, 2009,『内部質保証システムの構築』.
- 中央教育審議会, 2012,『新たな未来を築くための 大学教育の質的転換に向けて』(答申).
- 金子元久, 2013,『大学教育の再構築』, 玉川大学出版部.
- 大学基準協会, 2015,『大学評価ハンドブック』.
- 早田幸政, 2015,『大学の質保証とは何か』, エイデル研究所.
- 大学基準協会, 2015,『内部質保証ハンドブック』.

ご意見、ご質問は懇親会で、もしくは下記へ

関西学院大学 准教授
江原昭博
ehara@kwansei.ac.jp

大学の教職員に対する提言

～「内部質保証」をどう捉え、どう取り組むか～

大森　不二雄
（首都大学東京　大学教育センター）

JUAA　大学評価シンポジウム
パネルディスカッション：「今、内部質保証を考える」
2015年10月9日

『内部質保証ハンドブック』第3章第2節　pp.91-102

内部質保証体制の運用の在り方（提言2）

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

総　論　　p.91

第１章及び第２章並びに本章第１節を踏まえ、本節では、大学の教職員に対し、「内部質保証」をどう捉え、どう取り組んでいただくことが望ましいか、できるだけ分かりやすく、率直な語り口で、提言を行いたいと思います。

我が国では、「内部質保証」の重視が謳われるようになったものの、この概念への本質的な理解が進まないまま、大学は文部科学省や認証評価機関に求められた「業務」として「対応」する傾向にあると言えましょう。このような現状のまま、内部質保証のノウハウやツールだけに着目しても、望ましい結果をもたらしません。本節は、大学への提言として、内部質保証は、外部から要求された付加的業務ではなく、大学教育が本来の使命を果たすための営みそのものであることを理解いただくことを目指しています。

以下の提言は、総じて、内部質保証が意義の実感できない業務負担に堕してしまうことなく、大学教育と学生の学びを実質化していくプロセスとして機能するにはどうしたらよいか、という課題認識で首尾一貫しています。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜1＞ 内部質保証は、認証評価への対応ではなく、貴学の「学生の学修成果」を向上させたいとの「教職員の願い」を出発点とすることが大切です。　pp.91-93

国内外を問わず、内部質保証に成功している大学は、たとえ当該大学が内部質保証という言葉を使っていなくとも、例外なく自学の学生の学習の充実と「学修成果」の向上を目的として、様々な教育改善のための仕組みを整備し、創意工夫を活かした教育実践に取り組んでいると言えます。そうしたグッド・プラクティスは、決して認証評価その他の大学評価への対応を自己目的化した業務の取組みではありません。

貴学のほとんどの教員・職員が貴学の学生に有意義な学びを達成してほしいと願っていることと思います。その願いの共有こそ、貴学の内部質保証の取組みの出発点とすることが大切です。

その願いの実現のためには、学生の学習を質・量両面で充実しなければなりません。・・・「質的転換答申」・・・が、受動的な受講から能動的な学修（アクティブ・ラーニング）への質的転換を掲げ、そのための要件として学生の学修時間の増加・確保を求めたのは、そうした課題認識があったからです。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜2＞ 内部質保証は、自己点検・評価の別名ではなく、「学位プログラム」の設計・管理・評価・改善のPDCAサイクル全体の営みであるとの理解を共有しましょう。

pp.93-94

我が国の大学教育の質保証にとって、時代を画する政策文書は、・・・学士課程答申・・・です。・・・「3つの方針（ポリシー）」の明示を求めるとともに、・・・学修成果に関する参考指針として「学士力」を示すなど、・・・改革を迫りました。また、「内部質保証」という用語が国の政策文書に初登場したのも、この学士課程答申においてでした。これは偶然ではありません。

「3つのポリシー」の策定が目指すものは、世界的趨勢ともいえる学修成果に基づく「学位プログラム」の体系化によって大学教育の質を保証することです。学位プログラムの「体系化」とは、意図する学修成果を生み出せるよう、プログラムの構成要素である教育課程、教授・学習活動、成績評価等を相互に整合させ、システム的に統合することです。・・・換言すれば、学位プログラムの体系的構築は、内部質保証の根幹をなすものとも言えます。

学位プログラムの自己点検・評価は、それ以前にプログラムの設計・構築及び実施・管理を必要とします。そして、自己点検・評価で終わるのではなく、改善・改革に結び付かなければなりません。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜3＞「評価」の前に「設計」及び「管理」が内部質保証にとって極めて重要です。

pp.94-95

第2章で紹介したアンケート調査結果の考察から、多くの大学において内部質保証が自己点検・評価の別名であるかのように捉えられている傾向が窺えます。しかし、ここで強調すべき点は、「評価」以前に、学位プログラムの「設計」（デザイン）こそが内部質保証の起点となり、「管理」（マネジメント）が適切に行われなければならないということです。・・・既設プログラムであっても、以下に述べる「設計」の観点から見直すことによって、プログラムの改編が必要になる場合があります。

3つのポリシーとは、煎じ詰めれば、入口としてどこのどのような人々を対象とし（AP）、出口として社会・経済においてどのような役割・職務を担う人材に育成するため、どのような知識・能力等を獲得してもらうべく（DP）、どのような内容・方法の教育を行うか（CP）、という首尾一貫したロジックで統合された「筋の良い」プログラムをデザインするためのものです。

設計された学位プログラムが絵に描いた餅に終わらないためには、プログラムを適切に実施するマネジメントすなわち「管理」が大切です。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜4＞ 全学のみならず学部・研究科等においても「教学マネジメント」とガバナンスを確立することが肝要です。 pp.96-97

質的転換答申では、・・・「プログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る」（同答申p.20）と述べるとともに、「各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価」（同答申p.22）を要求しています。「学修成果」、「学位プログラム」、「教学マネジメント」、「内部質保証」という4つの概念の強い関連性を示しています。

また、両答申からは、「学部・学科等の縦割りの教学経営」から「全学的な教学マネジメントの確立」へという課題認識も看取できます。・・・この問題意識自体は、正鵠を得ている面があります。しかし、多くの大学において学位プログラムを担う主体が学部・学科等であるという現実に照らせば、全学レベルのみならず、学部・研究科等及び学科・専攻等のレベルにおいても、「教学マネジメント」と「ガバナンス」の確立が必要であることは論を俟ちません。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜5＞ 全学レベル（マクロ）、プログラムレベル（ミドル）、授業レベル（ミクロ）をリンクさせましょう。 pp.97-98

大学執行部、学位プログラム及びその担い手たる学部・研究科等、個々の教員が担う授業科目、これら3つのレベルが相互にリンクされなければ、教育の内部質保証は絵に描いた餅となります。

リンクを実現するための実効性のある具体策の一つは、シラバス改善の組織的取組みではないかと考えられます。・・・学部・研究科等は、・・・学位プログラムにおける当該科目の役割に照らして、シラバスの記載内容を点検し、必要な修正を求めることができます。・・・これは、単なるシラバスという文書の修正ではなく、授業実践・・・そのものの修正を意味します。

シラバスにおいて、教員は・・・授業時間外の学習を促すよう工夫し、大学や学部・研究科等は授業外学習について記載を求めることが可能です。さらに、教員は授業方法が学生の能動的学修・・・を促すよう工夫し、大学や学部・研究科等は授業方法の特色について明記を求めることが可能です。

学修成果に基づく授業デザインのツールとして、シラバスは大きな可能性を持っているはずです。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜6＞ 評価ツールその他の小道具よりも、全体としてのロジックとストーリーが大切であり、貴学独自の質保証の物語を考えてみて下さい。　pp.98-100

学生の学習状況の調査、学習到達度のアセスメント・テスト、ルーブリック、ポートフォリオ等の評価ツール、並びに、CAP制、ナンバリング等の小道具は、それぞれ有用・有益であることは間違いありません。しかし、個々のツールや小道具の幾つかを脈絡もなく導入さえすれば、内部質保証が実現するというものではありません。

内部質保証の仕組み・プロセスは、貴学ならではの物語（ストーリー）として語り得るものでなければなりません。本学では、このような仕組みをこのように動かすことによって、学生の学習を充実させ、学修成果を向上させています、という首尾一貫したストーリーです。

ある大学では、教育について高い目標を掲げ、手厚い学習支援体制及び自学自習環境、・・・プロジェクト学習等の具体的な取組みがシステマティックに究極の目標に向けて組織化されています。ポートフォリオシステムという評価ツールも、そうした全体的な教育システムの中に自然な形で埋め込まれているからこそ、大きな意味を持つのです。

2015年10月9日　Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

学士課程答申及び質的転換答申が求める貴学独自の質保証ストーリー

＜6＞より　p.99

2つの答申からの最重要のメッセージをあえて要約すれば、・・・学生が卒業後の社会で求められる知識・能力等を期待される学修成果として特定し、そうした学修成果を生み出せるよう、教育課程、教授・学習活動、成績評価等を見直し、必要な修正・改善を加え、学位プログラムとして構築し直すこと、教授・学習活動においては学修時間の増加や能動的学修への転換を重視すること、学位プログラムの設計・実施・評価・改善のPDCAサイクルを不断に機能させること、これらを可能にする全学及び学部等の教学マネジメントとガバナンスを確立すること、以上のような全体として首尾一貫したロジックに貫かれた教育改善・改革の仕組みとプロセスでしょう。

このような骨太のロジックを有する仕組み・プロセスは、・・・大学の多様性を踏まえると、各大学の個性を無視した画一的なやり方では実現しません。・・・貴学のミッション、学生層、教育研究の個性等を活かし得る継続的な自己改善の仕組み・プロセスを自ら考え抜いて、構築していただくほかありません。

2015年10月9日　Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜7＞ 内部質保証は、教員や教育組織を活性化し、教育におけるイノベーションを促進するものでなければなりません。 pp.100-101

大学教育の質保証の取組みが消極的なコンプライアンス（規範遵守）にとどまっているといった批判的分析は、例えば英国のような質保証の先進国においても見られます。内部質保証の誤った解釈により、機械的なチェックリスト方式で手続・基準の遵守状況を点検する等の官僚主義的なルールへの同調と同一視され、創造性や変化への感応の妨げとなってしまわないようにしなければなりません。

むしろ逆に、内部質保証は、各大学の個性・特色を活かした教育のイノベーションを促進する積極的な性格のものになるべきです。そのためには、学部・研究科等の教育組織や個々の教職員の新たな試みへのチャレンジを後押しするような前向き志向と柔軟性が重要です。言い換えれば、各大学が学内において涵養すべき質の文化は、減点主義ではなく、加点主義を基本とすべきです。・・・そうした前向き志向の内部質保証を機能させる教学マネジメントは、「変革のマネジメント」であるとも言えます。

 Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

＜8＞ 個々の教員の授業と学生の学習の営みにインパクトを及ぼし、学修成果志向の教育を実質化させることこそ、内部質保証の究極の目的です。 pp.101-102

大学においては、教育改善や質保証のための取組みが全学執行部レベルの名目的なポリシーにとどまってしまい、学部・研究科等の教育組織の営みや一般教員の意識・実践に実質的なインパクトをもたらしていないケースが往々にして見られます。これは、質保証がコンプライアンスにとどまり、学修成果に直接結び付く教授・学習過程にインパクトをもたらすに至っていない、すなわち、実質化していないということを意味します。

例えば、・・・「学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」に基づいてカリキュラムを設計し直すのではなく、逆に従来からのカリキュラムに合うようにこれらの方針を策定するペーパーワークとして処理されてきた現実もあるのではないでしょうか。

上記の＜1＞で述べた通り、内部質保証の究極の目的は、学生の学習の充実と学修成果の向上です。・・・肝心かなめのこのことが手続論・技術論の中で見失われてはなりません。学修成果志向の教育の実質化こそ、内部質保証の原点です。

 Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

おわりに：
「教学マネジメント＝内部質保証＝FD」
一体的・日常的な実施が理想像　＜3＞より　p.95

例えば、特定の学位プログラムに参画する教員その他のスタッフが一堂に会し、CPに基づく各科目の教育内容の相互点検を行うとともに、集団的討議に基づくガイドラインに沿って作成されたシラバス中の成績評価基準に則って厳格で一貫した成績評価が行われているかをチェックする会を定例化するなど、日常的・継続的な教育改善としての組織的FDのメカニズムを教育の実施体制の中に内蔵しているような在り方は、内部質保証にとって理想的な教学マネジメントであると言えるでしょう。

【付加コメント＝個人的見解】

- そうした「質保証・FD内蔵型の教学マネジメント」を学位プログラムごとに確立できるような、全学及び学部・研究科等のガバナンスを期待したい。
- 求められるのは、「同僚制」（collegiality）と「経営主義」（managerialism）の二項対立を超えた在り方であろう。

個人的見解

内部質保証に関する補　論

内部質保証の概念を日本で最初に使用!?

管見の限り、日本で最初に**内部質保証**の概念を学術論文で使用したのは、大森である。英国ノッティンガム大学及び豪州モナシュ大学のマレーシア校の事例分析において、「教学面については、基本的に大学本校がコントロールし、カリキュラム、試験、教員等の面で、**内的質保証**を図り、出自国の大学としての特性を保持しようと努めている」ことを明らかにした（大森 2005, p.173）。

大森不二雄，2005,「国境を越える高等教育に見るグローバル化と国家ー英国及び豪州の大学の海外進出の事例分析」『高等教育研究』第8集，157－181頁。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

「内部質保証」を広義に捉える

- 大森（2005）の用いた「内的質保証」（執筆当時，“internal quality assurance”の定訳は未だ無かった）は、カリキュラム、試験、教員等の教学マネジメントを通じて教育の質を確保することを意味している。
- このように，「内部質保証」について、「自己点検・評価」にとどまらず、「教学マネジメント」を包含する広義の概念と捉えれば、両者の関連性が明確に見えてくる。
- 質保証の先進国と言われる英国では、「内部質保証」は、「自己点検・評価」より広義の概念であり、日本でいう「教学マネジメント」を包含する概念であると言ってよい。

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

「内部質保証」と「教学マネジメント」

- 日本の高等教育政策においては、学位プログラム等を担う全学的な「教学マネジメント」の確立が課題とされ、認証評価では大学自身の責任で行う自己点検・評価による「内部質保証」の重視が謳われる。だが、各大学では、両概念の理解が進まないまま、それぞれ教育／評価業務として、別個の対応が行われる傾向にある。
- 一方、質保証の先進国と言われる英国では、内部質保証は、教学マネジメントを包含する概念として確立し、全国的な制度として、また各大学の学内システムとしても、定着している（ただし、必ずしも教員・学生の教授・学習に結び付いていないとの指摘もある。）。

参考文献：大森不二雄，2014，「教学マネジメントをめぐる日・英の政策動向―『経営』は『質保証』をもたらすか」『高等教育研究』第17集，pp.9-30.

 Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

「英国高等教育質規範」（UK Quality Code for Higher Education）
B部：アカデミックな質の保証及び向上
（内部質保証の観点からの教学マネジメントのグッド・プラクティスの指針）
Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)

- 第1章：プログラムの設計、開発及び承認
- 第2章：高等教育への募集、選抜、入学
- 第3章：学習及び教授
- 第4章：学生の成長及び学業に対する支援
- 第5章：学生のエンゲージメント
- 第6章：学生の成績評価及び入学前既修学習の履修認定
- 第7章：外部試験員制度
- 第8章：プログラムの監視及び見直し
- 第9章：教育に関する嘆願と学生からの苦情
- 第10章：他機関との提携による教育提供の管理
- 第11章：大学院研究学位プログラム

 Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

【閉会挨拶】

田中　優子
大学基準協会理事
法政大学総長

司会　それでは、最後になりますが、公益財団法人大学基準協会理事の田中優子よりご挨拶を申し上げます。

田中　大学基準協会理事で法政大学総長の田中優子と申します。今日は多くの皆様にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

先ほど、永田会長より、「大学評価、大学の対応性、独自性に沿った評価の方法をとっていかなければならない」というお話がありました。そして、その言葉に非常に期待をして、今日のシンポジウムを非常におもしろく、これから役立つこととして伺いました。

最初の言葉どおり、最後にはどのようにすれば、それぞれの大学の独自性に応えることができるのか、あるいは私たち自身が、自らの大学で、この目標をつくってそれを実現していくという仕組みを、どのようにすればつくっていかれるのか、ということをさまざまな側面から感じ取ること、また考えることができました。

まさにこの大学基準協会は、独自性、自主性、主体性、大学が外圧によって変わるとか、あるいは期待するということではなく、まさに自らその主体性に従って、大学をつくっていくために設立されたところで、また、その方向で推進されてきました。

しかし、お話のなかにも出てきましたように、いつの間にかそれが義務ではないか、というふうに思われ、特に教員の立場からですと、大変な負担に思えて、なぜそんなことをしなければならないのか、というふうな気持ちになっていったことは確かです。その気持ちのまま、外からの規制ということだけで行っていたのでは大学はよくなりません。

大学がよくなるということの意味は、学生が卒業するときに、ある種の学修成果をきちんと持って卒業することですから、私たちはそのことに責任があります。その責任を外部からの規制ということだけで考えていたら、その責任を果たすことができません。

まさに最後に出てきましたように、自らの大学のストーリーをつくっていくということ。そのことによって、執行部も教員も網の目の中で、マクロからミクロまで、私たちが主体的になっていくということ、ここに大学をよくし、学生の最後の学修成果を出していくことの意義があると思います。また総長としての全学マネージメントということに関心があり、まさに法政大学は代表大学として15の学部を抱え、それぞれが大変自主的に、意欲的にやっておりますが、総長として全体を把握す

るのは大変です。

全学マネジメントはどのようしていくべきかということを日夜考えていますが、先ほどのシンポジウムの江原先生のお話の中で、データの網の目ということ、これも私にとって非常に参考になりました。

つまり、教員たちには情報がありません。それぞれがそれぞれの立場で何かしようと思ったときに、全体の情報にアクセスできない。それを促してアクセスできるようにしながら、自主的にどういう規模の段階であろうと、自らが主体的に努力していけるよう仕組みをつくっていかなければならないと思います。

そういう具体的な手法、まさに私立大学は建学の精神から始まって、その歴史に至るまで、独自のものを持っています。そして今、迫られていることは、その自らの大学、それぞれの大学の独自性は何なのか、ということを自分たちで意識し、はっきりと形にして、それを学生の学習成果として出していかなければなりません。一律では困るわけです。

そういう時代に入ったときに、独自性をつくり上げながら、全学のマネジメントとして統轄していく。しかもそれが、個々の先生にとっては、上から降りてきたということではなくて、自らの教育、あるいは研究の才能を伸ばしながら、それができる学生をよりよく育てられる。そのようなことが一番理想的なのだろうと思います。

私達はそういう理想を諦めてはならないわけで、その理想に常に向かっていかなければいけません。そのためには、どういう方法が有効なのかということを常に検証しなければなりません。

そのためにそれぞれの大学の方法を学びあうという仕組みが大変大切ですし、また、自主的な取り組みを互いに支えあい、応援していく組織というものは、これからも極めて重要だと思います。

今日、私が感じましたのは、認証評価あるいは自己評価、さまざまなことがあります。まさにチェックリストがあります。本当に加点主義をとっていただくとありがたいのですが、そういう一つ一つのことよりも、基準協会が持っている重要性、存在理由、価値というものに非常に強く感じました。

そして、その価値を高め、私たちが使いながら大学をよくしていくためには、私達がもっと主体的にならなければならないのだということも痛感いたしました。

これからも、この基準協会を中心に、多くの大学と情報交換をしながら、さまざまな手法を学びあいながら、よりよい方向を目指していきたいと思います。

また、今日の話の中で、何かを学び、感じ取り、衝撃を受け、さまざまなことがあったはずです。すばらしい基調講演とシンポジウムだったと思います。この成果をお持ち帰りになって、それぞれの大学に生かしていただきたいと思います。本日はお集まりいただきましてどうもありがとうございました。

司会　これをもちまして、公益財団法人大学基準

協会平成 27 年度総会・大学評価シンポジウムを終了させていただきます。長時間の間ご参加いただきましてありがとうございました。